

山辺町地域防災計画

資料編

令和 4 年 7 月
山辺町防災会議

目 次

1	防災関係規程等	1
1-1	山辺町防災会議条例	1
1-2	山辺町防災会議運営規程	3
1-3	山辺町災害対策本部条例	4
1-4	山辺町災害対策本部設置基準	5
1-5	山辺町災害対策本部運営規程	6
1-6	山辺町消防計画	8
1-7	山辺町水防計画	34
1-8	山形県災害報告取扱要領	42
1-9	救助の実施要領の基準（概要）	62
1-10	山形市と山辺町との間の消防事務の委託に関する規約	64
1-11	山形市と山辺町との間の消防事務の委託に関する協定書	66
2	相互応援協定等	69
2-1	災害時における相互応援協定（日立市）	69
2-2	山辺町と日立市が締結した「災害時における相互応援協定」の応援事項に関する協定書	71
2-3	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）	72
2-4	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	74
2-5	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について	76
2-6	山形県広域消防相互応援協定書	79
2-7	山形広域市町災害時相互応援に関する協定	81
2-8	山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目	83
2-9	東南村山管内消防相互応援に関する申し合わせ事項	96
2-10	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	97
2-11	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	99
2-12	緊急時における廃棄物処分相互援助協定書	102
2-13	災害時における山辺町所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定（山辺町建設業協会）	104
2-14	災害時等における燃料の供給等に関する協定書（山辺町危険物安全協会）	106
2-15	災害時等における物資調達に関する協定書（東北カートン株式会社）	108
2-16	災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書（特別養護老人ホーム やまのべ荘）	110
2-17	災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書（介護老人保健施設メルヘン）	117
2-18	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	124

2-19	災害時等における必要物資の供給に関する協定書（山形農業協同組合）	128
2-20	災害時等における必要物資の供給に関する協定書（協同組合やまのベシヨッピ ングプラザ）	131
2-21	災害時等における必要物資の供給に関する協定書（株式会社 おーばん）	134
2-22	災害時等における必要物資の供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策 センター）	137
2-23	災害時等における車両提供に関する協定書（株式会社 トヨタレンタリース山 形）	140
2-24	災害時等における必要物資の供給に関する協定書（株式会社ツルハ ツルハド ラッグ山辺店）	142
2-25	災害時等における福祉避難所としての施設利用等に関する協定書（学校法人後 藤学園 やまべ幼稚園）	145
2-26	災害時等における福祉避難所としての施設利用等に関する協定書（学校法人仙 英学園 ゆりかご幼稚園）	148
2-27	災害時等における山辺町内郵便局と山辺町の相互協力に関する協定書（山辺町 内の郵便局）	151
2-28	災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書（複合介 護健康施設しらかば）	154
2-29	災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書（スマイ ルやまのべ）	157
2-30	災害時における避難所等としての施設利用等に関する協定書（山形県立山辺高 等学校）	160
2-31	災害時の医療救護活動に関する協定	163
2-32	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	168
2-33	災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定書（山形三菱自動車 販売株式会社）	170
2-34	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	177
2-35	指定管理施設における災害対応への支援に関する協定書（株式会社パ斯拉ボ）	183
2-36	災害時における緊急輸送に関する協定書（山辺観光タクシー株式会社）	185
2-37	災害時における停電解消の早期化に関する協力協定書（東北電力ネットワーク 株式会社山形電力センター）	187
3	防災組織等	189
3-1	山辺町防災会議委員名簿	189
3-2	防災関係機関の連絡先	190
3-3	自主防災組織	191
4	災害危険箇所等	192
4-1	土砂災害危険区域	192

4-2	土砂災害警戒区域等.....	194
4-3	土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設.....	196
4-4	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設.....	196
4-5	砂防指定地.....	196
4-6	重要水防箇所.....	197
4-7	農業用ため池.....	198
4-8	山地災害危険地区（民有林）.....	199
5	通信関係.....	201
5-1	災害時優先電話設置場所一覧.....	201
5-2	災害時特設公衆電話設置可能場所一覧.....	202
5-3	I P告知設置場所一覧.....	203
5-4	防災放送設置場所一覧.....	204
5-5	報道機関.....	205
6	避難収容関係.....	206
6-1	指定緊急避難場所.....	206
6-2	指定避難所.....	208
6-3	福祉避難所.....	209
7	重機及び車両等.....	210
7-1	町内事業所（町建設業協会）の保有機械及び車両.....	210
7-2	災害対策用臨時ヘリポート.....	213
8	医療救護関係.....	214
8-1	医療施設一覧.....	214
8-2	医療救護所設置予定場所.....	215
9	災害用備蓄物資及び燃料の調達・供給関係.....	216
9-1	災害用備蓄物資.....	216
9-2	燃料販売店.....	217
10	給水関係.....	218
10-1	最上川中部水道企業団保有給水資器材一覧.....	218
10-2	最上川中部水道企業団指定水道工事業者.....	218
11	防疫・保健衛生関係.....	219
11-1	町保有防疫資器材一覧.....	219
12	廃棄物処理関係.....	220
12-1	廃棄物処理施設.....	220
12-2	廃棄物処理委託業者.....	220
12-3	廃棄物収集運搬・処分許可業者.....	221
13	文教関係.....	222
13-1	文化財一覧.....	222
13-2	教科書取次供給所.....	223

14	危険物施設等関係	224
14-1	危険物貯蔵・取扱業者	224
14-2	液化石油ガス販売業者	225
14-3	毒物劇物取扱・販売業者	225
15	雪害対策関係	226
15-1	雪崩発生危険箇所	226
15-2	除雪資機材の整備状況	226
16	ライフラインの応急復旧関係	227
16-1	土木・建設（山辺町建設業協会会員）	227
16-2	電気（町競争入札参加資格登録者）	227
17	災害復旧・復興資金等関係	228
17-1	災害援護資金	228
17-2	母子及び寡婦福祉資金	229
17-3	生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付	230
17-4	被災者生活再建支援金	231
17-5	災害弔慰金及び災害障害見舞金	232
17-6	各種住宅資金の概要	233
17-7	天災融資制度	235
17-8	山形県農林漁業天災対策資金	237
17-9	激甚災害指定基準	239
18	様式集	244
18-1	自衛隊災害派遣要請書	244
18-2	自衛隊災害派遣部隊撤収要請書	245
18-3	被災者台帳	246
18-4	罹災証明書	248

1 防災関係規程等

1-1 山辺町防災会議条例

昭和 38 年 10 月 7 日条例第 21 号

改正

平成12年 3 月10日条例第 2 号

平成24年 9 月14日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、山辺町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山辺町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

2 会長は町長をもって充てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 山形県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 山形県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 山形市消防長及び町消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) その他特に必要と認め町長が任命する者

6 前項の委員の総数は、30 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議には諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月14日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 山辺町防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は山辺町防災会議条例（昭和38年条例第21号）第5条の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会議は会長が招集する。

(専門委員会)

第3条 防災会議の運営に関し必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称及び構成については、会長が会議に諮って定める。

3 委員会は委員長が会長の承認を得て招集する。

4 専門委員会は、その付議された事項の調査審議が終わったときは、速やかに報告書を会長に提出しなければならない。

5 委員長は調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て、当該専門委員会に属さない委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専決処分)

第4条 防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 山辺町地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、とりあえず緊急処置の実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部の設置について、あらかじめ防災会議において決定された設置基準に従ってこれを設置すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

1－3 山辺町災害対策本部条例

昭和 38 年 10 月 7 日条例第 22 号

改正

平成 24 年 9 月 14 日条例第 18 号

平成 27 年 3 月 19 日条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき山辺町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 14 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 山辺町災害対策本部設置基準

町災害対策本部は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、災害応急対策等を実施するため、次の基準により災害対策本部を設置します。

風水害時	<p>河川の氾濫</p> <ol style="list-style-type: none"> 1：指定河川洪水予報により、須川の鮎洗観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である16.30mに到達したと発表された場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、須川の鮎洗観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：小鶴沢川の大寺観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.30mに到達した場合 4：小鶴沢川の大寺観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（1.00m）（レベル2水位）又は避難判断水位（1.10m）（レベル3水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ※ <ol style="list-style-type: none"> ①小鶴沢川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ②小鶴沢川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③大寺観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 5：異常な漏水・侵食等が発見された場合 6：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※ <p>※4については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。</p> <p>7：町長が特に必要があると認めたとき</p>
土砂災害	<ol style="list-style-type: none"> 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「山形県河川・砂防情報システム」による土砂災害危険度情報において、1～2時間先予想で土砂災害警戒情報の基準を超過する場合（警戒レベル4相当） 3：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、気象庁の「防災情報提供システム」における、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想される場合（警戒レベル4相当） 4：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 5：町長が特に必要があると認めたとき
地震災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1：町の地域に広範囲に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2：災害救助法による救助を適用する災害が発生し、その対策を要するとき 3：町内で震度5弱以上の地震が観測されたとき 4：町長が特に必要があると認めたとき

1-5 山辺町災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は、山辺町災害対策本部条例（昭和38年条例第22号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、山辺町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の任務)

第2条 本部において取り扱う事項は次のとおりとする。

- (1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (3) 水防、消防、その他緊急措置に関すること。
- (4) 災害救助、その他民生安定に関すること。
- (5) 災害時の衛生対策に関すること。
- (6) 災害時の食糧及び給水並びに生活必需品対策に関すること。
- (7) 災害時の輸送対策に関すること。
- (8) 災害時の文教対策に関すること。
- (9) 災害復旧応急対策に関すること。
- (10) その他災害応急対策に関すること。

(本部員会議)

第3条 本部長、副本部長及び本部員は、本部員会議により災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施を推進する。

(副本部長)

第4条 副本部長は、副町長をもって充てる。

(本部員)

第5条 本部員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 山辺町課設置条例（昭和47年条例第3号）の定める課に置く課長
- (2) 山辺町教育委員会教育長
- (3) 山形市消防本部に属する消防吏員
- (4) 山辺町消防団長
- (5) その他、本部長が特に指名する者

(事務局)

第6条 本部に事務局を置き、事務局長に防災対策課長をもって充てる。

2 事務局員は防災対策課職員とし、事務局長が不足すると判断した場合には関係各課職員の中から指名する。

3 事務局員は本部員会議決定事項の連絡又は各種の情報収集等の事務を担当する。

(部)

第7条 条例第3条により次の部を置く。

- (1) 総務部
 - (2) 防災対策部
 - (3) 政策推進部
 - (4) 税務部・会計部
 - (5) 町民生活部
 - (6) 保健福祉部
 - (7) 産業部・農業委員会部
 - (8) 建設部
 - (9) 教育部
 - (10) 消防部
 - (11) 水道部
- (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

1-6 山辺町消防計画

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 条第 2 項第 15 号の規定に基づいて山辺町の基準を次のように定めます。

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 条第 2 項第 15 号及び市町村消防計画の基準（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）の規定に基づき、町民の生命、身体及び財産を火災やその他の災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図るため、山辺町の消防組織及び施設の整備を図り、災害の予防と災害発生時における消防力を効果的に発揮させることを目的とする。

第2節 計画の性格

1. この計画は、火災やその他の災害に対処すべき措置事項を中心に定めたものである。
2. この計画は、町民の生命と財産を守るために消防機関がとるべき具体的な事項を定めたものである。
3. 消防事務については、山形市と山辺町との間の消防事務の委託に関する協定（平成 23 年 12 月 1 日協定）及び山形市と山辺町との間の消防事務の委託に関する規約（平成 23 年 11 月 9 日告示第 78 号）に基づき山形市に委託していることから、消防本部及び消防署に係る規定については、山形市消防計画の定めるところによる。

第3節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第2章 組織計画

組織計画は、消防本部、消防署及び消防団が、水火災及び地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するため、消防機関の事務機構と部隊編成等について定める。

第1節 消防本部の組織

消防本部の組織は、山形市消防計画の定めるところによる。

第2節 消防団の組織

山辺町消防団の設置等に関する条例（平成 26 年条例第 3 号）に基づき、山辺町消防団（以下「消防団」という。）の組織は表 1、区分表は表 2 のとおりとする。

第3節 事務機構

1. 平常時の事務機構

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

消防団の事務内容は、次のとおりとする。

ア 火災予防活動

イ 火災警防活動

ウ 消防機械器具の整備点検

エ 消防水利の整備点検

オ 地域住民への初期消火指導及び応急手当の普及指導

カ その他必要な消防活動

2. 非常時の事務機構

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

消防団の事務内容は、次のとおりとする。

ア 災害防ぎょ活動

イ 消火、警戒、避難誘導、救出、搜索活動

ウ 警戒区域の設定

エ その他災害防ぎょに必要な活動

表 1 (消防団の組織)

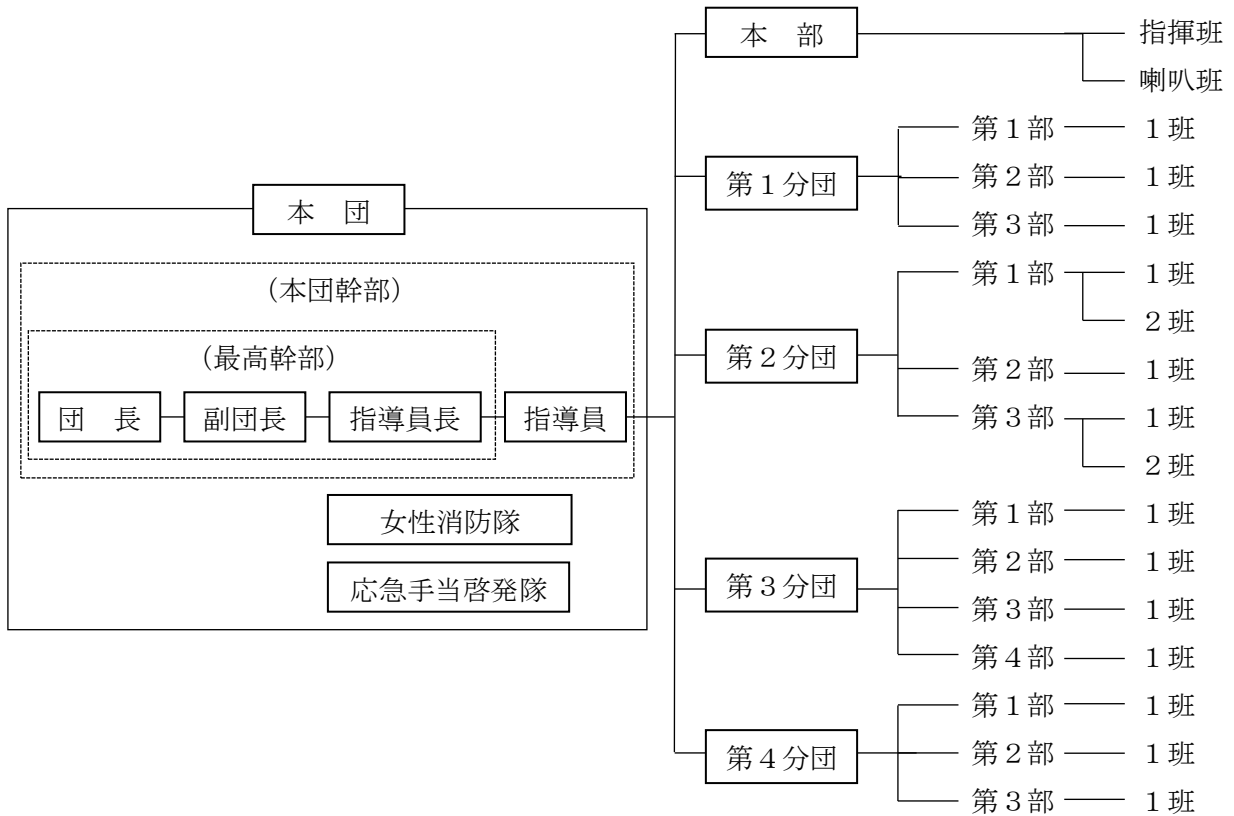


表 2 (区分表)

第1分団	1部	長嶋1丁目～3丁目、沢寺、田中、南町1丁目～3丁目、三河尻、緑ヶ丘2丁目～6丁目
	2部	東町、東高楯、高楯1丁目～2丁目、西高楯、芦沢、弾正淵
	3部	前ノ内、西町、北ノ宿、上野、上宿、上田小路
第2分団	1部	橋本、学校前、久保、南組、北組、鬼ノ目、蓮台寺、熊沢、宿、諏訪、上道、荒宿、杉下、東、中丸、前方、荒谷、相ノ沢、湯舟、面白遅根
	2部	西之表、天神
	3部	大字北作地内、大字築沢地内、大字畑谷地内
第3分団	1部	大字根際地内
	2部	大字大塚地内
	3部	大字要害地内、下原
	4部	近江地内
第4分団	1部	本町、駅前、仲町、大手町、下裏小路、東館、上裏小路、前小路、西館、田小路、鍛冶町
	2部	鍛冶町2丁目、新町1丁目～3丁目、清水町
	3部	大門町1丁目～7丁目、大門東光台

第4節 災害時の消防隊の編成

1. 通常災害

(1) 消防本部、消防署の部隊編成

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団の部隊編成

消防団の出動区域及び部隊編成は、表3のとおりとする。

表3（出動区域、部隊編成）

地区名	分 団	出 動 部
山 辺	本団、本部	
	第1分団	第1部、第2部、第3部
	第2分団	分団内から1小隊（部）
	第3分団	分団内から1小隊（部）
	第4分団	第1部、第2部、第3部
大 寺	本団、本部	
	第1分団	分団内から1小隊（部）
	第2分団	第1部、第2部、第3部
	第3分団	分団内から1小隊（部）
	第4分団	分団内から1小隊（部）
中・作谷沢	本団、本部	
	第1分団	分団内から1小隊（部）
	第2分団	第1部、第2部、第3部
	第3分団	分団内から1小隊（部）
	第4分団	分団内から1小隊（部）
相 模	本団、本部	
	第1分団	分団内から1小隊（部）
	第2分団	分団内から1小隊（部）
	第3分団	第1部、第2部、第3部
	第4分団	分団内から1小隊（部）

2. 非常災害

(1) 消防本部、消防署の部隊編成

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団の部隊編成

ア 大規模な火災や林野火災時においては、団長の命令により、出動区域外に出動する。

イ 隣接市町へ応援出動が必要となる場合においては、町長の命令により、応援出動区域に出動する。各部の応援出動区域は、表4のとおりとする。

表4（各部の応援出動区域）

分団名	部名	応援出動区域
正副団長		全ての町外応援区域
指導員長・指導員		全ての町外応援区域（指導員長の指示による）
本部		—
第1分団	第1部	山形市（船町、西中野） 分団内から1小隊（部）
	第2部	
	第3部	
第2分団	第1部	中山町（金沢、柳沢）
	第2部	
	第3部	朝日町（送橋、和合平、水本）、白鷹町（中山） 山形市（滝平、大平）
第3分団	第1部	山形市（上反田、下反田、古館、常明寺、芳沢） 分団内から1小隊（部）
	第2部	
	第3部	
	第4部	
第4分団	第1部	山形市（志戸田、鮎洗、吉野宿） 分団内から1小隊（部）
	第2部	
	第3部	

第3章 消防力等の整備計画

消防力等の整備計画は、消防力の現勢を把握し、将来の社会構造の変化に適切に対応するため、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）及び消防訓練礼式の基準（昭和 40 年消防庁告示第 1 号）等に基づき、消防力の増強、更新及び整備点検等について定める。

第1節 消防力等の現況

1. 人員

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

消防団の人員は、表5のとおりとする。

表5（消防団の人員）

令和4年4月2日現在

		部・隊名	部長 隊長	班長 副隊長	部員 隊員	計
本 団	団長 : 1					11
	副団長 : 2	女性消防隊	1	1	15	17
	指導員長 : 1 指導員 : 7	応急手当啓隊 (兼務)	(1)	-	(26)	(27)
本 部			1	2	13	16
第1分団	分団長 : 1					2
	副分団長 : 1	第1部	1	1	12	14
		第2部	1	1	9	11
		第3部	1	1	9	11
第2分団	分団長 : 1					2
	副分団長 : 1	第1部	1	2	23	26
		第2部	1	1	10	12
		第3部	1	2	25	28
第3分団	分団長 : 1					2
	副分団長 : 1	第1部	1	1	9	11
		第2部	1	1	17	19
		第3部	1	1	10	12
		第4部	1	1	10	12
第4分団	分団長 : 1					2
	副分団長 : 1	第1部	1	2	15	18
		第2部	1	1	8	10
		第3部	1	1	11	13
合 計						249

2. 施設及び資機材

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

消防団が管理する施設及び資機材は、表6、表7及び表8のとおりとする。

表6（消防機械、消防通信）

名 称	水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	軽可搬ポンプ	資機材車	救助用資機車	消防・防災 IP 無線携帯型	デジタル簡易無線機
本 団				3			10	13
本 部					1		1	
第1分団							2	
1 部			1				1	
2 部	1						1	
3 部						1	1	
第2分団							3	
1 部		1	1				1	
2 部			1				1	
3 部	1		1				1	
第3分団							2	
1 部		1					1	
2 部			1				1	
3 部			1				1	
4 部			1				1	
第4分団							2	
1 部	1						1	
2 部		1					1	
3 部			1				1	
合計	3	3	8	3	1	1	39	13

表7 (消防水利：消火栓及びその他)

分団名	部名	消火栓			その他			
		計	配管口径(150mm)		計	池沼濠等	導水施設	プール
			未満	以上				
第1分団	1部	33	25	8	3	1	1	1
	2部	33	21	12	1			1
	3部	24	8	16	1			1
第2分団	1部	43	14	14	7	5		2
	2部	10	9	1				
	3部	31			10	9		1
第3分団	1部	27	14	13	2	1		1
	2部	17	10	7	1	1		
	3部	14	6	8	2	2		
	4部	20	20					
第4分団	1部	25	11	14	1	1		
	2部	20	14	6				
	3部	30	27	3				
合計		327	179	102	28	20	1	7

※ 消火栓は、全て公設である。

表8 (消防水利：防火水槽)

分団名	部名	防火水槽			防火水槽水量別								
		計	有がい	無がい	計	10t未満	10t以上	20t以上	40t以上	60t以上	80t以上	100t以上	その他
第1分団	1部	17	17		17	6	3	3	3				2
	2部	19	19		19		4	13	2				
	3部	16	16		16	6	3	2	3		1	1	
第2分団	1部	41	23	18	41	2	7	20	8	2		1	1
	2部	4	4		4			3	1				
	3部	21	2	19	21		1	13	5			1	1
第3分団	1部	20	18	2	20	1	1	12	6				
	2部	12	11	1	12		1	4	6			1	1
	3部	6	4	2	6	1		4	1			1	
	4部	7	7		7				6				1
第4分団	1部	13	12	1	13	4	2	4	2			1	1
	2部	7	7		7			4	3				
	3部	10	10		10	1		6	2				1
合計		193	150	43	193	21	22	88	48	2	1	3	8

※ 防火水槽は、全て公設である。

第2節 消防力等の増強

1. 人員

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

消防力の主力をなす消防団員の確保及び資質の向上に努め、消防力の増強を図る。

2. 施設及び資機材

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

ア 消防施設

消防施設の数や配置は、継続的に見直す必要があることから、必要な修繕を行い、施設の再配置を行いやすい状態の維持に努める。

イ 消防水利

最上川中部水道企業団と連携を図り、地震に強い防災体制の整備に努める。

ウ 資機材

多様化する災害への対応や老朽化による性能低下の防止を図るため、資機材の省力化及び軽量化に努める。

第3節 消防力等の更新

1. 施設及び資機材

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

ア 消防車両（消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車）

適時更新

イ 消防水利（消火栓）

順次更新

ウ 資機材（ホース、吸管、個人装備等）

適時更新

第4節 施設及び資機材の整備点検

1. 定期

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

ア 定期整備点検

毎月2回以上、消防機械器具の整備点検を実施する。

イ 消防ポンプ性能検査

消防ポンプは、隔年毎に性能検査を実施する。

ウ 特別点検

毎年春季消防演習時に、人員姿勢、服装、機械器具、訓練礼式等の点検を実施する。

2. 災害活動後

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

ア 現場点検

各分団長は、水火災の防ぎよその他消防活動の終了後、現場において、人員、機械器具等の点検を行い、点検結果を団長に報告する。

第4章 調査計画

調査計画は、火災、風水害その他の災害が発生した場合に、適切な防ぎょ活動を行うため、消防施設の維持管理、地理水利及び災害危険区域等の調査について定める。

第1節 消防地理調査

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

定期的に毎月2回、管轄区域の道路及び地形の状況を把握するために調査を行う。

第2節 消防水利調査

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

各部において、定期的に管轄区域の消火栓、防火水槽、河川その他の消防水利の状況を把握し、異常を確認した場合は速やかに団長又は町に連絡しなければならない。

第3節 災害危険区域等調査

火災危険区域、特殊建築物、大量危険物貯蔵取扱所、大量可燃性ガス製造所等、毒物劇物貯蔵取扱所、火薬類貯蔵庫等、浸水危険個所及びがけ崩れ等の危険個所について、その状況を把握する。

1. 火災危険区域

木造建築物密集地域又は危険物施設若しくは、可燃性ガス類の貯蔵施設その他これらに類する施設等が数多く存し、延焼拡大危険要素が存在する区域で、その区域内の地形及び道路等の状況並びに消防水利の状況及び消防力の現在状況を基に当該区域における火災危険度を判定した結果、活動が至難であり、大規模火災となるおそれがある区域を指定するために調査を行い、その具体的な指定基準は別に定めるものとする。

また、大規模火災の延焼拡大を鎮圧すべき防ぎょ線は、山形市消防計画に定められているところにより、次のとおりとする。

(1) 防ぎょ線等の区分

ア 準防ぎょ線 大規模火災の延焼拡大を防圧すべき延焼阻止線

イ 防ぎょ線 準防ぎょ線で阻止が不可能となった大火に対し、道路、緑地、河川、空地等を盾に消防力を結集し、防圧する延焼阻止線

(2) 防ぎょ線等の基準

ア 準防ぎょ線は、おおむね幅員が7メートル以上10メートル未満のもの、又は幅員にかかわらず防ぎょに有効と判定されるもの。

イ 防ぎょ線は、おおむね幅員が10メートル以上のもの。

2. 特殊建築物

- 山形市消防計画の定めるところによる。
3. 大量危険物貯蔵取扱所
山形市消防計画の定めるところによる。
 4. 大量可燃ガス製造所等
山形市消防計画の定めるところによる。
 5. 毒物劇物貯蔵所、火薬類貯蔵庫及び放射性物質貯蔵取扱所
山形市消防計画の定めるところによる。
 6. 浸水危険箇所
水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 16 条の規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定する本町の河川と水防区を調査する。
 7. がけ崩れ等危険区域
山辺町地域防災計画で指定する土砂災害危険区域及びその他被害発生のおそれのある区域を調査する。

第5章 教育訓練計画

教育訓練計画は、社会情勢の変化や技術の発展に対応し、消防活動を安全かつ適切にすいこ
うできるように、消防職員及び消防団員が消防に係る知識及び技能を効果的に習得するため、教
育及び訓練について定める。ただし、消防職員に係る教育訓練計画は、山形市消防計画に定め
るところによる。

第1節 教育

消防団員に対する教育は、次の研修体系により実施する。

表 10 (研修体系)

教育種別			内 容
学校 教育	消防大学校	団長科	団長、副団長として必要な消防活動の学術及び、技能 の習得
	県消防学校	指揮幹部科 ・分団指揮課程 ・現場指揮課程	分団長及び副分団長を対象にした消防活動上必要な学 術、技術の習得 部長又は、部長と同等の実務経験を有する班長を対象 にした消防活動上必要な学術、技術の習得
		実技指導員科 ・消防操法 ・訓練礼式	班長以上を対象とした、教育訓練の指導者を養成する ための、消防操法に必要な知識と技術の習得
			班長以上を対象とした、教育訓練の指導者を養成する ための、訓練礼式に必要な知識と技術の習得
		初級幹部科	班長又は、班長候補を対象にした消防活動上必要な学 術、技術の習得
	機関科	消防活動上必要な機関を主体として専門教育の習得	
一般 教育	消防団	所属教育	各分団が必要と認める場合、ポンプ操法等実技を含 め、消防活動上必要な事項の習得
		実務教育	火災予防技術、警防技術の習得
		一般研修	消防活動上必要と消防団が認める技能等の習得
		新入団員教育	団員任命時に団員としての基礎的知識の習得

第2節 訓練

消防団員に対する訓練は、次の訓練内容のとおり実施する。

表 11 (訓練内容)

訓練名	時期	内 容
幹部訓練	4月	新年度の幹部を対象とした教育訓練
新入団員訓練	4月	消防団員としての基礎的な知識、技術を習得させる
火災防ぎょ訓練	春 / 秋	火災を想定した消火訓練
各種訓練	随時	ポンプ使用操作訓練等

第6章 災害予防計画

災害予防計画は、火災、風水害その他の災害を未然に防止し、災害による被害を最小限度に止めるため、火災及び風水害等の予防指導、火災予防査察、広報活動等の防火・防災対策について定める。

第1節 火災予防指導

1. 火災をなくす町民運動の展開

本運動は、町民の生命・財産を火災から守るため広く展開し、火災による損害と死傷者の防止を期し、もって本町の発展と共に町民の福祉の推進に寄与するため次のことを実施する。

- (1) 住宅用火災警報器設置の呼びかけ
- (2) 町内会、自治会、自主防災会等の消防団との防火教室の開催
- (3) 県下一斉の春、秋火災予防運動期間中にサイレン吹鳴等を行い、防火思想の高揚を図る。
- (4) 危険物安全協会による防火研修会を通じて火災予防の啓発に努める
- (5) 幼年消防クラブの防火教室を通じて、防火思想の高揚を図る

2. 事業所等の災害防止

(1) 防火管理者等

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 危険物施設関係者等

山形市消防計画の定めるところによる。

(3) 可燃性ガス等の販売業者

山形市消防計画の定めるところによる。

(4) 毒物劇物取扱業者

山形市消防計画の定めるところによる。

(5) 火薬類取扱業者

山形市消防計画の定めるところによる。

(6) 放射性物質貯蔵取扱者

山形市消防計画の定めるところによる。

3. 防災組織等の育成指導

「自らの町は、自らで守る」という理念に基づいて、火災予防と共に災害時の効果活動を期するため、次の団体等の育成指導を図る。

(1) 自主防災組織

(2) 幼年消防クラブ

4. 地震災害予防の指導

地震災害から町民の生命・身体及び財産を保護するため、町民に対し地震災害知識の普及向上に努める。

第2節 建築物の消防同意と火災予防査察

1. 建築物の消防同意

山形市消防計画の定めるところによる。

2. 火災予防査察

山形市消防計画の定めるところによる。

第3節 広報活動

火災、その他の災害から町民を守るために、防災意識の高揚と消防に対する理解と協力を深めるため、広く予防の広報活動を推進する。

1. 報道機関による広報

各種行事等について、報道機関に情報を提供し、協力を得て広報を図る。

2. インターネットによる広報

町のホームページ、SNS等を活用して広報を図る。

3. 印刷物による広報

(1) 町広報紙による広報

(2) チラシ等による広報

4. 広報車等による広報

火災予防上必要のあるときは、消防ポンプ自動車、広報車等により、警戒心の喚起を促すために巡回広報を行う。

5. 防災放送による広報

火災、風水害その他の災害による被災地域の混乱防止と人心の安定を図るとともに、二次災害防止と安全避難のため、必要な広報を行う。

第7章 警報発令伝達計画

警報発令伝達計画は、異常気象時に火災等の災害を未然に防止するため、火災警報等の警報の発令、解除、伝達及び周知の方法等について定める。

第1節 火災警報の発令及び解除

山形市消防計画の定めるところによる。

1. 火災警報の発令基準

- (1) 実効湿度 65%以下、最小湿度 30%以下で、平均風速 12m/s 以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (2) 実効湿度 70%以下で、平均風速 12m/s 以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪の場合は、除くことができる。)

2. 火災警報の解除基準

気象条件が、火災警報発令基準以下に達し、かつ火災警戒上危険が認められないと判断したとき。

第2節 火災警報発令時の伝達

1. 伝達の方法

- (1) 山形市消防本部より通報を受けて、消防団に対し消防無線又は電話等により伝達する。
- (2) 一般住民に対しては、広報車、消防ポンプ自動車の広報により周知する。

第8章 情報計画

情報計画は、災害が発生する危険が生じたとき及び災害が発生したときの各種災害情報を迅速かつ正確に把握し、適切な措置を講ずるために必要な事項について定める。

第1節 情報収集

1. 一般的な情報の収集手段

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、当該災害に対応する事項を選択し、次の手段で情報を収集する。

- (1) 山形市消防本部からの通報
- (2) 国のJアラートによる情報
- (3) 山形県防災行政無線・防災情報システム、山辺町防災行政無線による情報
- (4) 防災放送取付カメラによる情報
- (5) 消防団員及び一般町民に対する問合せ照会による収集
- (6) テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報による収集

2. 災害活動に係る情報の収集手段

山形市消防計画の定めるところによる。

第2節 情報報告及び連絡

1. 消防団長は、河川等を巡視し水防上危険であると認めるときは、河川等の管理者に連絡し必要な措置を求める。

2. 有線電話及び無線電話等で関係機関に必要な事項を報告又は連絡する。

3. 応援

応援協定、覚書等により、災害の必要事項について相互連絡する。

第3節 情報広報

情報広報は、災害情報を的確に伝達して被災地域の混乱防止、人心の安定を図るため、関係者及び報道機関に対し、次の広報活動を実施する。

1. 広報責任者

現場広報は、現場本部長が行う。

2. 広報の手段

(1) 防災放送

町内に設置した防災放送による広報

(2) 車両

消防車両による広報

(3) 口頭伝達

消防職員、消防団員の携帯拡声器による広報

(4) その他

3. 報道関係に対する広報

報道機関に対する広報は、新聞、ラジオ、テレビ等を通じて災害の状況を広く町民に周知徹底できるように、災害の概要を中間、確定時に区分して迅速に発表できるように努める。

第4節 情報記録

情報記録は、災害情報収集記録報告書及び記録写真等により、被害状況確認の資料として保存する。

第9章 火災警防計画

火災警防計画は、火災を警戒し、鎮圧するため、消防職員及び消防団員の招集、出動、警戒、通信及び火災防ぎょ等について定める。

第1節 招集計画

1. 非常招集区分

火災時における非常配備は、次のとおりとする。

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

非常招集は、全団員を招集する。

2. 出動場所

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

ア 招集の命令を受けたときは、特に指定された場所のほか、所属部の消防ポンプ庫に出動する。

イ 出動した団員は、所属部長に報告し、部長は分団長に、分団長は消防団長に出動人員を報告する。

3. 招集方法

招集は、次の方法により行う。

(1) 有線電話等又は無線電話

(2) サイレン吹鳴

(3) 口頭伝達

第2節 出動

1. 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

2. 消防団

第2章第4節の消防団の部隊編成（表3）に基づき出動する。

第3節 警戒

1. 火災警報発令時の特別火災警戒

(1) 消防本部、消防署

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団

各分団において出動体制を敷き、巡回広報警戒に当たる。

2. ガス等漏えい事故等時の火災警戒

山形市消防計画の定めるところによる。

3. 火災発生時の消防警戒

(1) 飛火警戒

強風等により特に飛火のおそれがあるときは、現場の消防部隊の一部を指定して警戒させる。

(2) 消防警戒区域の設定及びその処置

火災の現場において、消防吏員又は消防団員が特に必要と認めた場合は、消防警戒区域を設定し、交通規制、現場への出入制限等の処置を行い、警戒にあたる。

4. 異常気象時特別火災警戒

(1) 職（団）員に対する必要事項の特別指示

(2) 広報車、消防ポンプ自動車での火災予防広報

(3) 消防水利の確保、確認

(4) 消防機械機器の特別点検

5. その他の特別火災警戒

(1) 年末年始特別火災警戒

山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 特命特別火災警戒

山形市消防計画の定めるところによる。

第4節 通信体制

1. 平常時の通信体制

(1) 消防本部、消防署にあっては、山形市消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団にあっては、消防車両の車載無線機及び小型携帯無線機（以下この章において「消防無線機等」という。）の適正な維持管理及び取扱い技術の向上に努めるものとする。

2. 非常時の通信体制

(1) 災害が発生した場合においては、消防無線機等を活用し通信体制の確保に努めるものとする。

(2) 消防団長は、消防車両の車載無線が輻輳し、又は輻輳することが予想されるときは、無線通信の統制を行うものとする。

第5節 火災防ぎょ計画

山形市消防計画の定めるところによる。

第10章 風水害等警防計画

風水害等警防計画は、風水害、雪害等に適切に対応するため、消防職員及び消防団員の招集、出動及び警防体制等について定める。

第1節 風水害対策

1. 風害対策

台風の接近や竜巻、突風の発生が予想される時又は発生したときは、消防車両によるパトロール、警戒を強化し、災害情報の収集に努めるものとする。

2. 水害対策

水害を警戒し、防ぎよするため水防計画に基づき実施する。

第2節 雪害対策

1. 地水利の確保

(1) 随時巡回し、障害の早期発見及び排除に努めること。

(2) 消防活動に障害となる積雪があるときは、関係機関と連絡をとり除排雪を要請するほか、車両機械及び人員を活用して水利の確保に努めること。

2. 雪崩及び落雪等による人命救助

山形市消防計画の定めるところによる。

第11章 避難計画

避難計画は、町民の生命、身体を火災、爆発、地震、突発的事故及び風水害等の災害から保護するため、避難指示の周知並びに誘導等について定める。

第1節 適応災害

本計画において、避難を実施する災害は次のとおりとする。

1. 火災
2. 爆発又は爆発を伴う火災で住民の立退き及び避難を必要とするもの。
3. ガス、火災、危険物及び化学物質等の漏えい飛散流出等の事態が発生し、当該事故により拡大が予想されるもの。なお、水害その他の非常災害については、山辺町地域防災計画による。

第2節 避難のための立退き勧告、指示等

1. 火災爆発等の災害又は人命身体を保護する必要があるときは、消防長は避難のための勧告、指示を行う。
2. 避難すべき時期が急を要し、消防長が前記勧告等をするいとまがないときは、消防署長若しくは現場の上席の消防吏員がこれを行う。

第3節 勧告の内容と基準

1. 勧告
 - (1) 条件
 - ア 火災が延焼拡大し、容易に鎮火するのが難しく、防ぎよ線を設定してこれを阻止しよとするとき。
 - イ 爆発の危険を伴う火災で、ガス、火薬、危険物及び化学物質等の漏えい飛散流失等により、住民の避難の必要があるとき。
 - (2) 対象
火災等により現に被害を受け又は受けるおそれのある住民等
 - (3) 伝達内容
 - ア 発令者
 - イ 立退き、避難を必要とする理由
 - ウ 避難する場所
 - エ 避難経路
 - オ その他必要事項
2. 指示
 - (1) 条件
状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は勧告に従わない住民に対して行う。
 - (2) 対象
勧告の規定による。

(3) 伝達内容

勧告の規定による。

(4) 伝達方法

ア 拡声器、防災放送等による広報

イ 口頭伝達

第4節 避難誘導及び避難場所

緊急時に際し、危険区域の住民を安全な地域に避難させ、必要に応じ避難場所に収容し人命被害の軽減と避難者の援護にあたるものとする。

なお、避難場所については、地域防災計画に定めるところによる。

第 12 章 救急・救助計画

救助救急計画は、災害及び事故等による傷病者等を救助し、応急処置を実施し、医療機関等へ迅速、的確に搬送するため、救急、救助に必要な事項について定める。

第 1 節 救急、救助隊の編成

山形市消防計画の定めるところによる。

第 2 節 救急、救助隊の出動

山形市消防計画の定めるところによる。

第 3 節 救急、救助隊の活動

山形市消防計画の定めるところによる。

第 4 節 多数傷病者事故対策

山形市消防計画の定めるところによる。

第 5 節 ドクターヘリとの連携

1. ドクターヘリと連携した救急活動

山形県ドクターヘリ運航要領（平成 24 年 11 月 1 日施行）に基づく山形県ドクターヘリとの連携について、次のとおり定める。

(1) 要請

山形県ドクターヘリ運航要領に基づき、山形市消防本部が出動を要請する。

(2) 地上支援隊

ドクターヘリの離着陸にあたっては、消防隊が支援隊として出動する。

(3) 傷病者の搬送

ドクターヘリ搭乗医師の判断により、ドクターヘリ又は救急車で患者を医療機関に搬送する。

2. ドクターヘリ支援活動

山辺町ドクターヘリ支援事業実施要綱（平成 26 年告示第 45 号）の定めるところによる。

第 13 章 応援協力計画

応援協力計画は、大規模災害をはじめ、火災及びその他の災害による被害の軽減を図るため、隣接市及び関係機関等との応援協定の締結や応援について定める。

第 1 節 応援協定一覧

No.	協定名	協定年月日	相手先
1	山形県広域消防相互応援協定	昭和 53 年 3 月 10 日	山形県内 34 市町村及び消防一部事務組合
2	東南村山管内消防相互応援に関する申し合わせ事項	昭和 53 年 3 月 16 日	山形市、上山市、天童市、中山町
3	山形県消防広域応援隊に関する覚書	平成 7 年 11 月 14 日	山形県下の消防本部
4	山形県防災情報システムの設置及び管理運用に関する協定	平成 14 年 11 月 29 日	山形県
5	山形県防災行政無線局の設置及び管理運用に関する協定	平成 14 年 11 月 29 日	山形県
6	災害時における相互応援協定	平成 17 年 12 月 9 日	茨城県日立市
7	山辺町と日立市が締結した「災害時における相互応援協定」の応援事項に関する協議	平成 24 年 8 月 31 日	茨城県日立市
8	山形県ドクターヘリ運航要領に基づくランデブーポイントの白鷹町と山辺町との利用に関する協定書	平成 25 年 12 月 25 日	白鷹町

1-7 山辺町水防計画

1 目的

この計画は、水防活動を円滑に実施するため必要な事項を定め、管内各河川等の洪水による災害を警戒、防御しこれらによる被害を軽減することを目的とする。

2 水防組織

- (1) 町に水防本部をおき、総務課においてその事務を行う。
- (2) 水防本部の構成は、次のとおりとする。

本部長	1名
副本部長	1名
本部員	若干名
係長	若干名
係員	若干名
- (3) 本部長は、町長、副本部長は副町長とし、本部員、係長及び係員は本部長が命ずる。
- (4) 本部長は、水防業務を総括する。
- (5) 本部に本部付要員をおく。
- (6) 係長及び係員は、上司の命を受け職務に従事する。
- (7) 水防本部に次の係をおく。

庶務係
資材係
記録係
- (8) 本部の構成及び任務は次のとおりとする。

本部	係名	係長	係員	分担任務
本部長 町長	庶務係	庶務係長 防災係長	総務課職員	1 水害情報の通報連絡 2 警報の伝達連絡 3 その他特に命ぜられた事項
副本部長 副町長	資材係	道路河川係長	建設課職員	1 水防資器材の調達及び輸送 2 備蓄資器材の点検 3 水防工法の指導 4 その他特に命ぜられた事項
本部付 教育長 各課(局)長	記録係	情報統計係長	政策推進課職員	1 水害情報の記録の収集 2 その他特に命ぜられた事項

3 水防団

- (1) 町の水防団は、消防団の組織をもってこれにあてる。
- (2) 水防団の構成は、次のとおりとする。

水防団長	1名	(消防団長)
水防副団長	2名	(消防団副団長)
水防団本部付	8名	(消防団指導員)
水防分団長	5名	(消防団分団長)
水防副分団長	5名	(消防団副分団長)
水防団員	249名	(消防団員)
- (3) 水防団長は、本部長の命を受けて水防団を統括し、水防業務に従事する。
- (4) 水防分団長は、指定された地域の水防を担当する。
- (5) 水防分団は、消防分団名を冠して呼称する。
- (6) 水防分団に次の係をおき、分団長がこれを指名する。
 - 連絡係（水害情報の通報連絡）
 - 巡視係（河川の巡視、水位の観測及び通報連絡、避難者の誘導）
 - 工作係（水防資器材の調達及び輸送、水防作業の実施）

4 重要水防箇所及び水防区担当分団

- (1) 管内の重要水防箇所は、次のとおりとする。

〔重要水防箇所 略（資料4－6参照）〕
- (2) 管内の主な河川の水防区及び担当水防分団は次のとおりとする。

水防区	河川名	担当分団
第1水防区	須川、小鶴沢川下流、摺鉢沢川、境ノ目川、その他区域内河川	第1分団
第2水防区	小鶴沢川上中流、沢上川、その他区域内河川	第2分団
第3水防区	後明沢川、その他区域内河川	第3分団
第4水防区	須川、摺鉢沢川、境ノ目川、その他区域内河川	第4分団

- (3) 水害発生のおそれのない水防区の分団は、本部長の指示があるとき担当区以外の水防区に出動し水防業務にあたる。

5 設備資器材及び輸送

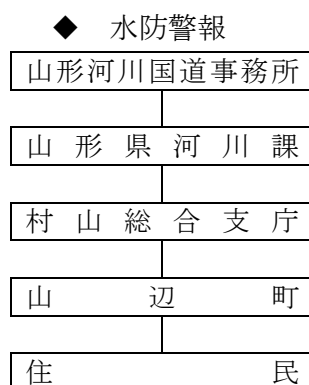
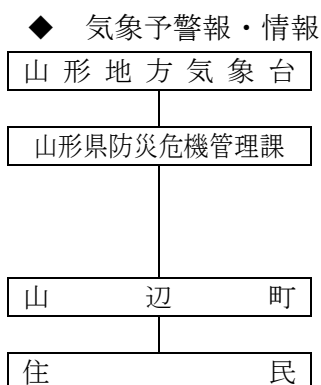
- (1) 町は防災倉庫を設置し、水防に必要な資器材を年次計画により逐次整備するものとする。
 - ① 防災倉庫の位置は、次のとおりとする。
 - 山辺町緑ヶ丘5番地
 - 山辺町大字大寺560番地9
 - ② 防災倉庫に備蓄する資器材は、おおむね次のとおりとする。

品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
ペンチ	5丁	ツルハシ	5丁	丸太	50本	鉄ぐい	50本
かま	5丁	縫針	100本	木ぐい	50本	塩ビ管	10本
のこぎり	5丁	一輪車	5台	竹	10本	シート	10枚
なた	5丁	土のう	1,000袋	縄	50kg	土のう袋	1,000枚
かけや	5丁	スコップ	10丁	鉄線	5丁	土のう用止杭	50本

- (2) 備蓄した資器材に不足を生じた場合は、これを速やかに補充確保するとともに緊急時には需要に応じられるよう業者等の協力体制を整えておくものとする。また、担当分団は緊急の場合必要な資材を農業団体等の所持者が直ちに提供に応じられるよう予め協力を求めておくなど、適宜の措置を講じておくものとする。
- (3) 本部長は、管内の水防区についてあらゆる状況に応じて資器材を輸送できるよう道路その他交通網を調査しておくなど、臨機応変の輸送対策をたて、これを所轄水防団に連絡するものとする。
- (4) 本部長は、資器材を緊急輸送するため町所有の車両を配備するほか、町内の輸送業者に対して車両の優先借上げを予約しておくものとする。

6 水防活動

- (1) 本部長は、常に気象通報に注意し、洪水予報又は水防警報が出た場合、その他洪水のおそれがあると認めたときは、各担当水防分団に対し、区域内の河川を巡視警戒するよう指示するものとする。
- (2) 担当分団長は、あらかじめ巡視区域を定め、巡視係を随時巡視させ、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに本部に報告しなければならない。
- (3) 担当分団長は、洪水等のおそれがあると認めた場合は、巡視係に河川の水位を観測させ、その状況を次の要領により随時本部に報告しなければならない。
 - ① 測定場所
 - ② 測定日時
 - ③ 水位
 - ④ 増減の傾向又は見込み
- (4) 本部長は、前項の報告を受けたときは、上部機関及び関係機関・団体に通報するとともに、必要に応じ関係住民に対し周知するものとする。
- (5) 水防に関する気象予警報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



7 出 動

(1) 本部長は、水防警報が発令され、又は管内の河川が警戒水位に達したとき、その他必要と認めた場合は、その状況に応じおおむね次の区分により水防団に出動命令を発令し警戒配置に就かせるものとする。

① 第1種出動命令 水防警報が発令され、又は区域内的の河川が警戒水位に達したとき、その他必要と認めた場合は、その状況に応じ活動に必要な一部の団員を招集する場合

② 第2種出動命令 関係区域に所属する全部の団員を招集する場合

(2) 出動の区域、区分、期間及び待機等具体的な事項は、本部長がこれを指示する。

(3) 担当分団長は、本部長より特に出動の命令がない場合でも、その担当区域内に水害が発生するおそれがあると認めたときは、必要な団員を招集して警戒にあたらせ、又は待機を命じその他水防資材の点検準備をするなど、機敏の措置をとり、その状況を本部に報告しなければならない。

8 水防作業

(1) 出動した水防団は、担当水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常箇所を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに、状況を本部に報告するものとする。

(2) 水防作業は指揮者の指示に従い、規律統制ある団体行動のもとに資器材を活用し迅速確実に行わなければならない。

9 水防異常等通報

(1) 本部長は、次の場合直ちに上部機関に報告するものとする。

① 洪水等の災害が発生し、又はそのおそれがあるとき

② 水防機関が出動したとき

③ 水防作業を開始したとき

(2) 水防に際し、洪水等の災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、本部長は直ちに上部機関及びはん濫すべき方面の隣接市町に通報するものとする。

10 避難立退

- (1) 水防に際し、居住者に避難のため立退きを命じ、又はその準備を指示する場合は、所定の信号を用いるほか、口頭その他の方法により速やかに伝達しなければならない。また、立退きに際しては最も安全な経路を選び、指導者を付け誘導するものとする。
- (2) 立退きに関しては、次の事項についてあらかじめ調査し、これを居住者に周知させておくものとする。
 - ① 立退きを要する地域とその人口及び世帯数
 - ② 避難地点及び経路
 - ③ 立退きのための指導員の編成
- (3) 立退き又はその準備を命じた場合は、本部長はその旨を所轄警察署長に通報しなければならない。

11 援助又は応援要請

本部長は、水防のため必要と認めるときは、警察官又は自衛隊の援助を要請し、若しくは他の市町村長又は消防長に対し、応援を求める手続きをとるものとする。

12 居住者の出動準備

本部長は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 17 条の規定により関係地区内の居住者を水防に従事させるため、その招集方法、出動範囲、その他必要な事項をあらかじめ一般に周知させ、有事即応の準備を整えておくものとする。

13 水防信号及び車両優先通行標識

本部長は、山形県が定めた水防信号（別表 1）及び水防のため出動する車両優先通行の標識（別表 2）を一般に周知させるための措置を講じなければならない。

14 公用負担

- (1) 法第 21 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、その身分を示す証明書、又はその委任を受けたものは、次の様式による証明書を携行し、必要があるときは、これを示すものとする。

<p>公 用 負 担 命 令 権 限 証 職 氏 名</p> <p>上記の者山辺町の区域における水防法第 21 条第 1 項の権限を委任したことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山辺町長 (印)</p>
--

- (2) 法第 21 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

公 用 負 担 命 令 書		
目的物	種 類	員 数
上記を水防資材として使用する。		
年 月 日		
	山辺町長 (取扱者)	⑩
	殿	

(3) 前項による公用負担命令の権限を行使した場合は、その責任者は、次の事項を本部長に報告しなければならない。

- ① 目的物、種類、員数
- ② 所有者又は管理者の住所氏名
- ③ 行使年月日

15 水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下に減じ、警戒の必要がないと認めたときは、水防を解除し、その旨を上部機関及び関係機関に通報するとともに一般に周知するものとする。

16 水防経過報告

分団長は、水防が終結したときは、次の事項を本部長に報告し、本部長はこれを取りまとめ上部機関に報告するものとする。

- (1) 気象の状況
- (2) 洪水増減の状況
- (3) 消防機関に属する者及び水防団員の出動の時刻並びに人員
- (4) 工作物その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 法第 21 条の規定による負担命令の種類及び員数
- (7) 使用資材の種類及び員数並びにその消耗分及び回収分
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者出動の状況
- (10) 警察機関の援助の状況
- (11) 現場指揮者の職氏名
- (12) 立退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 事後の水防について考慮を要する点、その他水防上の意見

17 水防訓練

本部長は、毎年 1 回以上適当な時期を選び水防訓練を実施するものとする。

別表1（水防信号）

法第20条の規定により、知事の定める水防信号（昭和24年山形県規則第80号）は、次のとおりである。

- (1) 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため、立退くべきことを知らせるもの

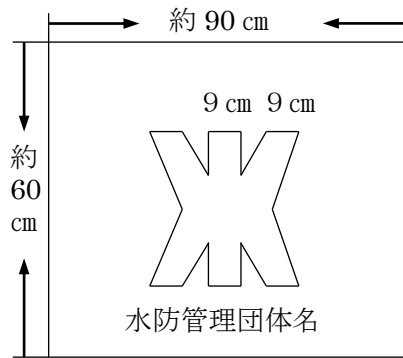
	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	休止 休止 ○(約5秒) ○(約5秒) ○(約5秒) 約15秒 約15秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	休止 休止 ○(約5秒) ○(約5秒) ○(約5秒) 約6秒 約6秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	休止 休止 ○(約10秒) ○(約10秒) ○(約10秒) 約5秒 約5秒
第4信号	乱打	○(1分) (約5秒) ○(1分)

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続する。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

別表 2 (車両優先通行標識)

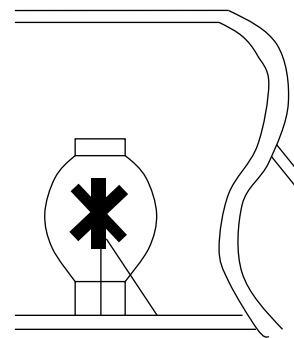
法第 18 条の規定により、知事の定める標識 (昭和 24 年山形県告示第 386 号) は次のとおりである。

標 旗



緑 赤 色

標 灯



赤色 水防管理
団体名

1-8 山形県災害報告取扱要領

1 趣 旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条第 1 項、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和 35 年県規則第 4 号）第 1 条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）第 1 の 2 に定める災害をいう。

3 災害の報告

(1) 報告先

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被害状況等について、総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣（総務省消防庁）に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告するものとする。

(2) 報告の方法

報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類及び様式

報告の種類及び様式は次の表のとおりとする。

報告の種類	様式	摘 要
災害速報	第 1 号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災害情報	第 2 号～第 13 号	災害が発生したとき
災害中間報告	第 14 号	
災害確定報告		
災害年報	第 15 号	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 1 月 31 日現在で明らかになったものとする。

(2) 報告の提出期限

報告の提出期限は、次のとおりとする。

ア 災害速報 即時

イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次

ウ 災害中間報告	防災危機管理課が指示するとき以降順次
エ 災害確定報告	応急対策を終了した後 10 日以内
オ 災害年報	2月 15 日

5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- イ 「行方不明者」とは、当該災害原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば 2 世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として 1 世帯とする。
- ウ 「全壊」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のも、とする。
- エ 「半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のも、とする。
- オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校校における教育の用に供する施設とする。

オ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

カ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

ク 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

コ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。

- チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告に当たっては、報告の時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告に当たっては、被害の最大値を記入するものとする。
- テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する現象をいうものとする。
- ヌ 「崖崩れ」とは、がけ地の崩壊をいうものとする。
- ネ 「土石流」とは、河床勾配が 1/20 以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
- (5) 火災発生
火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- (6) 被害金額
- ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とし、具体的には学校、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設とする。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

- コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。
- サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。
- シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。
- ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。
- セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附 則

この要領は、昭和 53 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。

様式第1号

災 害 速 報 (月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生（予測）年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注)：被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し（A4又はA3の部分図、以下の様式も同）併せてファクシミリで送付すること。

様式第2号

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	被害の態様	被害発生場所	被害発生		被災者氏名 生年月日 被災者住所	被害の原因	備考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷等の別を記入すること。
- 2 被害発生場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
- 3 備考の欄には、その他参考となる事項等を記入すること。

様式第3号

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容 世帯主名 世帯数 人 数	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

(注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。

3 「1 住家被害」の被害内容の欄には世帯主名、世帯数及び人数を記入すること。

ただし、世帯主名、世帯数及び人数については、後日改めて報告することで構わない。

4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。

5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

様式第4号

住民避難情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	住民避難 の 原因	場 所	避難開始		住民避難 の 内 容	避 難 先	避難解消		備 考
			月 時	日 分			月 時	日 分	
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				

- (注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害（崖くずれ、地すべり、土石流等）、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等）等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
- 3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。
- 4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。
- 5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
- 6 備考の欄には、避難指示等の発令、解除等を記入すること。
- 7 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

道 路 規 制 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	路 線 名 (道路名)	区間・場所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解除		備 考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 迂回路の欄には、有無に○をうけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。
- 8 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第6号

河川被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	河川名	場 所	被害発生		被害内容	数 量	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川（国管理）、一級河川（県管理）、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
- 4 数量の欄には、延長（m）、面積（㎡）、土量（m³）、等を記入すること。
- 5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。
- 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第7号

土砂災害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	災害の態様	場 所	災害発生		災 害 内 容	住 民 の 避難状況	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖くずれ、地すべり、土石流等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。
 5 様式第5号に記入した分については除くこと。
 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

ライフライン被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	ライフライン の種別	場 所	被害発生		被 害 内 容	復 旧		備 考
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。
 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。
 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
 5 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第9号

その他被害情報（ 関係）

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日（ ）： 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害の内容	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 本様式は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。
 4 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 () : 現在

整理 番号	避難施設名	場 所	避難 者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人（小学生～18 歳未満）、大人（18 歳以上～65 歳未満）、高齢者（65 歳以上）毎に記載すること。

医療救護関係情報 I

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理 番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

(注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。

2 既収容人数を () 内書きで記入すること。

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

人的被害状況

区分	人数 (人)	場 所	これまでの対応	市町村外病院への搬送 必要者数及び内訳	備 考
死者	(計)				
行方 不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

医療救護関係情報Ⅲ

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 () : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の種類及び数量	備 考
		医 師	看 護 師 等		

- (注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。
 2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

災 害 報 告 (中間・確定)

災害名		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部	名称	
報告番号	第 報 (月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円				設置	月 日 時
			冠水	ha		農林水産業施設	千円				解散	月 日 時
		畑	流失・埋没	ha		公供土木施設	千円					
			冠水	ha		その他の公共施設	千円					
市町村名		そ の 他	文教施設	箇所		小 計	千円		設置市町村名 災害対策本部	計	団体	
区 分			被 害	病院	箇所		農産被害	千円				
区 分			被 害	道路	箇所		林産被害	千円				
人的被害	死者		人	橋りょう	箇所		畜産被害	千円		適用市町村名 災害救助法	計	団体
	うち災害関連死者			河川	箇所		水産被害	千円				
	行方不明者		人	港湾	箇所		商工被害	千円				
	負傷者		人	砂防	箇所		商工建物被害	千円				
住家被害	全壊		棟	清掃施設	箇所		鉄道施設被害	千円		備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）	
			世帯	鉄道不通	箇所		電信電話施設被害	千円				
	半壊		棟	被害船舶	隻		電力施設被害	千円				
		世帯	水道	戸		その他	千円					
	一部破損	棟	電話	回線		小 計	千円		消防職員出動延人数			人
		世帯	電気	戸		被害総額	千円		消防団員出動延人数			人
		人	ガス	戸								
	床上浸水	棟	り	ブロック塀等	箇所							
		世帯	り									
		人	災世帯数									
人		災者数	世帯									
床下浸水	棟	災害の 状態	地すべり	箇所								
	世帯		がけ崩れ	箇所								
非住家	棟	火災発生	土石流	箇所								
	棟		建物	件								
	棟		危険物	件								
	棟		その他	件								

1-9 救助の実施要領の基準（概要）

（令和元年10月23日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。																																					
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内																																					
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型住宅と同様。																																					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）																																					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分(単位円)</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 壊</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半 壊</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区 分(単位円)		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全 壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半 壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
区 分(単位円)		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																		
全 壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																		
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																		
半 壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																		
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難で	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内	災害発生の日から1カ月以内																																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	ある程度に住家が半壊(焼)した者	②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内		
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から ○教科書 1カ月以内 ○文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
理 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び人夫賃 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

※ 救助の期間については、県知事と協議する。

1-10 山形市と山辺町との間の消防事務の委託に関する規約

平成23年11月9日告示第78号

(委託事務の範囲)

第1条 山辺町は、消防に関する事務（消防団に関するもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を山形市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、山形市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、山辺町の負担とする。

2 前項の規定により負担すべき経費について、山辺町は、各年度において山形市長及び山辺町長が協議して定める額を山形市に納付するものとする。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料その他の収入は、山形市の収入とする。

(経理)

第5条 山形市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしておくものとする。

2 山形市長は、各年度終了後速やかに委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出の明細を山辺町長に通知するものとする。

(経費の調整)

第6条 各年度において委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、山辺町の負担すべきものに対し、山辺町が山形市に納付した額に過不足が生じたときは、翌年度山辺町の負担すべき額において調整するものとする。

(条例等の制定改廃)

第7条 山形市長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定又は改廃したときは、直ちに山辺町長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、山辺町長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(水利施設の設置、維持及び管理)

第8条 山辺町は、消火の活動に常に有効に使用し得るよう水利施設を設置し、維持し、及び管理するものとする。

(財産の使用)

第9条 山辺町は、山辺町の管理する財産で、山形市が委託事務の管理及び執行の用に供するため必要とするものを無償で山形市に使用させるものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、山形市長及び

山辺町長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年12月1日から施行する。
(条例等の公表)
- 2 山辺町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する山形市の条例等が山辺町に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。
(書類等の引継ぎ)
- 3 山辺町長は、委託事務に係る書類、帳簿その他の物件で引継ぎを必要とするものを速やかに山形市長に引き継ぐものとする。
(山形市と東村山郡山辺町との間の救急業務の事務委託に関する規約の廃止)
- 4 山形市と東村山郡山辺町との間の救急業務の事務委託に関する規約(昭和45年12月1日山形県知事届出。次項において「救急業務委託に関する規約」という。)は、廃止する。
- 5 この規約の施行の日前に救急業務委託に関する規約に基づき行った事務に要した経費は、この規約の施行の日以後も山形市長と山辺町長が協議して別に定める方法により精算の手続を行うことができる。

1-11 山形市と山辺町との間の消防事務の委託に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山辺町（以下「乙」という。）は、山形市と山辺町との間の消防事務の委託に関する規約（平成23年山形市告示第194号及び平成23年山辺町告示第78号）第10条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（経費の負担の方法）

第1条 乙は、各年度において、消防に関する事務（消防団に関するもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行に要する経費（以下「委託料」という。）として、別表に定める算定式により計算した額を甲に納付するものとする。

2 乙は、各年度の委託料を当該年度の4月、7月、10月及び1月に分割して甲に納付するものとする。

3 前項の規定により納付した委託料は、各年度の委託事務の実績に応じて精算するものとし、当該委託料の額に過不足が生じたときは、翌年度の委託料において当該過不足の額を調整するものとする。

（委託料の通知）

第2条 甲の長は、翌年度の委託料の額を、当該年度の前年度中に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期日までに乙の長に対し通知するものとする。

（1）翌年度の概算委託料 12月末日

（2）翌年度の委託料 3月末日

（消防団の組織等の変更）

第3条 乙の長は、乙の消防団の組織、管轄区域、定員等を変更したときは、直ちに甲の長に通知しなければならない。

（消防団の現場活動）

第4条 乙の消防団は、災害発生時において現場活動を行うときは、甲の消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

（応援の要請）

第5条 甲の消防長は、乙の区域内において大規模な災害が発生し、他の消防機関の応援を必要とする場合は、乙の長の同意を得た上で他の消防機関に応援の要請を行うことができる。ただし、緊急を要する場合で乙の長の同意を得る時間的な余裕がないときは、甲の消防長の判断により応援を要請することができる。

2 前項ただし書の規定により応援の要請を行った場合は、甲の消防長は、当該要請後、速やかにその旨を乙の長に報告しなければならない。

(甲以外の市町村との相互応援協定に関する通知)

第6条 乙の長は、乙の消防団に関し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により、甲以外の市町村と消防に関する相互応援協定を締結し、又は変更したときは、速やかにその旨を甲の長に通知するものとする。

(損失補償)

第7条 乙の区域内における次に掲げる損失又は損害の補償に要する経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲に重大な過失があったときは、甲及び乙の長が協議の上、決定するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第6条第2項及び第3項に規定する火災予防措置命令に伴う防火対象物に対する損失補償
- (2) 消防法第29条第3項に規定する消防活動に伴う損失補償
- (3) 消防法第36条の3第1項及び第2項に規定する消防作業従事者等への損害補償

2 甲の職員が委託事務を遂行し、そのため死亡し、又は身体に障がいをもつこととなった場合において、甲が山形市消防賞じゆつ金等に関する条例（昭和58年山形市条例第30号）第3条及び第4条の規定により、殉職者賞じゆつ金、障がい者賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金（以下「賞じゆつ金」と総称する。）を支給したときは、乙は、当該賞じゆつ金に相当する額を負担するものとする。

(水利施設の設置等)

第8条 乙の長は、水利施設を設置し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ甲の長に通知しなければならない。

2 甲の長は、乙の水利施設の設置等について助言することができる。

(その他必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙に長が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年12月1日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 市川 昭 男

乙 東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
山辺町長 遠藤 直 幸

別表（第1条関係）

委託料算定式

$$\left(\begin{array}{l} \text{ア 甲の当該年度の歳出額のうち、常備消防及び消防施設に要する経費} \\ \text{イ アに掲げる消防施設に要する経費のうち、消防団に関するもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に要するもの} \\ \text{ウ アからイを除いた経費に関する甲に当該年度に交付される国等の補助金並びに県派遣人件費助成金及び交付金} \end{array} \right) \times \text{乙の負担割合}$$

(注) 1 委託料は、1円未満の額を切り捨てるものとする。

2 乙の負担割合は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）により算定された当該年度の甲、乙及び中山町の基準財政需要額（消防費）の合計に占める乙の基準財政需要額（消防費）の割合とし、小数点以下3位を四捨五入するものとする。

2 相互応援協定等

2-1 災害時における相互応援協定（日立市）

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、山辺町及び日立市（以下「両市町」という。）のいずれかの地域に係る災害が発生した場合に、被災市又は町の要請による災害応急対策及び災害復旧を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 災害の発生により応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（援助の実施）

第4条 応援の要請を受けた市又は町は、当該応援の要請に応ずるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した市又は町が負担するものとする。

2 前項の場合において、当該応援を要請した市又は町が当該費用を支出するいとまがないときは、当該応援を要請した市又は町は、当該応援の要請を受けた市又は町に対し、当該費用の支弁を求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、両市町に連絡責任者をおく。

(雑則)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市町が協議して別に定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両市町の長が署名押印の上、各1通を保有する。

平成17年12月9日

日立市長 檜村 千秋

山辺町長 遠藤 直幸

2-2 山辺町と日立市が締結した「災害時における相互応援協定」 の応援事項に関する協議書

山辺町と日立市は、平成 17 年 12 月 9 日付けで締結した「災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）」の応援事項について、協定第 7 条の規定に基づき協議を行い、下記の事項を確認した。

記

- 一 協定の対象となる災害には、原子力災害を含むものとする。
- 二 災害応急対策及び災害復旧、災害復興を円滑に遂行するため、可能な限り被災者の一時的な受入れを行うものとする。

この協議の証として本書を 2 通作成し、両市町の長が署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 8 月 31 日

山辺町長

遠藤 直幸

日立市長

吉成 明

2-3 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、山辺町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 山辺町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 山辺町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成 21 年 12 月 28 日

甲 仙台市青葉区二日町 9 番 1 5 号
国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行

乙 東村山郡山辺町緑ヶ丘 5
山 辺 町 長 遠藤 直幸

2-4 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 ㊞

(44 市町村長連署)

2-5 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の

運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
 - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
 - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
 - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
 - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
 - (1) 応援に従事する者（以下「応援職員」という。）は、応援措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
 - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
 - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
 - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
 - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、〈建築確認業務等〉の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
 - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。
- 6 その他
 - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
 - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表 1

連 絡 担 当 課

市町村名	担 当 課	課 長	課長補佐	担当係長	担 当 者	災害用電話番号・ファックス番号		
						執 務 時 間 中		勤務時間外 (受信先名称)
						N T T	防 災 無 線	
〇〇市町村						F A X	F A X	()

別表 2

応援調整市町村

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第1順位	第2順位	第3順位
村山		鶴岡市	酒田市	新庄市
最上		上山市	米沢市	長井市
置賜		村山市	新庄市	鶴岡市
庄内	平野東縁地震	山形市	東根市	長井市
	県西方沖地震	新庄市	天童市	南陽市

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第1順位	第2順位	第3順位
東南村山		寒河江市	南陽市	東根市
西村山		山形市	長井市	東根市
北村山		新庄市	天童市	寒河江市
最上		村山市	酒田市	鶴岡市
東南置賜		長井市	上山市	寒河江市
西置賜		米沢市	寒河江市	上山市
鶴岡		酒田市	寒河江市	新庄市
酒田		鶴岡市	新庄市	尾花沢市

- 1 応援調整市町村は、県消防防災課及び所轄総合支庁と連携して、各市町村との調整や情報交換等を行うものとする。
- 2 東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜地域とは、それぞれの総合支庁の管内市町村とし、鶴岡、酒田地域とは、それぞれの消防本部の管轄市町村とする。

2-6 山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結地
- (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名
- (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

- (1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ自動車1台）とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
- (2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して

行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯（危険物製造所、同貯蔵所等）を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。
ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協 定 者

市町村長等

氏

名

(連

署)

2-7 山形広域市町災害時相互応援に関する協定

山形広域圏に所在する市町である山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町（以下「3市2町」という。）は、いずれかの市町において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、3市2町のいずれかにおいて災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災市町の要請にこたえ、災害を受けていない市町が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課の設置）

第2条 3市2町は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん
- (6) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第4条 被災市町が応援の要請をするときは、別に定める「山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目」に基づいて行う。

（自主応援）

第5条 被災市町以外の市町は、災害の発生により、被災市町との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、自主的判断に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町（以下「応援市町」という。）は、被災市町以外の市町と十分連絡調整を行うとともに、速やかに応援内容等を被災市町に連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、第5条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議する。

2 被災市町が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町から要請があった場合は、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（訓練の実施）

第7条 この協定の実行性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(他の協定との調整)

第8条 災害に係る応援に関しこの協定で定める事項について、大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定（平成7年11月20日締結）に定めがある場合は、その定めるところによる。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、3市2町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成11年3月30日から効力を生じる。

平成11年3月30日

記名押印〔略〕

2-8 山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、山形広域市町災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当課は、別表のとおりとする。

(応援要請の手続)

第3条 協定第4条の規定による応援要請は、被害の種類及び状況を記載した応援要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、応援要請書によることが困難な事情がある場合は、電話又はファックス等により行うものとし、応援要請後相当の期間内に応援要請書を応援市町に送付するものとする。

2 前項の応援要請書には、次の各号に掲げる応援の種類のうちから必要とするものを記載した書面を添付しなければならない。

- (1) 物資等の提供に関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
- (2) 職員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、必要人数、場所、期間等
- (3) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所、期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 前項第1号から第3号までに掲げる応援の種類を記載した書面は、同項第1号にあつては物的応援要請書（別記様式第1-1号）、同項第2号にあつては人的応援要請書（別記様式第1-2号）、同項第3号にあつてはその他の応援要請書（別記様式第1-3号）とする。

(応援実施の手続)

第4条 応援市町は、前条に基づき次に掲げる事項について応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数、場所、期間等
- (3) その他の応援をするときは、要請を受けた内容、場所、期間等
- (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項

2 応援市町は、速やかに応援通知書（別記様式第2号）と必要に応じた物的応援通知書（別記様式第2-1号）、人的応援通知書（別記様式第2-2号）又はその他の応援通知書（別記様式第2-3号）を被災市町に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災市町は、物的応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援市町に応援物資等受領書（別記様式第3号）を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援市町は、応援を終了したときは、被災市町に応援終了報告書（別記様式第4号）を送付す

る。

附 則

この実施細目は、平成 11 年 3 月 30 日から効力を生じる。

別表（第2条関係）

連絡担当課一覧

市町名	担当課	電話番号	
		N T T	県防災無線
山形市	防災対策課	625-1177（直通） 641-1212（代表） (FAX) 624-8847	7-700-101 1-700-150
上山市	庶務課	672-1111 (FAX) 672-1112	7-701-901 1-701-950
天童市	危機管理室	654-1111 (FAX) 653-0704	7-702-101 1-702-150
山辺町	防災対策課	667-1119 (FAX) 667-1112	7-703-101 1-703-150
中山町	総務広報課	662-4899 (FAX) 662-5176	7-704-101 1-704-150

※担当課等については、最新のものに更新するものとする。

別記

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

応援市町長 様

被災市町村長名印

応援要請書

山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目第3条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- (1) 被害概要書
- (2) 様式第1-〇号 〇〇〇応援要請書

担当者名
電話番号
FAX番号

物的応援要請書

被災市町名

1 要請物資等の品目・数量・受領場所

品目	数量	受領場所（位置図添付）

2 要請物資等の輸送手段

- (1) 陸路 可・不可
- (2) 空路 最寄りの臨時ヘリポート（ ）から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職名
氏名
連絡先

人的応援要請書

被災市町名

1 要請人員の活動内容・人数・場所・期間

活動内容	人数	場所（位置図添付）	期間

2 要請人員の交通手段

- (1) 陸路 可・不可
- (2) 空路 最寄りの臨時ヘリポート（ ）から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職名
氏名
連絡先

その他の応援要請書

被災市町名

1 要請内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被害者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) その他

2 要請の場所・機関・受入人数等（位置図等添付）

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

職 名
氏 名
連絡先

第 号
年 月 日

被災市町長 様

応 援 市 町 長 名 印

応 援 通 知 書

山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目第4条の規定に基づき、別紙のとおり応援します。

記

添付書類

1 様式第2-〇号 〇〇〇応援通知書

担 当 者 名
電 話 番 号
F A X 番 号

物的応援通知書

応援市町名

1 応援物資等の品目・数量・搬入場所

品目	数量	搬入場所
	※ ()	

※ () 物的応援に伴う人員関係等記載

2 応援物資等の輸送手段

(1) 陸路

(2) 空路

3 応援物資等到着までの所要時間 約__時間 分

4 応援に関する条件

5 その他特記事項

6 応援担当責任者

職名

氏名

連絡先

人的応援通知書

応援市町名

1 派遣人員の活動内容・人数・場所・期間

活動内容	人数	場所（位置図添付）	期間

2 派遣人員到着までの所要時間 約__時間__分

3 派遣に関する条件

4 その他特記事項

5 応援担当責任者

職名

氏名

連絡先

その他の応援通知書

応援市町名

1 応援内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被害者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) その他

2 応援の場所・機関・受入人数等

3 応援に関する条件

4 その他特記事項

5 応援担当責任者

職 名
氏 名
連絡先

第 号
年 月 日

応援市町長 様

被災市町長名印

応援物資等受領書

山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目第5条の規定に基づく応援物資等を、下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量

担 当 者 名
電 話 番 号
F A X 番 号

第 号
年 月 日

被災市町長 様

応 援 市 町 長 名 印

応 援 終 了 報 告 書

年 月 日付第 号で通知した応援については、下記のとおり終了しましたので、報告いたします。

記

1 応援事項

- (1) 物的応援
 応援品目・数量
- (2) 人的応援
 派遣人数
- (3) その他の応援
 応援内容

2 その他特記事項

担 当 者 名
電 話 番 号
F A X 番 号

2-9 東南村山管内消防相互応援に関する申し合わせ事項

東南村山管内市町（山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町）の消防に関する相互応援は、山形県広域消防応援協定書（昭和 53 年 3 月 10 日付）によるもののほか、相互の応援協力について次のとおり申し合わせを行うものとする。

- (1) 管内市町で火災が発生した場合、消防機関が何んらかの情報により火災発生を認知したときは、消防長（消防団長）は必要と認める範囲内において応援隊を派遣する。
- (2) 管内市町間で要請があった場合は、その要請隊数を派遣する。この場合要請を受けた市町の消防長（消防団長）は、保有する消防力等を検討のうえ、応援隊を派遣するものとする。
- (3) 本申し合わせ事項は、必要に応じて他の災害についても適用するものとする。

昭和 53 年 3 月 16 日

山形県消防協会東南村山支部

2-10 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、山形県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、山形県文化環境部消防防災課のうち消防防災ヘリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員（以下「消防防災航空隊員」という。）を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航責任者が消防防災ヘリに重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定（昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という。）第2条第2号の規定による応援要請があったものとみなす。

(運航経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成10年4月1日

記名押印 [略]

2-11 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

(趣旨)

第1条 この計画は、山形県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会山形県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業体が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員（以下「各都市」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各都市内で対応不可能な災害が発生した場合は、山形県支部長（以下「県支部長」という。）の要請により、各都市は、被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

(組織及び連絡担当課)

第3条 県支部内の各都市を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は別図のとおりとする。

2 県支部にこの協定の事務局を設置する。

3 県支部長都市及び代表都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災事業体から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認められたとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認められたときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認められたときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。

3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めたとときは、県支部現地救援本部（以下「県支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。

3 災害の規模が特に大きく、厚生省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水

(2) 応急復旧

(3) 応急復旧用資機材の提供

(4) 漏水調査

(5) 工事業者の斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の派遣)

第9条 第4条により応急要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるように、テント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市の連絡

担当責任者及び連絡担当責任者補助者で構成する協議会を設け定期的に情報の交換を行うものとする。
 (会員以外への協力)

第 13 条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指針)

第 14 条 この協定の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

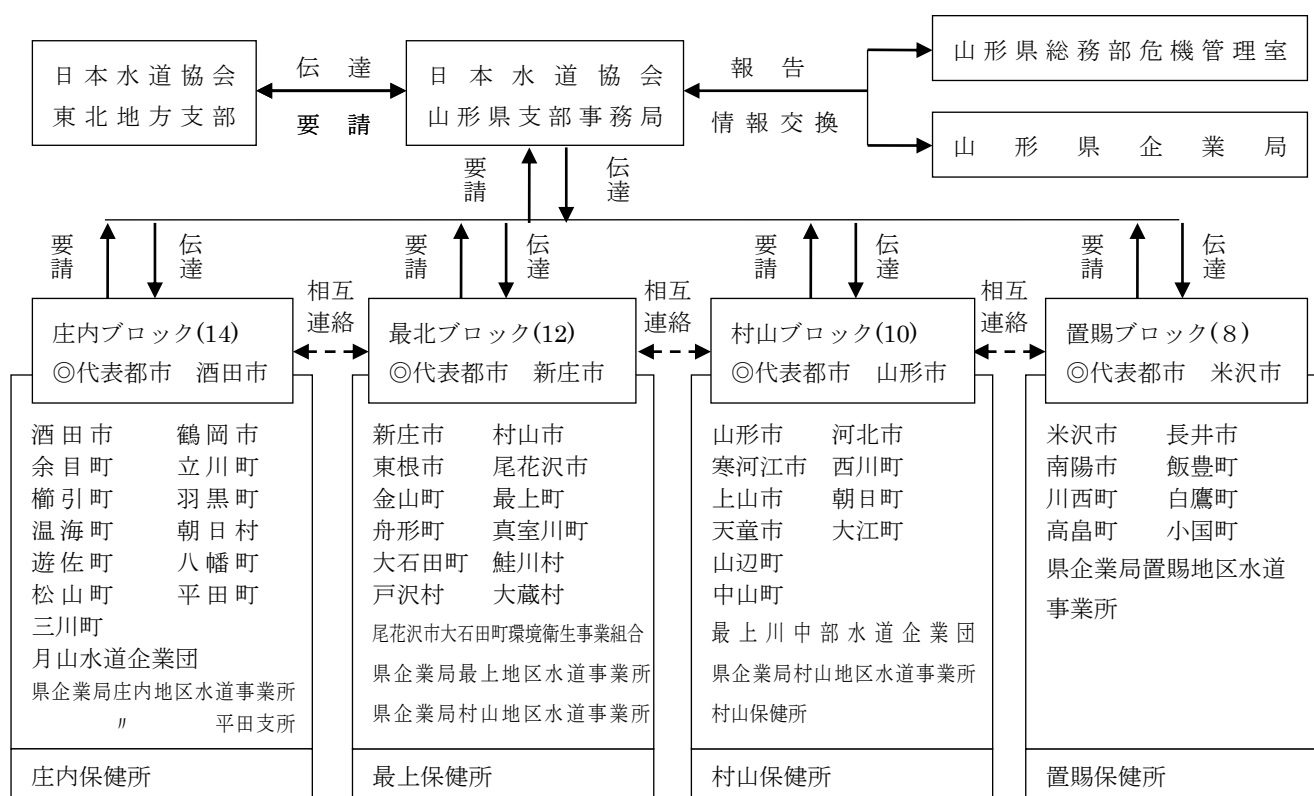
附 則

1 この協定は、平成 10 年 5 月 26 日から適用する。

(日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画(平成 7 年 5 月 24 日協定)」は、廃止する。

「災害時相互応援協定」ブロック組織図(日本水道協会山形県支部)



2-12 緊急時における廃棄物処分相互援助協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、別表第1に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）が緊急時に実施する廃棄物処分の相互援助について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急時 災害又は廃棄物処理施設の重大な故障等により廃棄物を処分できなくなったとき、又は、その恐れが生じたときをいう。
- (2) 廃棄物 援助を要請する地方公共団体（以下「要請団体」という。）自身で処分している一般廃棄物等をいう。

(要請)

第3条 緊急時に援助の要請をすることが必要であると認める地方公共団体は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 緊急の状況及び要請する理由
- (2) 援助要請期間
- (3) 廃棄物の種類及び量
- (4) その他必要な事項

(援助の実施)

第4条 援助の要請を受けた地方公共団体（以下「援助団体」という。）は、一般廃棄物の処理及び業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

(廃棄物の搬入)

第5条 要請団体は、廃棄物を援助団体の指示する廃棄物処理施設に搬入するものとする。ただし、要請団体において搬入できないときは、双方協議のうえ搬入方法を決定するものとする。

(経費)

第6条 第4条の援助の実施及び前条の廃棄物の搬入に要した費用は、要請団体が負担するものとする。

2 前項の額については、援助団体と要請団体が協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 第4条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、別表第2のとおり連絡責任者を置く。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成4年7月1日から平成5年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までにいずれかの関係団体からもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に3年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 関係団体は、この協定の有効期間中であっても、協議したこの協定を改定することができる。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、関係団体が協議して定めるものとする。

平成4年7月1日

記名押印 [略]

別表1 関係団体

山形市	中山町
上山市	河北町
村山市	山形広域環境事務組合
天童市	東根市外二市一町共立衛生処理組合
東根市	西村山広域行政事務組合
山辺町	

別表2 連絡責任者

山形市環境部清掃管理課長
上山市生活福祉部環境課長
村山市保健課長
天童市生活環境課長
東根市生活環境課長
山辺町住民課長
中山町住民課長
河北町保健衛生課長
山形広域環境事務組合事務局次長
東根市外二市一町共立衛生処理組合事務局長
西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター所長

2-13 災害時における山辺町所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定（山辺町建設業協会）

山辺町長（以下「甲」という。）と山辺町建設業協会長（以下「乙」という。）とは、災害時における河川、道路、住宅等の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理する河川、道路、住宅等（以下「管理施設」という。）に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、点検・応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧並びに社会貢献活動に期することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 乙の会員が、自主的出動の場合は、甲からの要請があったものとみなし、乙の会員は業務実施区間の点検・応急対策を行うものとする。

また、その業務基準外にあっても業務の必要性が生じた場合は、甲から乙の会員へ出動を要請することができるものとする。

2 乙の会員は業務実施区間において点検・応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。

3 乙は、あらかじめ管理施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第3条 前条3項に基づき甲に報告する管理施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。又、年度当初の実施体制を毎年4月末日まで甲に提出するものとする。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、第2条3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じた時、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

（契約の締結）

第5条 自主的に乙の会員が出動し、又は甲が乙の会員に出動を要請したときに要する緊急点検の費用については原則として乙が負担するものとする。又、甲の要請により乙の会員が応急対策を実施した時は、甲は遅滞なく乙の会員と工事請負契約を締結するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、平成18年8月30日から平成19年3月31日までとする。

ただし、前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のない時は、引

き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとする。

(費用)

第7条 乙の会員が出動した場合において、その応急対策に要した費用は甲の負担とし、協定締結後甲は乙の会員に支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定められていない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成18年8月30日

平成26年11月11日改正

甲： 山辺町長 遠藤直幸

乙： 山辺町建設業協会
会長 後藤泰博

2-14 災害時等における燃料の供給等に関する協定書（山辺町危険物安全協会）

山辺町（以下「甲」という。）と山辺町危険物安全協会（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な燃料の緊急調達及び災害時等における危険物の安全管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、町民等の安全と安心の確保を図るために甲が乙の協力を得て行う燃料の緊急調達を円滑に実施するとともに、乙が所有する危険物の安全な管理を目的に、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料 ガソリン、灯油、軽油、重油、混合油、オイル、ガスをいう。
- (2) 災害用等車両 災害時等に使用する、甲が所有する公用車（消防車両を含む）及び災害時等用として臨時に使用する車両のほか、甲が特に認めた車両をいう。
- (3) ライフライン 町民等の生命・生活の維持に欠かせない電気、ガス、水道、通信等施設をいう。

（協力要請）

第3条 災害時等において、甲が燃料を必要とするときは、甲は乙に対し情報の提供を行い、燃料等の供給について協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力義務）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、協力態勢を整えるとともに、特別な理由がない限り燃料等の供給について甲の要請事項を実施するものとする。

（優先供給）

第5条 前2条の規定に基づき供給を行うときは、乙は、災害用等車両、避難所、ライフライン及び甲が特に認めた施設への供給について、優先的に対応するものとする。

（費用）

第6条 前2条の規定により乙が供給した燃料の対価の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、甲及び乙が協議のうえ、使用月の山形県と山形県石油協同組合が決定する官公需適格組合納入石油製品単価等により、災害時の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（その他必要な支援）

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(価格高騰の防止)

第8条 乙は、災害時等において、燃料の販売価格の高騰防止に努めるものとする。

(危険物の安全管理)

第9条 乙は、日常的に防災意識の向上と、危険物による災害の防止と安全な管理に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年12月21日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
町長 遠藤 直幸

乙 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町危険物安全協会
会長 石山 直

2-15 災害時等における物資調達に関する協定書（東北カートン株式会社）

山辺町（以下「甲」という。）と東北カートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするとき、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

（救援物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールベッド、段ボール間仕切り、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品）
- (2) その他乙の取扱商品

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたとき、特別な理由がない限り優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に乙が搬送するものとし、甲は職員を派遣し、物資調達を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 物資の調達及び運搬に係る経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、災害時等の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月25日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
町長 遠藤直幸

乙 山形県山形市高木20番地
東北カートン株式会社
取締役社長 岩本英昭

2-16 災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書（特別養護老人ホーム やまのべ荘）

山辺町 町長 遠藤 直幸（以下「甲」という。）と社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部山形県済生会 特別養護老人ホーム やまのべ荘 施設長 山崎 薫（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合及び発生する恐れがある場合（以下「災害時等」）において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）としての施設開設（使用）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等に要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を乙が管理する施設に開設し、要援護者等を受け入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所及び受入責任者）

第2条 甲が福祉避難所として開設（使用）できる乙の施設は、次のとおりとする。

- （1）住 所 東村山郡山辺町大字大塚8 1 4 番地2
- （2）施設名 社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部山形県済生会
特別養護老人ホーム やまのべ荘

2 前項が定める施設の長が受入施設での責任者になる。

（協力要請及び受入等）

第3条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入を要請するものであり、受入の際の手続きは、次のとおりとする。

- （1）甲は、災害時等において自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、福祉避難所開設（使用）依頼通知書（様式第1号）により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- （2）受入責任者は、受入可能な要援護者等をただちに決定し、甲に口頭または書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- （3）乙は、要援護者等の受入にあたり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- （4）福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要介護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内で当該移送に協力するものとする。

(5) 乙は、甲の要請なく避難してきた者を乙の判断により、第2条に該当する施設等に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受け入れたものとみなす。

(受入期間)

第4条 要援護者等の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙が協議し定めるものとする。(様式第3号)

2 乙は受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。(様式第2号)

(受入可能人数の事前把握)

第5条 甲は、乙が受入可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受け入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者等に対し、日常生活上の支援並びに要援護者等が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から第1項の費用の支払いについて請求があったときは遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者等の受入れに伴い、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前まで甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携

を図るものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 1 月 9 日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地
山辺町
町長 遠藤 直幸

乙 山形県東村山郡山辺町大字大塚 8 1 4 番地 2
社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部山形県済生会
特別養護老人ホーム やまのべ荘
施設長 山崎 薫

(第2条関係)

年 月 日

山辺町長

殿

所在地

施設名

代表者名

印

福祉避難所としての施設開設（使用）承諾書

災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書第2条の規定により災害発生時における福祉避難所としての施設開設（使用）について、下記のとおり承諾します。

記

1. 所在場所
2. 名称
3. その他特記事項

(第3条関係)

第 号
年 月 日

殿

山辺町長

福祉避難所開設（使用）依頼通知書

災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書第3条の規定により、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設（使用）を依頼します。

記

開設（使用）日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 施 設	
利 用 対 象 者 人 数	災害時要援護者 名 災害時要援護者情報は、別紙のとおり
そ の 他 特 記 事 項	

※連絡先

課 担当者

電話

(第4条第1項関係)

第 号
年 月 日

殿

山辺町長

福祉避難所開設（使用）許可期限延長申請書

災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり福祉避難所開設（使用）許可期限の延長をお願いします。

記

延長日時	年月日	時から
	年月日	時まで
開設（使用）施設		
利用対象者人数	災害時要援護者 名 災害時要援護者情報は、別紙のとおり	
延長の理由		
その他特記事項		

※連絡先

課 担当者

電話

(第4条第2項関係)

第 号
年 月 日

殿

山辺町長

福祉避難所としての施設開設（使用）終了届

災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書第4条第2項の規定により災害発生時における福祉避難所としての施設開設（使用）について、下記のとおり終了する。

記

1 終了日時

年 月 日 時まで

2 連絡先

課 担当

電話

2-17 災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書（介護老人保健施設メルヘン）

山辺町 町長 遠藤 直幸（以下「甲」という。）と介護老人保健施設メルヘン（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合及び発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）としての施設開設（使用）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を乙が管理する施設に開設し、要援護者等を受け入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所及び受入責任者）

第2条 甲が福祉避難所として開設（使用）できる乙の施設は、次のとおりとする。

（1）住 所 東村山郡山辺町大字大寺字竹ノ花 1152 番 1

（2）施設名 介護老人保健施設メルヘン

2 前項が定める施設の長が受入施設での責任者になる。

（協力要請及び受入等）

第3条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入を要請するものであり、受入の際の手続きは、次のとおりとする。

（1）甲は、災害時等において自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、福祉避難所開設（使用）依頼通知書（様式第1号）により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（2）受入責任者は、受入可能な要援護者等をただちに決定し、甲に口頭または書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。

（3）乙は、要援護者等の受入にあたり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

（4）福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要介護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内で当該移送に協力するものとする。

（5）乙は、甲の要請なく避難してきた者を乙の判断により、第2条に該当する施設等に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受け入れたもの

とみなす。

(受入期間)

第4条 要援護者等の受入期間は、災害時等において受入の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙が協議し定めるものとする。(様式第2号)

2 乙は受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。(様式第3号)

(受入可能人数の事前把握)

第5条 甲は、乙が受入可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者等に対し、日常生活上の支援並びに要援護者等が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から第1項の費用の支払いについて請求があったときは遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者等の受入れに伴い、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前まで甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙協議し定めるものとする。

る。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月9日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
町長 遠藤 直幸

乙 山形県東村山郡山辺町大字大寺字竹ノ花1152番1
医療法人社団悠愛会
介護老人保健施設メルヘン
理事長 大島 扶美

(第2条関係)

年 月 日

山辺町長

殿

所在地

施設名

代表者名

印

福祉避難所としての施設開設（使用）承諾書

災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書第2条の規定により災害発生時における福祉避難所としての施設開設（使用）について、下記のとおり承諾します。

記

1. 所在場所
2. 名称
3. その他特記事項

(第3条関係)

第 号
年 月 日

殿

山辺町長

福祉避難所開設（使用）依頼通知書

災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書第3条の規定により、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設（使用）を依頼します。

記

開設（使用）日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 施 設	
利 用 対 象 者 人 数	災害時要援護者 名 災害時要援護者情報は、別紙のとおり
そ の 他 特 記 事 項	

※連絡先

課 担当者

電話

(第4条第1項関係)

第 号
年 月 日

殿

山辺町長

福祉避難所開設（使用）許可期限延長申請書

災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり福祉避難所開設（使用）許可期限の延長をお願いします。

記

延長日時	年月日	時から
	年月日	時まで
開設（使用）施設		
利用対象者人数	災害時要援護者 名 災害時要援護者情報は、別紙のとおり	
延長の理由		
その他特記事項		

※連絡先

課 担当者

電話

(第4条第2項関係)

第 号
年 月 日

殿

山辺町長

福祉避難所としての施設開設（使用）終了届

災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書第4条第2項の規定により災害発生時における福祉避難所としての施設開設（使用）について、下記のとおり終了する。

記

1 終了日時

年 月 日 時まで

2 連絡先

課 担当

電話

2-18 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

山辺町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第 7 条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第 8 条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第 9 条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第 10 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第 11 条 甲及び乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙 2 に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第 12 条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する利用の開始及び第 11 条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年 7月25日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町長
遠藤 直幸 印

乙 山形県山形市本町1丁目7番54号
東日本電信電話株式会社
山形支店長
関井 悟 印

別紙1

情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、
情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【山辺町】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正)	TEL 023-667-1111 FAX 023-667-1112 E-Mail @town.yamanobe.yamaagta.jp
(副)	TEL 023-667-1119 FAX 023-667-1112 E-Mail @town.yamanobe.yamagata.jp

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正)	TEL FAX E-Mail
(副)	TEL FAX E-Mail

山辺町
担当課長

東日本電信電話株式会社
担当課長

2-19 災害時等における必要物資の供給に関する協定書（山形農業協同組合）

山辺町（以下「甲」という。）と山形農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における必要物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、乙が甲に対して実施する必要物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して調達可能な物資の供給を要請することができるものとする。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資のうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）飲料水
- （2）食料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資
- （5）別表に掲げる物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後、甲は速やかに乙に文書を提出するものとする。

（運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に乙が搬送するものとする。甲は職員を派遣し、供給物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の価格及びその他の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時等の発生直前時における適正な小売価格等を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、甲に物資を供給した後、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、乙から請求書を受理した後、その内容を確認のうえ、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の保有状況等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

2 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して物資の在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、甲、乙双方から協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
町長 遠藤 直幸

乙 山形県山形市旅籠町1-12-35
山形農業協同組合
代表理事組合長 板垣 平治郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
食料品	水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イー ジーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、嗜好品 （緑茶、紅茶、コーヒー）等
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、 軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリ ール 等
日用品等	毛布、タオル、ふとん、洗濯・洗面用品、下着・靴下、割箸、使い捨て食 器、ポリ袋、ホイル、ラップ、鍋、ウェットティッシュ、トイレットペー パー、BOX ティッシュ、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ガムテ ープ文具、簡易ライター、徳用ナイフ、アルミカップ、プラスチックコッ プ、調理用はさみ、生活用水用ポリタンク、水缶、蚊取り線香、殺虫剤 （夏季）、使い捨てカイロ、灯油（冬季）等
女性・幼児用品等	生理用品、ベビーローション、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶 等
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ 等
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ 等
トイレ関係等	緊急ミニトイレ 等
医療品	緊急絆創膏、包帯、消毒液、洗浄綿、脱脂綿、ガーゼ、テープ油紙、体温 計、医薬品、マスク、アルコールジェル 等

2-20 災害時等における必要物資の供給に関する協定書（協同組合やまのベシヨッピングプラザ）

山辺町（以下「甲」という。）と協同組合やまのベシヨッピングプラザ（以下「乙」という。）とは、災害時における必要物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、乙が甲に対して実施する必要物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して調達が可能な物資の供給を要請することができるものとする。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資のうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）飲料水
- （2）食料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資
- （5）別表に掲げる物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後、甲は速やかに乙に文書を提出するものとする。

（運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に乙が搬送するものとする。甲は職員を派遣し、供給物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の価格及びその他の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時等の発生直前時における適正な小売価格等を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、甲に物資を供給した後、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、乙から請求書を受領した後、その内容を確認のうえ、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の保有状況等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

2 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して物資の在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、甲、乙双方から協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
町長 遠藤 直幸

乙 山形県東村山郡山辺町1283-1
協同組合やまのベシヨッピングプラザ
理事長 渡辺 甚一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
食料品	水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イー ジーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、嗜好品 （緑茶、紅茶、コーヒー）等
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、 軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリ ール 等
日用品等	毛布、タオル、ふとん、洗濯・洗面用品、下着・靴下、割箸、使い捨て食 器、ポリ袋、ホイル、ラップ、鍋、ウェットティッシュ、トイレットペー パー、BOX ティッシュ、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ガムテ ープ文具、簡易ライター、徳用ナイフ、アルミカップ、プラスチックコッ プ、調理用はさみ、生活用水用ポリタンク、水缶、蚊取り線香、殺虫剤 （夏季）、使い捨てカイロ、灯油（冬季）等
女性・幼児用品等	生理用品、ベビーローション、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶 等
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ 等
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ 等
トイレ関係等	緊急ミニトイレ 等
医療品	緊急絆創膏、包帯、消毒液、洗浄綿、脱脂綿、ガーゼ、テープ油紙、体温 計、医薬品、マスク、アルコールジェル 等

2-21 災害時等における必要物資の供給に関する協定書（株式会社 おーばん）

山辺町（以下「甲」という。）と株式会社おーばん（以下「乙」という。）とは、災害時における必要物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、乙が甲に対して実施する必要物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して調達が可能な物資の供給を要請することができるものとする。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資のうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）飲料水
- （2）食料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資
- （5）別表に掲げる物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後、甲は速やかに乙に文書を提出するものとする。

（運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に乙が搬送するものとする。甲は職員を派遣し、供給物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の価格及びその他の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時等の発生直前時における適正な小売価格等を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、甲に物資を供給した後、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、乙から請求書を受領した後、その内容を確認のうえ、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の保有状況等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

2 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して物資の在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、甲、乙双方から協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
町長 遠藤 直幸

乙 山形県天童市東長岡2-6-13
株式会社 おーばん
代表取締役社長 二藤部 洋

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
食料品	水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イー ジーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、嗜好品 （緑茶、紅茶、コーヒー）等
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、 軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリ ール 等
日用品等	毛布、タオル、ふとん、洗濯・洗面用品、下着・靴下、割箸、使い捨て食 器、ポリ袋、ホイル、ラップ、鍋、ウェットティッシュ、トイレットペー パー、BOX ティッシュ、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ガムテ ープ文具、簡易ライター、徳用ナイフ、アルミカップ、プラスチックコッ プ、調理用はさみ、生活用水用ポリタンク、水缶、蚊取り線香、殺虫剤 （夏季）、使い捨てカイロ、灯油（冬季）等
女性・幼児用品等	生理用品、ベビーローション、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶 等
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ 等
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ 等
トイレ関係等	緊急ミニトイレ 等
医療品	緊急絆創膏、包帯、消毒液、洗浄綿、脱脂綿、ガーゼ、テープ油紙、体温 計、医薬品、マスク、アルコールジェル 等

2-22 災害時等における必要物資の供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）

山辺町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における必要物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、乙が甲に対して実施する必要物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して調達が可能な物資の供給を要請することができるものとする。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資のうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）飲料水
- （2）食料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資
- （5）別表に掲げる物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後、甲は速やかに乙に文書を提出するものとする。

（運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に乙が搬送するものとする。甲は職員を派遣し、供給物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の価格及びその他の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時等の発生直前時における適正な小売価格等を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、甲に物資を供給した後、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、乙から請求書を受領した後、その内容を確認のうえ、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の保有状況等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

2 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して物資の在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、甲、乙双方から協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
町長 遠藤 直幸

乙 新潟県新潟市南区清水4501-1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
食料品	水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、嗜好品（緑茶、紅茶、コーヒー）等
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール 等
日用品等	毛布、タオル、ふとん、洗濯・洗面用品、下着・靴下、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、鍋、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、BOX ティッシュ、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ガムテープ文具、簡易ライター、徳用ナイフ、アルミカップ、プラスチックコップ、調理用はさみ、生活用水用ポリタンク、水缶、蚊取り線香、殺虫剤（夏季）、使い捨てカイロ、灯油（冬季）等
女性・幼児用品等	生理用品、ベビーローション、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶 等
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ 等
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ 等
トイレ関係等	緊急ミニトイレ 等
医療品	緊急絆創膏、包帯、消毒液、洗浄綿、脱脂綿、ガーゼ、テープ油紙、体温計、医薬品、マスク、アルコールジェル 等

2-23 災害時等における車両提供に関する協定書（株式会社 トヨタレンタリース山形）

山辺町（以下「甲」という。）と株式会社トヨタレンタリース山形（以下「乙」という。）とは、災害時における車両提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、乙が甲に対して実施する車両の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において緊急に車両の必要が生じたときは、乙の保有する車両の提供について要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先して甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話番号等により要請し、事後、甲は速やかに乙に文書を提出するものとする。

（運搬・引渡し）

第5条 車両の運搬は、甲の要請に対して、乙が可能な限り支援するよう努めるものとする。甲は、職員を派遣し、車両を確認のうえ、引き取るものとする。

（料金）

第6条 乙は、甲への車両の提供に際して、車両の賃貸借料（以下「料金」という。）が確認できる資料を、平常時から甲に提出するものとする。

2 乙は、料金に変更が生じた際は、新たに資料を作成し、速やかに甲へ提出するものとする。

3 料金は、災害時等の発生直前時における適正な価格を基準として、甲が乙より提出された直近の資料に基づくものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が提供した料金及びその他の経費は、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、甲より車両の返却があった後、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、乙から請求書を受理した後、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(事故等)

第9条 甲が、業務に従事する車両に事故等により損害を与え又は、滅失したときは、乙は、乙が加入している保険の約款に順じて、保険を適用するものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び車両の保有状況等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は甲、乙双方から協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5
山辺町
町長 遠藤 直幸

乙 山形県山形市鉄砲町2-14-27
株式会社 トヨタレンタリース山形
代表取締役 鈴木 政康

2-24 災害時等における必要物資の供給に関する協定書（株式会社ツルハ ツルハドラッグ山辺店）

山辺町（以下「甲」という。）と株式会社ツルハ（以下「乙」という。）とは、災害時における必要物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、乙が甲に対して実施する必要物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して調達可能な物資の供給を要請することができるものとする。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資のうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）飲料水
- （2）食料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資
- （5）別表に掲げる物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り、甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後、甲は速やかに乙に文書を提出するものとする。

（運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に乙が搬送するものとする。甲は職員を派遣し、供給物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の価格及びその他の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時等の発生直前時における適正な小売価格等を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、甲に物資を供給した後、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、乙から請求書を受理した後、その内容を確認のうえ、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の保有状況等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

2 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して物資の在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年10月24日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
町長 遠藤 直幸

乙 山形県東村山郡山辺町大字山辺嶋の前
1608-1
株式会社ツルハ ツルハドラッグ山辺店
店長 志田 つばさ

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
食料品	水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、嗜好品（緑茶、紅茶、コーヒー）等
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール 等
日用品等	毛布、タオル、ふとん、洗濯・洗面用品、下着・靴下、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、鍋、ウェットティッシュ、トイレトーパー、BOX ティッシュ、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ガムテープ文具、簡易ライター、徳用ナイフ、アルミカップ、プラスチックコップ、調理用はさみ、生活用水用ポリタンク、水缶、蚊取り線香、殺虫剤（夏季）、使い捨てカイロ、灯油（冬季）等
女性・幼児用品等	生理用品、ベビーローション、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶 等
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ 等
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ 等
トイレ関係等	緊急ミニトイレ 等
医療品	緊急絆創膏、包帯、消毒液、洗浄綿、脱脂綿、ガーゼ、テープ油紙、体温計、医薬品、マスク、アルコールジェル 等

2-25 災害時等における福祉避難所としての施設利用等に関する

協定書（学校法人後藤学園 やまべ幼稚園）

山辺町（以下「甲」という。）と学校法人後藤学園 やまべ幼稚園（以下「乙」という。）とは、災害時における施設の利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）、甲が乙の管理する園内施設を福祉避難所として利用すること及び乙の職員が避難所等の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において乙の管理する園内施設を福祉避難所として利用する必要があるときは、乙に対し、施設利用等を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、学園運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、次に掲げる事項を明らかにし、原則書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（1）施設利用等の範囲

（2）施設利用等の期間

（3）その他必要と認める事項

（福祉避難所の開設等）

第5条 福祉避難所の開設は、原則、乙の職員の協力を得て、甲の派遣した町職員と共同で行うものとする。

（職員の派遣）

第6条 甲は、原則、福祉避難所を開設したときは町職員を配置し、運営責任者を置くものとする。

ただし、被災の状況に応じて、甲が町職員を派遣することができない場合については、乙に対して、福祉避難所の運営を依頼することができる。

2 前項の但し書きに基づき、乙が甲の依頼を受けた場合については、乙は、乙の職員の中から運営責任者を置き、甲と連絡調整を図るものとする。

（施設利用等の内容）

第7条 乙が甲に対して行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 福祉避難所として、乙の管理する施設を甲が利用すること。
- (2) 福祉避難所の利用に付随して乙の園内設備、備品、機器類等を甲が利用すること。
- (3) 乙の職員が福祉避難所の運営に可能な限り協力すること。

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況を勘案した上で、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(受入範囲)

第8条 甲の要請により開設された福祉避難所の受入の内容については、次のとおりとする。

- (1) 災害により、親や家族等を亡くした孤児
- (2) 災害復旧活動や身内の捜索等で親等が付き添うことのできない児童、乳幼児（以下「被災児童等」という。）
- (3) 甲の定める指定避難所での生活に支障があると認められる要配慮者及び当該要配慮者を介助する者（以下「要配慮者等」という。）
- (4) 甲乙協議のうえ、受入を認めた者

(受入内容)

第9条 甲は、前条に規定する者の受入に際して、次のとおり定めるものとする。

- (1) 福祉避難所への被災児童等及び要配慮者等の移送については、原則として当該者の家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、避難所等への移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内で当該移送に協力するものとする。
- (2) 被災児童等についての受入時間は、乙が認める範囲内とし、これに係る保育費用等に関しては、当該児童の親等が負担するものとする。

(開設期間等)

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙の認める範囲で期間を延長できるものとする。

(施設の返還)

第11条 甲は、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

- 2 甲は、避難者の減少等により乙の管理する施設及び乙の園内設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の管理する施設及び乙の園内設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。
- 3 甲は、乙に要請した福祉避難所を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の園内設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、福祉避難所として利用する前の状態に復元するものとする。
- 4 乙の管理する施設及び乙の園内設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(費用の負担)

第12条 施設利用等に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払いについて請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。
(秘密保持)

第 13 条 乙は、要配慮者等の受入れに伴い、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(円滑な運用)

第 15 条 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させ、円滑に運営されるように、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第 17 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、甲、乙双方から協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 27 年 1 月 15 日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5
山辺町
町 長 遠藤 直幸

乙 山形県東村山郡山辺町大字山辺 1 5 0 2 - 3
学校法人後藤学園 やまべ幼稚園
園 長 渡邊 充枝

2-26 災害時等における福祉避難所としての施設利用等に関する

協定書（学校法人仙英学園 ゆりかご幼稚園）

山辺町（以下「甲」という。）と学校法人仙英学園 ゆりかご幼稚園（以下「乙」という。）とは、災害時における施設の利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）、甲が乙の管理する園内施設を福祉避難所として利用すること及び乙の職員が避難所等の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において乙の管理する園内施設を福祉避難所として利用する必要があるときは、乙に対し、施設利用等を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、学園運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、次に掲げる事項を明らかにし、原則書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- （1）施設利用等の範囲
- （2）施設利用等の期間
- （3）その他必要と認める事項

（福祉避難所の開設等）

第5条 福祉避難所の開設は、原則、乙の職員の協力を得て、甲の派遣した町職員と共同で行うものとする。

（職員の派遣）

第6条 甲は、原則、福祉避難所を開設したときは町職員を配置し、運営責任者を置くものとする。ただし、被災の状況に応じて、甲が町職員を派遣することができない場合については、乙に対して、福祉避難所の運営を依頼することができる。

2 前項の但し書きに基づき、乙が甲の依頼を受けた場合については、乙は、乙の職員の中から運営責任者を置き、甲と連絡調整を図るものとする。

（施設利用等の内容）

第7条 乙が甲に対して行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。

- （1）福祉避難所として、乙の管理する施設を甲が利用すること。

(2) 福祉避難所の利用に付随して乙の園内設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

(3) 乙の職員が福祉避難所の運営に可能な限り協力すること。

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況を勘案した上で、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(受入範囲)

第8条 甲の要請により開設された福祉避難所の受入の内容については、次のとおりとする。

(1) 災害により、親や家族等を亡くした孤児

(2) 災害復旧活動や身内の捜索等で親等が付き添うことのできない児童、乳幼児（以下「被災児童等」という。）

(3) 甲の定める指定避難所での生活に支障があると認められる要配慮者及び当該要配慮者を介助する者（以下「要配慮者等」という。）

(4) 甲乙協議のうえ、受入を認めた者

(受入内容)

第9条 甲は、前条に規定する者の受入に際して、次のとおり定めるものとする。

(1) 福祉避難所への被災児童等及び要配慮者等の移送については、原則として当該者の家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、避難所等への移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内で当該移送に協力するものとする。

(2) 被災児童等についての受入時間は、乙が認める範囲内とし、これに係る保育費用等に関しては、当該児童の親等が負担するものとする。

(開設期間等)

第10条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙の認める範囲で期間を延長できるものとする。

(施設の返還)

第11条 甲は、乙が早期に運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の管理する施設及び乙の園内設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の管理する施設及び乙の園内設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、乙に要請した福祉避難所を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する施設及び乙の園内設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、原則として、福祉避難所として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の管理する施設及び乙の園内設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(費用の負担)

第12条 施設利用等に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払いについて請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密保持)

第 13 条 乙は、要配慮者等の受入れに伴い、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(円滑な運用)

第 15 条 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させ、円滑に運営されるように、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第 17 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、甲、乙双方から協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 27 年 1 月 15 日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5
山辺町
町 長 遠藤 直幸

乙 山形県東村山郡山辺町大字山辺 5 1 6 0
学校法人仙英学園 ゆりかご幼稚園
園 長 三吉 博史

2-27 災害時等における山辺町内郵便局と山辺町の相互協力に関する協定書（山辺町内の郵便局）

山辺町（以下「甲」という。）と山辺町内の郵便局（以下「乙」という。なお、郵便局一覧は別記のとおり）は、災害時における相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山辺町内に発生した、地震その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）、甲及び乙が相互に協力し、災害対応を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、山辺町内の災害時等において、次に掲げる事項に関して必要が生じた場合には、相互に協力を要請できるものとする。

（1）緊急車両等としての車両の提供（車両を有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した災害情報並びに被災町民の安否情報及び避難先等の相互提供

（3）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び、株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

（4）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び集配業務の実施

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の破損状況の情報提供

（6）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（7）乙が所有し、又は乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積所等としての提供

（8）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（9）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 前項に規定する協力事項に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

3 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めるものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第3条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(職員の派遣)

第6条 乙は、山辺町災害対策本部に職員を派遣することができるものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲において、甲若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の内容及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては山辺郵便局長とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年1月15日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5
山辺町
町長 遠藤 直幸

乙 山形県東村山郡山辺町山辺1283-4
日本郵便株式会社
山辺郵便局長 今野 勉

山形県東村山郡山辺町大塚 1 1 7 6 - 5

日本郵便株式会社

相模郵便局長 沼尻 明男

山形県東村山郡山辺町築沢 4 1 7 - 6

日本郵便株式会社

作谷沢郵便局長 長瀬 賢

山形県山形市白山 1 - 1 3 - 8

日本郵便株式会社

山形南郵便局長 富田 信昭

【別記】

山辺町内郵便局

通番	局所名	電話番号	郵便番号	住所	備考
1	山辺郵便局	023-664-6060	990-0399	山形県東村山郡山辺町山辺 1283-4	窓口・渉外
2	相模郵便局	023-664-6061	990-0323	山形県東村山郡山辺町大塚 1176-5	窓口
3	作谷沢郵便局	023-666-2100	990-0351	山形県東村山郡山辺町築沢 417-6	窓口
4	山形南郵便局	023-622-0735	990-9799	山形県山形市白山 1-13-8	山辺町内集配担当

2-28 災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書（複合介護健康施設しらかば）

山辺町 町長 遠藤 直幸（以下「甲」という。）と複合介護健康施設しらかば（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合及び発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる要配慮者及び当該要配慮者を介助する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）としての施設開設（使用）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に要配慮者等が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を乙が管理する施設に開設し、要配慮者等を受け入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所及び受入責任者）

第2条 甲が福祉避難所として開設（使用）できる乙の施設は、次のとおりとする。

- （1）住 所 東村山郡山辺町大字山辺675番地1
- （2）施設名 複合介護健康施設しらかば

2 前項が定める施設の長が受入施設での責任者になる。

（協力要請及び受入等）

第3条 甲は、要配慮者等があると認めるときは、乙に対し、当該要配慮者等の受入を要請するものであり、受入の際の手続きは、次のとおりとする。

- （1）甲は、災害時等において自宅等から避難する必要性が生じた要配慮者等や避難所に避難した要配慮者等が、避難所での生活が困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、福祉避難所開設（使用）依頼通知書（様式第1号）により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- （2）受入責任者は、受入可能な要配慮者等を直ちに決定し、甲に口頭または書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- （3）乙は、要配慮者等の受入にあたり、当該要配慮者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- （4）福祉避難所への要配慮者等の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は当該要配慮者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内で当該移送に協力するものとする。
- （5）乙は、甲の要請なく避難してきた者を乙の判断により、第2条に該当する施設等に受け入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指

定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受け入れたものとみなす。

(受入期間)

第4条 要配慮者等の受入期間は、災害時等において受入の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙が協議し定めるものとする。(様式第2号)

2 乙は、要配慮者等の受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。(様式第3号)
(受入可能人数の事前把握)

第5条 甲は、乙が受入可能な要配慮者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受け入れた要配慮者等に対し、必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供するとともに、要配慮者等に対し、日常生活上の支援並びに要配慮者等が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等、福祉避難所の運営を行うにあたり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払いについて請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要配慮者等の受入れに伴い、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められるとき、又は正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 1 月 15 日

(甲) 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地
山辺町
町長 遠藤 直幸

(乙) 山形県山形市久保田三丁目 5 番地 2 4
株式会社白樺
複合介護健康施設しらかば
代表取締役 笠原 一人

2-29 災害時における福祉避難所としての施設開設（使用）に関する協定書（スマイルやまのべ）

山辺町 町長 遠藤 直幸（以下「甲」という。）とスマイルやまのべ（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合及び発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる要配慮者及び当該要配慮者を介助する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）としての施設開設（使用）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に要配慮者等が避難を余儀なくされた場合に、福祉避難所を乙が管理する施設に開設し、要配慮者等を受け入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所及び受入責任者）

第2条 甲が福祉避難所として開設（使用）できる乙の施設は、次のとおりとする。

- （1）住 所 東村山郡山辺町大字山辺1380番地
- （2）施設名 スマイルやまのべ

2 前項が定める施設の長が受入施設での責任者になる。

（協力要請及び受入等）

第3条 甲は、要配慮者等があると認めるときは、乙に対し、当該要配慮者等の受入を要請するものであり、受入の際の手続きは、次のとおりとする。

- （1）甲は、災害時等において自宅等から避難する必要性が生じた要配慮者等や避難所に避難した要配慮者等が、避難所での生活が困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、福祉避難所開設（使用）依頼通知書（様式第1号）により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- （2）受入責任者は、受入可能な要配慮者等を直ちに決定し、甲に口頭または書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- （3）乙は、要配慮者等の受入にあたり、当該要配慮者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- （4）福祉避難所への要配慮者等の移送については、原則として当該要配慮者の家族又は当該要配慮者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要配慮者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内で当該移送に協力するものとする。
- （5）乙は、甲の要請なく避難してきた者を乙の判断により、第2条に該当する施設等に受け入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指

定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受け入れたものとみなす。

(受入期間)

第4条 要配慮者等の受入期間は、災害時等において受入の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙が協議し定めるものとする。(様式第2号)

2 乙は、要配慮者等の受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。(様式第3号)

(受入可能人数の事前把握)

第5条 甲は、乙が受入可能な要配慮者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(物資の提供等)

第6条 乙は、受け入れた要配慮者等に対し、必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供するとともに、要配慮者等に対し、日常生活上の支援並びに要配慮者等が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等、福祉避難所の運営を行うにあたり物資が不足する場合は、可能な範囲内で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払いについて請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要配慮者等の受入に伴い、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要配慮者等に対する乙の対応が不誠実と認められるとき、又は正当な理由がなくこの協定を誠実に履行しないとき、又は誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 1 月 15 日

(甲) 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地
山辺町
町 長 遠 藤 直 幸

(乙) 山形県東村山郡山辺町大字山辺 2 0 4 番地
株式会社 奥山商店
スマイルやまのべ
代表取締役社長 奥 山 春 樹

2-30 災害時における避難所等としての施設利用等に関する協定書（山形県立山辺高等学校）

山辺町長（以下「甲」という。）と山形県立山辺高等学校長（以下「乙」という。）とは、災害時における学校施設の利用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が山辺町内で発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、甲が乙の管理する学校施設を緊急避難場所又は避難所として利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において乙の管理する学校施設を避難所として利用する必要があるときは、乙に対し、施設利用を要請することができるものとする。

（施設利用の許可）

第3条 乙は、乙の管理する学校施設を甲が定める緊急避難場所又は避難所に指定することを認めるものとする。

2 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、学校運営に支障ない範囲で施設利用に支援するものとする。

3 乙は、災害時等において緊急避難場所として、乙の管理する学校施設に住民等が避難してくることを認めるものとする。

4 この協定に基づき、甲が乙の施設を緊急避難場所又は避難所として使用する場合は、山形県教育財産管理規則の目的外使用の許可によるものとする。

（避難所等として利用できる施設）

第4条 甲が避難所として利用できる施設は、乙の管理する施設のうち次に掲げるものとする。

所在地 東村山郡山辺町大字山辺3028番地

施設名 山形県立山辺高等学校体育館1階（管理室、器具室、部室を除く）及び柔道場

2 甲が緊急避難場所として利用できる施設は次に掲げるものとする。

所在地 東村山郡山辺町大字山辺3028番地

施設名 山形県立山辺高等学校グラウンド

（要請手続き）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、次に掲げる事項を明らかにし、原則書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（1）施設利用の範囲

（2）施設利用の期間

（3）その他必要な事項

(避難所等の開設)

第6条 災害時等の避難所の開設運営は甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所の管理運営に必要な物資の備蓄・調達に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について、学校運営を妨げない範囲で許可するものとする。

3 甲が備蓄・調達する物資については、災害時等において、帰宅困難生徒のために可能な範囲で利用できるものとする。

(開設期間等)

第7条 避難所の開設期間は、避難所開設の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙の認める範囲で期間を延長できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(避難所等の返還)

第8条 甲は、避難所としての利用を終了し返還する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又は毀損したときも同様とする。

(費用の負担)

第9条 避難所の設置運営にともなう光熱水費等については甲が負担するものとし、当該費用の算定は、乙が行うものとする。

2 甲は、乙から前項の費用の支払いについて請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 避難した住民等の受け入れにともない、乙は知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(個人情報保護)

第11条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後も同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させ、円滑に運営されるように、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、甲、乙双方から協定を終了する旨の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 2月 23日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5
山辺町
町 長 遠 藤 直 幸

乙 山形県東村山郡山辺町大字山辺3028
山形県立山辺高等学校
校 長 奥 山 留美子

2-31 災害時の医療救護活動に関する協定

山辺町（以下「甲」という。）と一般社団法人天童市東村山郡医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山辺町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（医療救護班の編成）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、相当数の医療救護班を編成するものとする。

2 甲は、乙と連携し、救護医療体制の確保に必要な支援を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、連絡手段の遮断等のやむを得ない事情により、第1項の要請を受ける暇のない場合において、自ら必要と認めて医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。この場合、甲は第1項の要請に関する規定に照らして適当と認めたときは、これを承認するものとし、甲の承認した医療救護班は第1項に基づく医療救護班とみなすものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場に設置する救護所又は甲が指示する場所（以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）疾病者等に対する応急処置等
- （2）後方医療施設への転送の指示等
- （3）助産の処置等
- （4）遺体の検案
- （5）その他救護活動に必要な事項

（医薬品及び衛生材料等）

第6条 医療救護に必要な医薬品、衛生材料等は、医療救護班の保有するものを使用することとする。ただし、甲は、必要がある場合には補給の措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（医療救護活動の報告）

第8条 乙は、医療救護班ごとに必要な記録を行うとともに、医療救護活動終了後、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用については、別表に定める額を甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用については、医療救護活動の実施後において、費用弁償請求書(様式第1号)により、乙が一括して甲に請求するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、医療救護班の医師及び看護師等が医療救護活動において負傷、疾病又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年山形県条例第66号)に準用して損害補償を行うものとする。なお、損害補償の支給を申請する場合は、損害補償支給申請書(様式第2号)により申請するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年10月 1日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

山辺町長 遠藤直幸

乙 天童市桜町2番20号
一般社団法人天童市東村山郡医師会

会長 神村匡

別 表

第9条に定める甲が負担する費用弁償については、下記のとおりとする。

(1) 医療救護活動の従事者に対する費用弁償について

日当	医師	山形県災害救助法施行細則（昭和35年山形県規則第4号）の別表第2に定める額を準用する。
	薬剤師	
	保健師、助産師及び看護師	
旅費	医師	山辺町特別職に属する者の旅費、費用弁償に関する条例（昭和29年条例第9号）を準用する。
	薬剤師	
	保健師、助産師及び看護師	
時間外勤務手当	医師	日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与として、山辺町一般職の職員の給与に関する条例（昭和45年条例第22号）の規定により算定した額とする。（1円未満切り捨て）
	薬剤師	
	保健師、助産師及び看護師	

(2) 医療救護班の保有する医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用弁償について使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とする。

様式第1号

費用弁償請求書

年 月 日

山辺町長 殿

住所

氏名

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に関する協定書第9条第2項による費用弁償

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

様式第2号

損害補償支給請求書

年 月 日

山辺町長 様

住 所
氏 名

印

次の金額を請求します。

_____ 円

ただし、年 月 日までににおける災害時の医療救護活動に関する協定書
第10条による損害賠償

(損害補償額請求書明細書 別紙のとおり)

2-32 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

山辺町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、山辺町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、山辺町が山辺町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ山辺町の行政機能の低下を軽減させるため、山辺町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、山辺町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、山辺町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、山辺町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 山辺町が、山辺町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 山辺町が、山辺町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 山辺町が、災害発生時の山辺町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 山辺町が、山辺町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 山辺町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、山辺町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく山辺町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、山辺町から提供を受ける情報について、山辺町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、山辺町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、山辺町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、山辺町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年12月18日

山辺町：山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町町長 遠藤直幸

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊健太郎

2-33 災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定書（山形三菱自動車販売株式会社）

山形県山辺町(以下「山辺町」という。)、山形三菱自動車販売株式会社(以下「山形三菱」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は山辺町内で自然災害や大規模停電、その他町民の生命・身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合において、山辺町が、山形三菱に対して電動車両(以下「車両」という。)及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 山辺町は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。但し、山形三菱が休日にて連絡が不可の場合は、山形三菱登録販売店の(山辺地区)鍋屋商事株式会社に協力要請をするものとする。

(協力要請方法)

第3条 山辺町が山形三菱に協力要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、山形三菱に連絡するものとし、山形三菱は車両及び給電装置の手配を行うものとする。事後、山辺町は協力要請書を山形三菱に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

(協力)

第4条 山辺町からの協力要請があった場合には、山形三菱は速やかに車両及び給電装置を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で山辺町に貸与するものとする。

- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 山辺町は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については山辺町と山形三菱が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 山辺町は、山形三菱より貸与を受けた車両及び給電装置を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 山辺町内において使用する。
- (3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をする。

(補償) 第6条

- (1) 事故等により、山辺町及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、山辺町及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が、補償責任を負うものとする。
- (3) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については、山辺町及び山形三菱が協議し決定するものとする。

(実績報告)

第7条 山形三菱は、本協定第3条の規定により車両及び給電装置を貸与した場合は次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、山辺町に報告するものとし、事後山形三菱は実績報告書を山辺町に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及び車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 本協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。ただし貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降は山辺町が、車両及び給電装置一式について費用を負担するものとし、車種別の日単価については、山辺町と山形三菱が別途協議する。

(費用の決定)

第9条 前条に規定する費用については、災害等発生時の直前における適正価格を基準として山辺町と山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 山形三菱は、前条の規定により決定した費用について、山辺町に請求するものとする。

2 山辺町は山形三菱からの前項の請求があった場合、速やかに山形三菱に支払うものとする。

(通知)

第11条 山辺町は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度山形三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、山辺町及び山形三菱が協議の上実施細目で定めるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるものの他、山辺町及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに山辺町又は山形三菱から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるもにとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、山辺町及び山形三菱が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年1月22日

山辺町

山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘番5地

山辺町 町長 遠藤 直幸

山形三菱

山形県山形市五十鈴三丁目1番6号

山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長 小野 勉

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定(以下「協定」という。)第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

(協力要請書)

第2条 協定第3条に規定する協力要請書(以下「要請書」という。)は、様式1のとおりとする。

(要請連絡先)

第3条 要請等の手続きに係る山辺町及び山形三菱の窓口については、次のとおりとする。

(1) 山辺町

第1連絡先

山辺町 防災対策課 危機管理係

電話 (023)667-1119

FAX (023)667-1112

第2連絡先

山辺町 総務課

電話 (023)667-1111

FAX (023)667-1112

(2) 山形三菱

第1連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 本社

電話 (023)631-3030

FAX (023)631-7982

第2連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 山形店

電話 (0233)22-3003

FAX (0233)22-3006

第3連絡先

山形三菱登録販売店 (山辺地区)鍋屋商事株式会社

電話 (023)664-5838

FAX (023)664-6797

(引渡し場所)

第4条 協定第3条第6号に規定する引渡し場所に変更があったときは、山辺町はその都度これを山形三菱に届け出ることとする。

(実績報告書)

第5条 協定第7条に規定する実績報告書は、様式2のとおりとする。

附則

この実施細目は、令和2年1月22日から効力を生じるものとする。

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力要請書

山形三菱自動車販売株式会社
(代表者)

様

山辺町 町長

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定第3条に基づき、次のとおり車両及び給電装置の貸与を要請します。

協力要請を行った者の所属、職・氏名及び連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 () -
口頭・電話による連絡日時	年 月 日 時 分	
車両及び給電装置の貸与を必要とする場所		
現地担当者の所属、職・氏名及び連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 () -
協力要請の理由		
協力要請する車種・台数	/ 台	
協力要請の期日及び引渡し場所	期間	年 月 日 ~ 月 日 (日間)
	場所	
備考		

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力実績報告書

山辺町 町長

様

山形三菱自動車販売株式会社
(代表者)

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定第 7 条に基づき、次のとおり車両及び給電装置の貸与に関する協力を実施しました。

連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 () -
貸与した車両の 車種、車両登録番号	車種 登録番号	
貸与した場所		
貸与した日数 及び走行距離 (オドメーター)	貸与日数	年 月 日 ~ 月 日 (日間)
	走行距離	km
		(貸出時 km ~ 返却時 km)
備考		

2-34 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

山辺町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、山辺町 全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、山辺町 全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 2年 3月12日

甲) 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地

山辺町長 遠藤 直幸

乙) 宮城県仙台市青葉区本町 1 丁目 12 番 17 号

株式会社ゼンリン

東北第一エリアグループ長 福本 宏

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとし

ます。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

2-35 指定管理施設における災害対応への支援に関する協定書

(株式会社パスラボ)

山辺町（以下「甲」という。）と株式会社パスラボ（以下「乙」という。）は、乙が管理・運営する指定管理施設における災害対応への支援について、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が山辺町内で行う災害対応について、乙が支援するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲は、山辺町地域防災計画に基づき、乙が指定管理者として管理・運営する施設を利用して実施する災害対応、又はその他災害対応に必要な措置について、乙に対して、その支援を要請することができる。

2 乙は、甲の要請に対し、可能な限り、通常業務に優先して積極的に支援するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第4条 第2条第1項の規定により、乙が行う支援にかかる費用については、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、施設ごとに締結している指定管理に関する協定の内容等を参考に、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協力体制の構築)

第5条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平常時から相互の連絡体制について、別途書面により情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意

思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 3月12日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町 町長 遠藤 直幸

乙 山辺町中央公園及び体育施設指定管理者
山形県山形市あこや町1丁目2-4
株式会社パスラボ
代表取締役社長 吉村 和文

2-36 災害時における緊急輸送に関する協定書（山辺観光タクシー株式会社）

山辺町（以下「甲」という。）と山辺観光タクシー株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対してタクシーによる緊急輸送の協力を求めるときの必要事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第1号）で協力要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、第1項の規定により甲から協力要請を受けたときは、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の輸送業務
- （2）ボランティアの輸送業務
- （3）災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- （4）その他甲が必要とするタクシーによる支援業務

（業務の報告）

第4条 乙は、甲から要請のあった業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書（様式第2号）で甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定の規定により乙が実施した業務に要した経費等については、甲が負担するものとし、その費用は通常の実費として甲乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、提供したタクシーが故障その他の理由により運行できなくなったときは、速やかに代替タクシーを手配して、運行の継続に努めるものとする。

2 乙は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合において、その業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に使用した車両が、汚損し、若しくは損傷したときは、甲は、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従事者に対する補償は災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月山形県条例第66号）に定めるところに準じて行うものとする。

(1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者からその補償を受けることができる場合

(協議)

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 3月12日

甲 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町 町長 遠藤 直幸

乙 山形県東村山郡山辺町大字山辺2250-1
山辺観光タクシー株式会社
代表取締役 土屋 昭智

2-37 災害時における停電解消の早期化に関する協力協定書（東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター）

山辺町（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山辺町内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴い大規模な停電が発生した場合において、甲及び乙が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への社員の派遣）

第3条 乙は、災害により大規模な停電が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合には、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に乙の社員を派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣された乙の社員は、災害情報の収集・伝達等に関する乙の窓口となり、必要に応じこの協定の履行に関する甲の連絡責任者との各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合には、乙の電力供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧に当たり、電源車等の復旧設備の使用については、優先的に復旧が必要な重要施設の状況を甲及び乙が共有した上で、乙により判断するものとする。

（電力設備の復旧に対する協力）

第5条 甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力設備の復旧に支障を来す場合には、当該道路の迅速な復旧に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 甲は、災害時における乙の電力設備の復旧に必要な資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定に関する甲及び乙の連絡先は、甲においては山辺町防災対策課、乙においては東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター総務課とし、甲及び乙は、相互の連絡体制を確認するために情報交換会を適宜開催するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月23日

甲 山辺町緑ヶ丘5番地
山辺町
山辺町長 遠藤 直幸

乙 山形市本町二丁目1番6号
東北電力ネットワーク株式会社
山形電力センター所長 曾根 賢治

3 防災組織等

3-1 山辺町防災会議委員名簿

委員別	役 職 名
1号委員	東北森林管理局 山形森林管理署 署長
	東北農政局山形県拠点 総括農政推進官
	東北地方整備局 山形河川国道事務所 所長
2号委員	県村山総合支庁 総務企画部 部長
	県村山総合支庁 建設部 部長
	県村山総合支庁 保健福祉環境部 医療監（兼）村山保健所長
3号委員	山形県警察 山形警察署 署長
4号委員	山辺町 副町長
	山辺町 総務課 課長
	山辺町 政策推進課 課長
	山辺町 税務課 課長
	山辺町 町民生活課 課長
	山辺町 保健福祉課 課長
	山辺町 産業課 課長
	山辺町 建設課 課長
	山辺町 教育課 課長
5号委員	山辺町 教育長
6号委員	山形市消防本部 消防長
	山辺町消防団 団長
7号委員	東日本電信電話㈱宮城事業部山形支店 災害対策室長
	東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター 所長
8号委員	山辺町自主防災会連絡協議会 会長
9号委員	陸上自衛隊第六師団第20普通科連隊第3中隊 隊長
	山形農業協同組合 代表理事組合長
	山辺町商工会 会長
	最上川中部水道企業団 企業長
	社会福祉法人山辺町社会福祉協議会 会長
	山辺町危険物安全協会 会長
	やまのべ女性の会 会長

3-2 防災関係機関の連絡先

機 関 名	所 在 地	一般電話回線	
		電 話	F A X
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所	山形市成沢西四丁目 3-55	688-8421	689-1081
山形地方気象台	山形市緑町 1-5-77	624-1946	625-3193
農林水産省東北農政局山形地域センター	山形市松波一丁目 3-7	622-7231	622-7256
東北森林管理局山形森林管理署	寒河江市元町一丁目 17-2	0237- 86-3161	0237- 86-3163
陸上自衛隊第6師団神町駐屯地	東根市神町南三丁目 1-1	0237- 48-1151	0237- 47-1784
山形県防災くらし安心部防災危機管理課	山形市松波二丁目 8-1	630-2230 630-2231	633-4711
山形県消防防災航空隊	東根市大字若木七窪 5690	0237- 47-3275	0237- 47-3277
山形県村山総合支庁総務企画部防災安全室	山形市鉄砲町二丁目 19-68	621-8352	624-3056
山形県村山総合支庁建設部河川砂防課	山形市鉄砲町二丁目 19-68	621-8225	623-5532
山形県村山総合支庁建設部道路課	山形市鉄砲町二丁目 19-68	621-8210	625-5190
山形県立中央病院総務課救急救命担当	山形市大字青柳 1800	685-2660	685-2601
村山保健所	山形市十日町一丁目 6-6	627-1100	627-1126
山形警察署警備課	山形市松山一丁目 1-23	627-0110	622-4404
東日本電信電話(株)山形支店設備部	山形市薬師町二丁目 18-1	621-9181	631-1134
東北電力ネットワーク(株)山形電力センター	山形市本町二丁目 1-6	634-8030	625-8153
山辺町消防団	山辺町緑ヶ丘 5	667-1119	667-1112
社会福祉法人山辺町社会福祉協議会	山辺町大字大塚 836-1	664-7982	664-7988
天童市東村山郡医師会	天童市桜町 2-20	654-4528	654-9219
山辺町商工会	山辺町大字山辺 50	664-5939	664-5634
山形農業協同組合	山形市旅籠町一丁目 12-35	641-3121	631-4714
最上川中部水道企業団	中山町大字長崎 4848	662-2163	662-2159
山形広域環境事務組合立谷川リサイクルセンター	山形市大字漆山字中川原 4019-7	687-2040	678-2050
山形市総務部防災対策課	山形市旅籠町二丁目 3-25	641-1212	624-8847
山形市消防本部通信指令課	山形市緑町四丁目 15-7	634-1198	624-6687
山形市消防本部警防課	山形市緑町四丁目 15-7	634-1197	624-6687
山形市消防本部救急救命課	山形市緑町四丁目 15-7	634-1193	624-6687
上山市庶務課	上山市河崎一丁目 1-10	672-1111	672-1112
天童市総務部危機管理室	天童市老野森一丁目 1-1	654-1111	653-0704
中山町総務広報課	中山町大字長崎 120	662-4899	662-5176

3-3 自主防災組織

No.	組 織 名	設立年月	No.	組 織 名	設立年月
1	駅前地区自主防災会	H29. 4	35	東高楯防災会	H29. 4
2	大手町自主防災会	H23. 7	36	西高楯防災会	H21. 4
3	弾正淵防災会	H18. 8	37	緑ヶ丘二丁目地区自主防災会	H30. 3
4	下裏小路防災会	H23. 8	38	緑ヶ丘三丁目地区自主防災会	H29. 4
5	上裏小路自主防災会	H28. 3	39	緑ヶ丘四丁目町内会防災班	H23. 10
6	西館自主防災会	H18. 4	40	緑ヶ丘六丁目町内会防災	H29. 4
7	前の内自主防災会	H22. 4	41	大寺地区災害連絡協議会	H17. 2
8	西町防災会	H20. 12	42	西之表自主防災会	H16. 11
9	北ノ宿防災会	H19. 4	43	天神防災会	H19. 1
10	上野地区自主防災会	H28. 4	44	橋本地区自主防災会	H18. 7
11	上宿地区防災会	H22. 1	45	学校前自主防災会	H22. 11
12	上田小路地区自主防災会	H23. 4	46	久保地区自主防災会	H22. 8
13	大門1丁目防災会	H17. 4	47	南組自主防災会	H18. 6
14	大門二丁目防災会	H23. 4	48	大寺北組防災会	H20. 4
15	大門町三丁目自主防災会	H21. 9	49	蓮台寺自主防災会	H17. 12
16	大門四丁目防災会	H19. 7	50	熊沢防災会	H21. 7
17	大門五丁目自主防災会	H25. 9	51	宿防災会	H17. 7
18	大門6丁目自主防災会	H23. 4	52	上道防災会	H18. 7
19	大門町七丁目防災会	H20. 4	53	荒宿防災会	H20. 4
20	大門東光台防災会	H24. 6	54	中地区防災会	H16. 3
21	長嶋一丁目自主防災会	H24. 4	55	作谷沢防災会	H17. 1
22	長嶋3丁目自主防災会	H29. 10	56	根際1地区防災会	H23. 11
23	沢寺地区自主防災会	H29. 4	57	根際2防災会	H21. 10
24	田中地区自主防災会	H22. 9	58	根際第3地区自主防災会	H21. 4
25	南町一丁目防災会	H24. 4	59	根際第四地区防災会	H22. 8
26	田小路地区自主防災会	H29. 4	60	根際五地区自主防災会	H28. 12
27	鍛冶町二丁目防災会	H24. 4	61	根際第6地区防災会	H18. 4
28	新町二丁目自主防災会	H23. 4	62	根際七地区防災会	H25. 7
29	新町三丁目防災会	H23. 6	63	大塚自主防災会	H29. 4
30	清水町防災会	H22. 5	64	要害第1地区自主防災会	H21. 4
31	三河尻地区防災会	H21. 2	65	要害駒場自主防災会	H20. 10
32	東町防災会	H23. 4	66	要害第3地区自主防災会	H21. 4
33	高楯一丁目自主防災会	H17. 4	67	近江地区自主防災会	H20. 4
34	高楯二丁目自主防災会	H22. 10			

4 災害危険箇所等

4-1 土砂災害危険区域

No.	危険区域の所在地	地すべり		がけ崩れ			土石流		町一斉点検箇所
		国土交通省所管一斉点検	林野庁所管一斉点検	急傾斜地一斉点検	山腹崩壊一斉点検	建築基準条例「第4条の2」がけ条例	土石流危険溪流	崩壊土砂流出	
1	大字山辺字諏訪						○		
2	大字山辺（上宿）			○（人工斜面）				○	○
3	大字山辺字愛宕山							○	
4	大字大寺字西光山鬼の目					○		○	○
5	大字大寺字千手堂						○		
6	大字大寺字蓮台寺						○		○
7	大字北垣字上堰					○			
8	大字杉下	○法				○			○
9	大字杉下字入ノ山				○				
10	大字大蔵（大蔵）	○		○（自然斜面）					
11	大字大蔵（東）					○			
12	大字大蔵（前方）					○			
13	大字大蔵（荒谷）							○	
14	大字大蔵（相の沢）			○（自然斜面）		○			○
15	大字大蔵（平）								○
16	大字大蔵（玉虫）					○			
17	大字北山（面白）	○法				○			○
18	大字北山（湯舟）	○法		○（自然斜面）	○	○			○
19	大字北山（軽井沢）	○			○			○	○
20	大字北山（軽井沢）				○				
21	大字北山（松山）				下松山 ○			○	○
22	大字北山（遅根）								○
23	大字築沢（日向）	○							
24	大字北作（沢下）			○（自然斜面）	○				
25	大字築沢（道六神）			○（自然斜面）		○			
26	大字畑谷（清水・土木山・中組・坊ノ前）						○		
27	大字築沢（東部）			○（自然斜面）					
28	大字北作（大杉向）				○	○			○
29	大字北作（上芦沢）				○	○			○
30	大字北作（上芦沢）						○		
31	大字畑谷（前坂）				○				○
32	大字畑谷（上郷）							○	
33	大字畑谷（西向）			○（自然斜面）		○			

No.	危険区域の所在地	地すべり		がけ崩れ			土石流		町一斉点検箇所
		国土交通省所管一斉点検	林野庁所管一斉点検	急傾斜地一斉点検	山腹崩壊一斉点検	建築基準条例「第4条の2」がけ条例	土石流危険渓流	崩壊土砂流出	
34	大字畑谷（摂待）						○		
35	大字畑谷（西黒森・檜実沢）						○		
36	大字根際字藤内・田子山		○					○	
37	大字根際（的場）			○（自然斜面）					
38	大字根際（根際二）			○（自然斜面）	○	○	○	○	○
39	大字根際字入ノ山							○	
40	大字根際（源長寺）					○	○		○
41	大字根際（門前）			○（自然斜面）					○
42	大字要害字黒坂							○	
43	大字要害字新田原・竹原						○		○
44	大字要害字下原					○			
		6（内法指定3）	1	11	10	16	10	11	18

注：○法は法指定危険区域

4-2 土砂災害警戒区域等

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
摂待沢	12-09	土石流	大字畑谷	H19. 2. 23	県告第 150 号	H19. 2. 23	県告第 152 号
檜実沢	12-11	土石流	大字畑谷	H19. 2. 23	県告第 150 号	H19. 2. 23	県告第 152 号
上芦沢	12-12	土石流	大字北作	H19. 2. 23	県告第 150 号	H19. 2. 23	県告第 152 号
沢上川 1	12-15-1	土石流	大字畑谷	H19. 2. 23	県告第 150 号	H19. 2. 23	県告第 152 号
沢上川 2	12-15-2	土石流	大字畑谷	H19. 2. 23	県告第 150 号	-	-
沢上川 3	12-15-3	土石流	大字畑谷	H19. 2. 23	県告第 150 号	H19. 2. 23	県告第 152 号
沢下	2-1406	急傾斜地の崩壊	大字北作	H19. 2. 23	県告第 150 号	H19. 2. 23	県告第 152 号
道六神	2-1407	急傾斜地の崩壊	大字築沢	H19. 2. 23	県告第 150 号	H19. 2. 23	県告第 152 号
馬道	2-1408	急傾斜地の崩壊	大字築沢	H19. 2. 23	県告第 150 号	H19. 2. 23	県告第 152 号
西向	2-1409	急傾斜地の崩壊	大字畑谷	H19. 2. 23	県告第 150 号	H19. 2. 23	県告第 152 号
愛宕山 1	12-H001	土石流	大字山辺	H23. 9. 30	県告第 820 号	H23. 9. 30	県告第 823 号
大寺沢 2	12-17	土石流	大字大寺	H23. 9. 30	県告第 820 号	H23. 9. 30	県告第 823 号
大寺沢	12-4	土石流	大字大寺	H23. 9. 30	県告第 820 号	H23. 9. 30	県告第 823 号
蓮台寺沢	12-5	土石流	大字大寺	H23. 9. 30	県告第 820 号	-	-
荒宿沢	12-16	土石流	大字北垣、 大字大寺	H23. 9. 30	県告第 820 号	H23. 9. 30	県告第 823 号
大寺沢 1	12-6	土石流	大字大寺、 大字山辺	H23. 9. 30	県告第 820 号	H23. 9. 30	県告第 823 号
上宿	1-0001	急傾斜地の崩壊	大字山辺	H23. 9. 30	県告第 820 号	H23. 9. 30	県告第 823 号
湯舟 1-1	2-1401-1	急傾斜地の崩壊	大字北山	H23. 10. 28	県告第 916 号	H23. 10. 28	県告第 917 号
湯舟 1-2	2-1401-2	急傾斜地の崩壊	大字北山	H23. 10. 28	県告第 916 号	H23. 10. 28	県告第 917 号
湯舟 2	2-14H001	急傾斜地の崩壊	大字北山	H23. 10. 28	県告第 916 号	H23. 10. 28	県告第 917 号
大蕨 1	2-1402	急傾斜地の崩壊	大字大蕨	H23. 10. 28	県告第 916 号	H23. 10. 28	県告第 917 号
大蕨 2	2-14H003	急傾斜地の崩壊	大字大蕨	H23. 10. 28	県告第 916 号	H23. 10. 28	県告第 917 号
相ノ沢	2-1403	急傾斜地の崩壊	大字大蕨	H23. 10. 28	県告第 916 号	H23. 10. 28	県告第 917 号
大蕨-1	69-1	地すべり	大字大蕨	H23. 10. 28	県告第 916 号	-	-
大蕨-2	69-2	地すべり	大字大蕨	H23. 10. 28	県告第 916 号	-	-
大蕨-3	69-3	地すべり	大字大蕨	H23. 10. 28	県告第 916 号	-	-
大蕨-4	69-4	地すべり	大字大蕨	H23. 10. 28	県告第 916 号	-	-
面白-1	70-1	地すべり	大字北山	H23. 10. 28	県告第 916 号	-	-
湯舟-1	71-1	地すべり	大字北山	H23. 10. 28	県告第 916 号	-	-
湯舟-2	71-2	地すべり	大字北山	H23. 10. 28	県告第 916 号	-	-

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
杉下-1	73-1	地すべり	大字杉下	H23. 10. 28	県告第 916 号	-	-
杉下-2	73-2	地すべり	大字杉下	H23. 10. 28	県告第 916 号	-	-
杉下-3	73-3	地すべり	大字杉下	H23. 10. 28	県告第 916 号	-	-
源長寺沢	12-7	土石流	大字根際	R3. 3. 26	県告第 245 号	-	-
神沢川	12-8	土石流	大字根際	H24. 8. 24	県告第 848 号	H24. 8. 24	県告第 851 号
山辺南沢 2	12-H004	土石流	大字根際	H24. 8. 24	県告第 848 号	H24. 8. 24	県告第 851 号
雨上沢川	12-14	土石流	大字要害	H24. 8. 24	県告第 848 号	-	-
要害沢 1 南	12-H006	土石流	大字要害	H24. 8. 24	県告第 848 号	-	-
要害沢 2	12-H007	土石流	大字要害	H24. 8. 24	県告第 848 号	H24. 8. 24	県告第 851 号
根際 1	2-1405	急傾斜地の崩壊	大字根際	H24. 8. 24	県告第 848 号	H24. 8. 24	県告第 851 号
根際 3	2-1404	急傾斜地の崩壊	大字根際	H24. 8. 24	県告第 848 号	H24. 8. 24	県告第 851 号
根際 2	2-1410	急傾斜地の崩壊	大字根際	H24. 8. 24	県告第 848 号	H24. 8. 24	県告第 851 号
要害	2-14H002	急傾斜地の崩壊	大字要害	H24. 8. 24	県告第 848 号	H24. 8. 24	県告第 851 号
大杉向	2-14H021	急傾斜地の崩壊	大字北作	H26. 4. 30	県告第 448 号	H26. 4. 30	県告第 452 号
上芦沢	2-14H023	急傾斜地の崩壊	大字北作	H26. 4. 30	県告第 448 号	H26. 4. 30	県告第 452 号
大杉向-1	68-1	地すべり	大字北作	H26. 10. 3	県告第 855 号		
大杉向-2	68-2	地すべり	大字北作	H26. 10. 3	県告第 855 号		
馬道・明神	68-3	地すべり	大字築沢	H26. 10. 3	県告第 855 号		
上芦沢	17-17	土石流	朝日町水本 大字北作	H28. 4. 12	県告第 438 号	H28. 4. 12	県告第 441 号
若クルマ沢	17-26	土石流	朝日町水本 大字北作	H28. 4. 12	県告第 438 号	H28. 4. 12	県告第 441 号
滝の平	79	地すべり	山形市大字 滝平 大字大塚	H28. 4. 12	県告第 438 号		
堰口	1-2413	急傾斜地の崩壊	朝日町水本 大字北作	H28. 4. 12	県告第 438 号	H28. 4. 12	県告第 441 号
上芦沢 1-2	2-2420-2	急傾斜地の崩壊	朝日町水本 大字北作	H28. 4. 12	県告第 438 号	H28. 4. 12	県告第 441 号
上芦沢 2	2-2421	急傾斜地の崩壊	朝日町水本 大字北作	H28. 4. 12	県告第 438 号	H28. 4. 12	県告第 441 号

計 54 カ所

4-3 土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設

施設名	所在地	土砂災害警戒区域等		
		箇所名簡	箇所番号	自然現象
山辺町立相模小学校	大字根際2283	山辺南沢2	12-H004	土石流

4-4 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

施設名	所在地
安達峰一郎記念保育所	大字山辺 2212
仙英学園 ゆりかご幼稚園	大字山辺 5160
特別養護老人ホーム やまのべ荘	大字大塚 814-2

4-5 砂防指定地

番号	指定箇所 (河川・溪流名)	位置	告示番号	告示年月日	備考
6	小鶴沢川	大字杉下	内告示 664 号	昭 11. 12. 17	
10	小鶴沢川	大字杉下	内告示 556 号	昭 15. 10. 22	
57	小鶴沢川	大字杉下	建告示 2222 号	昭 38. 8. 29	
58	軽井沢川	大字北山字軽井沢	建告示 1121 号	昭 39. 3. 31	
59	雨上沢川	大字要害字竹原	建告示 1121 号	昭 39. 3. 31	
60	深井川	大字大蔵字前方	建告示 1121 号	昭 39. 3. 31	
61	湯舟沢・段尻沢	大字北山字湯舟	建告示 1121 号	昭 39. 3. 31	
104	雨上沢川	大字要害字新田原	建告示 602 号	昭 47. 3. 28	
132	面白沢川	大字北山字面白	建告示 102 号	昭 54. 1. 30	
146	石子沢川	大字杉下	建告示 218 号	昭 59. 2. 24	
158	松山沢	大字築沢字松山	建告示 197 号	昭 63. 2. 15	
160	砥草沢川	大字築沢字戸草沢	建告示 197 号	昭 63. 2. 15	
164	山辺南沢	大字根際字田子山	建告示 197 号	昭 63. 2. 15	
178	小鶴沢川・真木袋川	大字大寺字鬼の目	建告示 1038 号	平 3. 4. 15	
195	雨上沢川	大字要害字白坂	建告示 1682 号	平 8. 8. 14	
199	源長寺川	大字根際字源長寺	建告示 2066 号	平 9. 12. 5	
201	上芦沢	大字北作字上芦沢	建告示 1737 号	平 12. 8. 9	
217	山辺南沢	大字根際字田子山	国告示 561 号	平 25. 6. 4	
218	源長寺	大字根際	国告示 784 号	平 26. 8. 11	

4-6 重要水防箇所

(1) 国管理

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評価種別	令和元年度評価		対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所	関連 市町村	出張所
				堤防 (m)					
				A	B				
須川	5.5K 6.6K	山辺 左岸	堤防高 (流下能力不足)		1,138 1,138	積土のう工	鮎洗 14.00m	山辺町 6	寒河江出張所
	6.6K 7.0K	山辺 左岸	堤防高 (流下能力不足)	368 368		積土のう工	鮎洗 14.00m	山辺町 6	
	7.0K 9.3K	山辺 左岸	堤防高 (流下能力不足)		2,290 2,290	積土のう工	鮎洗 14.00m	山辺町 1,5,6	

(2) 県管理

河川名	重要水防箇所						想定水防 工法名	担当水防 管理団体	国交省 出張所	警報基準水位	
	左右 岸別	地先名	合流点から の距離(km)	種別	堤防(m)						
					A	B	量水標	警戒 水位			
小鶴 沢川	左右岸	大字鶴田 ～大字鶴田	須川合流点から 0.4km～1.7km	堤防高		1,300	積土のう 工	山辺町	寒河江 出張所	長崎 (国)	13.30
小鶴 沢川	左右岸	大字鶴田 ～大字大寺字北組	須川合流点から 1.7km～2.2km	堤防高	500		積土のう 工	山辺町		—	—
後明 沢川	左岸	大字下反田 ～大字上反田	須川合流点から 0.0km～3.0km	洗掘	3,000		木流し工	山辺町		—	—

4-7 農業用ため池

No	ため池名	所在地	管理者	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	受益面 積(ha)	防災重点 ため池
1	玉虫沼	大字大蔵字荒谷	最上川中流土地改良区	185.8	527	158	○
2	烏帽子沼	大字北作字烏帽子	大杉向・森・森向地区総代	107	36	8	
3	葎沼	大字北作字烏帽子	(株)山形ゴルフ倶楽部	30	4.6	1	
4	荒谷沼	大字大蔵字荒谷	荒谷地区長	50	36	7	
5	大谷地沼	大字大蔵字松保	(株)太平堂不動産	31.3	9.3	2	
6	尾の窪沼	大字根際字砂押山	根際地区総代	30	1.5	75	
7	巢子沼	大字根際字藤内山	根際地区総代	37.7	12	75	
8	畑谷大沼	大字畑谷字大沼	最上川中流土地改良区	150	758	280	○
9	榛の木 夫婦沼	大字畑谷字板橋	最上川中流土地改良区	35	2.1	289	
10	板橋沼	大字畑谷字板橋	最上川中流土地改良区	150	255	280	○
11	荒沼	大字畑谷字板橋	門伝水利組合	66	717	100	○
12	樋口沼	大字築沢字沼ノ窪	最上川中流土地改良区	200	218.5	289	○
13	曲沼	大字畑谷字板橋	最上川中流土地改良区	19	88	289	
14	巫子窪沼	大字畑谷字大沼	最上川中流土地改良区	105	49.3	289	○
15	鱒沼	大字畑谷字大沼	最上川中流土地改良区	54	13	289	
16	撰待ため池	大字畑谷字撰待	撰待地区長	35	3.6	2	
17	源長寺沼	大字根際字源長寺	山辺町産業課	58	10	0	
18	長沼	緑ヶ丘	山辺町建設課	80	7.2	0	

4-8 山地災害危険地区（民有林）

山腹崩壊危険地区

地区番号	保安林等	治山事業	位置		公共施設等						備考
			大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
1	無	無	北山	下松山					0	町	
2	無	無	北山	湯舟				2	0	町	
3	無	無	北山	軽井沢					0	町	
4	無	無	北山	軽井沢					0	町	
5	無	無	根際	南ノ前		10			0	町	
6	無	無	北作	大杉向		14			1	町	
7	無	無	築沢	上の台			5		0	町	
8	無	無	畑谷	前坂		12			0	町	
9	無	無	北沢	上芦沢				3	0	県	

崩壊土砂流出危険地区

地区番号	保安林等	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等						備考
			大字	字	人家 50戸 以上	人家 49 ～ 10戸	人家 9 ～ 5戸	人家 4戸 以下	(道路除く) 公共施設	道路	
1	土流	概成	根際	田子山		45			2	県	
2	無	無	根際	向原		41			1	町	
3	土流	概成	根際	入ノ山		29			1	町	
4	土崩	概成	山辺	愛宕山		19			0	県	
5	土流	概成	山辺	愛宕山		32			1	県	
6	無	無	大寺	寺山					0	県	
7	無	無	北山	軽井沢					0	町	
8	土流	概成	北山	松山					0	町	
9	土崩	一部概成	畑谷	上郷				4	0	町	
10	保健	無	大蔵	荒谷					0	県	
11	土流	概成	北作	上芦沢				1	0	県	

地すべり危険地区

地区番号	保安林等	止区域指定 地すべり防	治山事業進捗状況	位置		公共施設等					備考	
				大字	字	人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)		道路
1	土流	無	概成	根際	藤内		34			1	県	

(2018年3月末)

5 通信関係

5-1 災害時優先電話設置場所一覧

施設名	所在地
山辺町役場	緑ヶ丘 5
中支所	大字大蔵 1164-1
作谷沢支所	大字築沢 3102-1
山辺小学校	大字山辺 55
旧大寺小学校	大字大寺 1150
相模小学校	大字根際 1084
旧作谷沢小中学校	大字築沢 636
山辺中学校	清水 1-1
中央公民館	大字山辺 1
大寺公民館	大字大寺 1751-1
相模公民館	大字根際 2279-1
近江公民館	近江 3-37
山辺東部公民館	大字山辺 2805-2
山辺南部公民館	大字山辺 1420
山辺北部公民館	大字山辺 975
緑ヶ丘コミュニティセンター	緑ヶ丘 2丁目 4-5
山辺町保健福祉センター	大字大塚 836-1
安達峰一郎記念保育所	大字山辺 2212
町民総合体育館／武道館	緑ヶ丘 1
給食センター	大字大塚字近江 836-1
ふるさと交流センター	大字山辺 216
山辺温泉保養センター	大字大塚 801

計 22 カ所

5-2 災害時特設公衆電話設置可能場所一覧

施設名	所在地
中支所	大字大蔵 1164-1
作谷沢支所	大字築沢 3102-1
山辺小学校	大字山辺 55
旧大寺小学校	大字大寺 1150
相模小学校	大字根際 1084
旧作谷沢小中学校	大字築沢 636
山辺中学校	清水 1-1
中央公民館	大字山辺 1
大寺公民館	大字大寺 1751-1
相模公民館	大字根際 2279-1
近江公民館	近江 3-37
山辺東部公民館	大字山辺 2805-2
山辺南部公民館	大字山辺 1420
山辺北部公民館	大字山辺 975
緑ヶ丘コミュニティセンター	緑ヶ丘 2丁目 4-5
山辺町保健福祉センター	大字大塚 836-1
安達峰一郎記念保育所	大字山辺 2212
町民総合体育館／武道館	緑ヶ丘 1
後藤学園 やまべ幼稚園	大字山辺 1502-3
仙英学園 ゆりかご幼稚園	大字山辺 5160

計 20 カ所

5-3 IP告知設置場所一覧

施設名	所在地	設置場所
山辺町役場	緑ヶ丘 5	1 階 税務課
山辺町役場	緑ヶ丘 5	2 階 防災対策課
中支所	大字大蔵 1164-1	1 階 事務室
作谷沢支所	大字築沢 3102-1	1 階 事務室
山辺小学校	大字山辺 55	1 階 職員室
旧大寺小学校	大字大寺 1150	1 階 職員室
相模小学校	大字根際 1084	1 階 職員室
旧作谷沢小中学校	大字築沢 636	1 階 職員室
山辺中学校	清水 1-1	1 階 職員室
中央公民館	大字山辺 1	1 階 事務室
大寺公民館	大字大寺 1751-1	1 階 事務室
相模公民館	大字根際 2279-1	1 階 事務室
近江公民館	近江 3-37	1 階 事務室
山辺東部公民館	大字山辺 2805-2	1 階 事務室
山辺南部公民館	大字山辺 1420	1 階 事務室
山辺北部公民館	大字山辺 975	1 階 事務室
緑ヶ丘コミュニティセンター	緑ヶ丘 2 丁目 4-5	1 階 事務室
山辺町保健福祉センター	大字大塚 836-1	1 階 事務室
安達峰一郎記念保育所	大字山辺 2212	1 階 職員室
町民総合体育館／武道館	緑ヶ丘 1	1 階 事務室
後藤学園 やまべ幼稚園	大字山辺 1502-3	1 階 職員室
仙英学園 ゆりかご幼稚園	大字山辺 5160	1 階 職員室
県立山辺高等学校	大字山辺 3028	1 階 職員室
山辺温泉保養センター	大字大塚字近江 801 番地	1 階 事務室

計 24 カ所

5-4 防災放送設置場所一覧

設置箇所名	地名地番	設置箇所名	地名地番
山辺町役場	緑ヶ丘 5	面白地区内	大字北山字面白 1228-3
旧山辺町役場	大字山辺字楯 30	北山集会所	大字北山字湯舟 1
山辺南部公民館	大字山辺字弥五屋敷 1420	荒谷地区内	大字大蔵字荒谷 2106-3
山辺東部公民館	大字山辺字境ノ目 2805-1	作谷沢支所	大字築沢字原ノ前 3102-1
諏訪原地区内(町道)	大字山辺字諏訪原 1882-6	畑谷自治公民館跡地	大字畑谷字前田 420-5
安達峰一郎記念保育所	大字山辺字古屋敷 2212	大杉向地区内(町道)	大字北作字大杉向 3331-2 地先
三河尻地区内	大字三河尻字村東 21-3 地先	小針生地区内(町道)	大字北作字小針生 286-3
根際中央自治公民館	大字根際字的場 750	館野地区内	大字北作字館野 507-2
根際地区内	大字根際字向原 1076-1	檜実沢地区内(町道)	大字北作字檜実沢 3028-2
大塚自治公民館	大字大塚字大塚 88-1	撰待自治公民館	大字畑谷字撰待 2287-3
要害地区内(町道)	大字要害字竹原 1185-1	日向地区内(町道)	大字築沢字宿 532 地先
近江公園	近江 6-2	上芦沢地区内(町道)	大字北作字上芦沢 2577-4
大寺公民館	大字大寺字竹ノ花 1751-1	鬼ノ目地区内(県道)	大字大寺字鬼ノ目 3823-1 地先
熊沢公民館	大字大寺字新田 1296-3	大沼地区内(県民の森)	大字畑谷字板橋 1934-7
杉下地区内(町道)	大字杉下字杉下 355-1	鶴田地区内	大字山辺字鶴田 2660
中支所	大字大蔵字中田 1164-1	玉虫地区内	大字大塚字能中 990-5
相ノ沢地区内(県道)	大字大蔵字北ノ沢 2861-3 地先	前方地区内(町道)	大字大蔵字前方 249-5

計 34 カ所

5-5 報道機関

社・局・支部	電話	F A X	所在地
NHK山形放送局	625-9515	633-2842	山形市桜町2番50号
山形放送(株)	622-6360	632-5942	山形市旅籠町二丁目5番12号
山形テレビ	643-2821	644-2496	山形市城西町五丁目4番1号
テレビユー山形	624-8114	624-8372	山形市白山一丁目11番33号
さくらんぼテレビジョン	628-3900	628-3910	山形市落合町85番地
エフエム山形	625-0804	625-0805	山形市松山三丁目14番69号
山形新聞社	622-5271	641-3106	山形市旅籠町二丁目5番12号
朝日新聞社山形総局	622-4868	622-4846	山形市六日町7番10号
読売新聞社山形支局	624-2121	624-0730	山形市松山三丁目14番69号
毎日新聞社山形支局	622-4201	628-2011	山形市木の実町8番3号
産経新聞社山形支局	623-0241	628-3018	山形市東原町三丁目12番8号
河北新報社山形総局	622-2411	642-5059	山形市あこや町三丁目12番11号
日本経済新聞社山形支局	622-2072	642-8854	山形市十日町二丁目4番19号
時事通信社山形支局	631-2157	641-4958	山形市十日町一丁目3番29号
共同通信社山形支局	622-5344	622-5362	山形市旅籠二丁目5番12号
山形コミュニティ放送	634-0762	633-7622	山形市本町二丁目4番14号

6 避難収容関係

6-1 指定緊急避難場所

(1) 小・中学校（体育館）

No.	施設名	所在地	電話番号	グラウンド 面積 (㎡)	体育館 面積 (㎡)	収容可能人数 (人)		地震	洪水 (内水 氾濫含む)	土砂災害
						グラウンド	体育館			
1	山辺小学校	大字山辺 55	664-5005	8,960	952	4,480	476	○	○	○
2	旧大寺小学校	大字大寺 1150	664-5100	7,980	825	3,990	412	○	○	○
3	旧鳥海小・中中学校	大字大蔵 1100	666-2212	4,645	390	2,322	-	○※1	○	○
4	旧作谷沢小・中学校	大字築沢 636	666-2211	9,596	852	4,798	426	○	○	○※2
5	相模小学校	大字根際 2283	664-5254	9,146	594	4,573	297	○	○	×
6	山辺中学校	清水 1-1	664-5028	16,077	1,155	6,354	577	○	○	○
7	町民総合体育館	緑ヶ丘 1	664-7263	-	2,320	-	1,160	○	○	○
8	町武道館	緑ヶ丘 1	664-7263	-	518	-	259	○	○	○
9	県立山辺高等学校	大字山辺 3028	664-5462	16,077	-	8,038	-	○	×	○

※1 旧鳥海小・中中学校はグラウンドを避難場所とする。

※2 旧作谷沢小・中学校はグラウンドを避難場所とする。

(2) 公民館等

No.	施設名	所在地	電話番号	延べ床 面積 (㎡)	収容可能 面積 (㎡)	収容可能 人数 (人)	地震	洪水 (内水 氾濫含む)	土砂災害
1	山辺町中央公民館	大字山辺 1	664-6033	2,679.45	754	377	○	○	○
2	大寺公民館	大字大寺 1751-1	664-5661	567.65	311.90	156	○	×	○
3	役場中支所・公民館	大字大蔵 1173-1	666-2113	715.29	236.92	118	○	○	○
4	役場作谷沢支所 ・公民館	大字築沢 3102-1	666-2121	724.23	387.77 土砂災害時は 108.54	193 土砂災害時は 54	○	○	○※3
5	相模公民館	大字根際 2279-1	664-5663	722.94	302.66	151	○	○	○
6	近江公民館	近江 3-37	664-7895	504.35	198.55	99	○	×	○
7	山辺東部公民館	大字山辺 2805-2	664-6004	502.50	154.12	77	○	×	○
8	山辺南部公民館	大字山辺 1420	665-7305	520.60	240.51	120	○	×	○
9	山辺北部公民館	大字山辺 975	667-0551	641.90	284.84	142	○	○	○
10	保健福祉センター	大字大塚字近江 836-1	667-1177	1,615.95	723.30	362	○	×	○

※3 役場作谷沢支所・公民館は、2階和室を避難所とする。

※4 衛星携帯電話等対応

(3) 公園

No.	公園名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人数 (人)	地震	洪水(内水 氾濫含む)	土砂災害
1	南公園	大字山辺 1482-1	647	約 200	○	○	○
2	長沼公園	緑ヶ丘 4 丁目 1-3	20,000	約 7,000	○	○	○
3	芦沢公園	大字山辺 5768	847	約 250	○	○	○
4	中央公園	緑ヶ丘 1	100,000	約 33,300	○	○	○
5	近江公園	近江 6-2	2,515	約 850	○	×	○
6	天神公園	山辺 2117-1	2,607	約 900	○	○	○
7	近江南公園	近江 21-1	1,696	約 550	○	×	○
8	大門ふれあい公園	大字山辺 4931-1 地先	2,570	約 900	○	×	○
9	緑ヶ丘 1 号公園	緑ヶ丘 3 丁目 1-5	1,929	約 650	○	○	○
10	緑ヶ丘 2 号公園	緑ヶ丘 5 丁目 5-1	1,470	約 500	○	○	○
11	緑ヶ丘 3 号公園	緑ヶ丘 6 丁目 7-14	1,636	約 550	○	○	○
12	大塚天神古墳公園	大字大塚 1133-1	1,496	約 500	○	○	○
13	緑ヶ丘農村公園	緑ヶ丘 5	3,835	約 1,300	○	○	○
14	はったらモア広場	大字畑谷 3951-1	1,148	約 400	○	○	○
15	大寺ふれあい公園	大字大寺 575	4,700	約 1,600	○	○	○

6-2 指定避難所

(1) 小・中学校（体育館）

No.	施設名	所在地	電話番号	体育館 面積 (㎡)	収容可能 人数 (人)	地震	洪水（内 水氾濫含 む）	土砂災害
1	山辺小学校	大字山辺 55	664-5005	952	238	○	○	○
2	旧大寺小学校	大字大寺 1150	664-5100	825	206	○	○	○
3	旧作谷沢小・中学校	大字築沢 636	666-2211	852	213	○	○	×
4	相模小学校	大字根際 2283	664-5254	594	148	○	○	×
5	山辺中学校	清水 1-1	664-5028	1,155	288	○	○	○
6	町民総合体育館	緑ヶ丘 1	664-7263	2,320	580	○	○	○
7	町武道館	緑ヶ丘 1	664-7263	518	129	○	○	○
8	県立山辺高等学校	大字山辺 3028	664-5462	1098	274	○	×	○

※山辺高等学校は協定により町の要請、高校の了承に基づき協力避難所となる2次の避難所とする。

(2) 公民館等

No.	施設名	所在地	電話番号	延べ床 面積 (㎡)	収容可能 面積 (㎡)	収容可能 人数 (人)	地震	洪水（内 水氾濫含 む）	土砂災害
1	山辺町中央公民館	大字山辺 1	664-6033	2,679.45	754	188	○	○	○
2	大寺公民館	大字大寺 1751-1	664-5661	567.65	311.90	77	○	×	○
3	役場中支所・公民館	大字大蔵 1173-1	666-2113	715.29	236.92	59	○	○	○
4	役場作谷沢支所 ・公民館	大字築沢 3102-1	666-2121	724.23	387.77	96	○	○	○
5	相模公民館	大字根際 2279-1	664-5663	722.94	302.66	75	○	○	○
6	近江公民館	近江 3-37	664-7895	504.35	198.55	49	○	×	○
7	山辺東部公民館	大字山辺 2805-2	664-6004	502.50	154.12	38	○	×	○
8	山辺南部公民館	大字山辺 1420	665-7305	520.60	240.51	60	○	×	○
9	山辺北部公民館	大字山辺 975	667-0551	641.90	284.84	71	○	○	○
10	保健福祉センター	大字大塚字近江 836-1	667-1177	1,615.95	723.30	180	○	×	○

※5 衛星携帯電話等対応

6-3 福祉避難所

施設名	所在地	電話	FAX	指定緊急避難場所	地震	洪水（内水氾濫含む）	土砂災害
緑ヶ丘コミュニティセンター	緑ヶ丘2丁目4-5	664-6511	664-6514	○	○	○	○
安達峰一郎記念保育所	大字山辺2212	664-5066	664-5845		○	×	○
特別養護老人ホーム やまのべ荘	大字大塚814-2	665-7891	665-7898		○	×	○
介護老人保健施設メルヘン	大字大寺字竹ノ花1152-1	667-0001	667-0002		○	○	○
スマイルやまのべ	大字山辺1380	667-0438	667-0439		○	○	○
複合介護健康施設しらかば	大字山辺675-1	664-5155	664-5010		○	○	○
学校法人後藤学園やまべ幼稚園	大字山辺1502-3	664-6020	664-6020		○	○	○
学校法人仙英学園ゆりかご幼稚園	大字山辺5160	664-5355	664-5434		○	×	○

7 重機及び車両等

7-1 町内事業所（町建設業協会）の保有機械及び車両

令和4年4月現在

事業所名 所在地 電話番号	機械器具類																												
	バックホウ 0.7	バックホウ 0.4	バックホウ 0.25	バックホウ 0.13	バックホウ 0.13 以下	ブルドーザー 15t 以上	ブルドーザー 15t 未満	タイヤショベル 1m ³ 以上	タイヤショベル 1m ³ 未満	キャリアダンプ 1m ³ 以上	キャリアダンプ 1m ³ 未満	グレーダー	ダンプトラック 10t	ダンプトラック 4t	ダンプトラック 2t	トラッククレーン	台車 大型	台車 4t	トラック 2t	トラック 1t	軽トラック	発電機 20KVA 以上	発電機 20KVA 未満	溶接機	コンプレッサー	チェンソー	草刈機		
(株) 武田組 大字大寺 165 TEL 664-6128 FAX 664-8104		1		3	2			1	1		1				2	2	1		1				20KVA 以上	20KVA 未満		1	1	2	6
(株) 熊谷工務店 大字山辺 2982-1 TEL 664-6040 FAX 664-7938					1															1						2	1		
丸勝工務所 大字大塚 760 TEL 664-5129 FAX 664-5521																					1								1
勝村建設(株) 山形市大字鯉洗 457-1 TEL 681-4567 FAX 681-4568		1	3	1					1						2	2										1	2	4	
(株) 後藤建設工業 大字山辺 1310-8 TEL 665-7753 FAX 665-7885		1	2	1	2				1						2	2											2	3	

事業所名 所在地 電話番号	機械器具類																												
	バックホウ	バックホウ	バックホウ	バックホウ	バックホウ	ブルドーザー	ブルドーザー	タイヤショベル	タイヤショベル	キャリアダンプ	キャリアダンプ	グレーダー	ダンプトラック	ダンプトラック	ダンプトラック	トラッククレーン	台車	台車	トラック	トラック	軽トラック	発電機	発電機	溶接機	コンプレッサー	チェンソー	草刈機		
(有) 笹原組	0.7	0.4	0.25	0.13	0.13	15 t	15 t	1 m ³	1 m ³	1 m ³	1 m ³		10 t	4 t	2 t		大型	4 t	2 t	1 t		20KVA	20KVA						
大字山辺 2914-8 TEL 664-6118 FAX 664-6407															1							2	2				1	1	
(株) 佐藤工務所																													
大字山辺 5841 TEL 664-5919 FAX 664-5909			1												2					1	1	1		1			1	1	
(株) 藤建設																													
大字山辺 3060-1 TEL 664-5509 FAX 664-7769																				1		1				2			
マルイ工業(株)																													
大字大寺 1738-1 TEL 664-7187 FAX 664-7380					1															2		2		1				3	
(有) 森谷工務店																													
大字要害 350 TEL 665-7117 FAX 665-7401					1										1							2	1		1	1	2		
峰田建築																													
大字山辺 1756-2 TEL 664-6747 FAX 664-6704					1																	1					2	1	
(株) 鈴木工務店																													
大字根際 764 TEL 664-6400 FAX 664-6085				1											1	1					1	1					2	2	

事業所名 所在地 電話番号	機械器具類																											
	バックホウ	バックホウ	バックホウ	バックホウ	バックホウ	ブルドーザー	ブルドーザー	タイヤショベル	タイヤショベル	キャリアダンプ	キャリアダンプ	グレーダー	ダンプトラック	ダンプトラック	ダンプトラック	トラッククレーン	台車	台車	トラック	トラック	軽トラック	発電機	発電機	溶接機	コンプレッサー	チェンソー	草刈機	
(有) スズタカ 大字山辺 167 TEL 664-6966 FAX 664-6470	0.7	0.4	0.25	0.13	0.13 以下	15 t 以上	15 t 未満	1 m ³ 以上	1 m ³ 未満	1 m ³ 以上	1 m ³ 未満		10 t	4 t	2 t		大型	4 t	2 t	1 t		20KVA 以上	20KVA 未満					
(株) 丸 祐 吉 田 組 山形市大字下樫沢 900-1 TEL 643-0027 FAX 643-0028			1		1			2				1			2	1			1	1			1					1
(有) スズキ建設工業 大字山辺 2720 TEL 665-7698 FAX 665-7646	2	2	4		1			2					1	8	4	1	1					1	1				1	1
(有) 後 藤 配 管 大字大塚 425-1 TEL 664-6875 FAX 664-6862					1	1										1						3	2			1	1	
(株) 奥 山 商 店 大字山辺 204 TEL 664-5633 FAX 664-5288					1			1														2	5		2		1	
峯 田 建 築 大字北山 1224 TEL 664-8609 FAX 664-8609																					1	1	1		3	2	2	
笠 原 工 務 店 大字山辺 1997-2 TEL 665-7680 FAX 665-7680																				1			1	1	1	1		

事業所名 所在地 電話番号	機械器具類																										
	バックホウ	バックホウ	バックホウ	バックホウ	バックホウ	ブルドーザー	ブルドーザー	タイヤショベル	タイヤショベル	キャリアダンプ	キャリアダンプ	グレーダー	ダンプトラック	ダンプトラック	ダンプトラック	トラッククレーン	台車	台車	トラック	トラック	軽トラック	発電機	発電機	溶接機	コンプレッサー	チェンソー	草刈機
(有) 丸 耕 設 備	0.7	0.4	0.25	0.13	0.13	15 t 以上	15 t 未満	1 m ³ 以上	1 m ³ 未満	1 m ³ 以上	1 m ³ 未満		10 t	4 t	2 t		大型	4 t	2 t	1 t		20KVA 以上	20KVA 未満				
大字山辺 546 TEL 664-8302 FAX 664-8336			1	1	1					1					2						2		2			2	5
(株) リ ラ イ ト																					1		3				1
大字山辺 167-1 TEL 665-8810 FAX 673-9164																											

7-2 災害対策用臨時ヘリポート

番号	施設の名称	施設の所在地	広さ (幅×長さ) (m ²)
1	山辺町中央公園	山辺町緑ヶ丘1	85×155=13,175 m ²
2	山辺町立山辺小学校	山辺町大字山辺55	70×128=8,960 m ²

8 医療救護関係

8-1 医療施設一覧

(1) 山形市内病院

No.	医療機関名	所在地	電話番号
1	国立大学法人山形大学医学部附属病院	山形市飯田西二丁目2番2号	633-1122
2	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800	685-2626
3	山形市立病院済生館	山形市七日町一丁目3番26号	625-5555
4	社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院	山形市沖町79番地の1	682-1111
5	公立学校共済組合東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号	623-5111
6	医療法人篠田好生会篠田総合病院	山形市桜町2番68号	623-1711
7	医療法人社団松柏会至誠堂総合病院	山形市桜町7番44号	622-7181
8	医療法人社団小白川至誠堂病院	山形市東原町一丁目12番26号	641-6075
9	医療法人社団清永会矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号	682-8566
10	医療法人篠田好生会千歳篠田病院	山形市長町二丁目10番56号	684-5331
11	社会医療法人二本松会山形さくら町病院	山形市桜町2番75号	631-2315
12	社会医療法人公徳会若宮病院	山形市吉原二丁目15番3号	643-8222
13	独立行政法人国立病院機構山形病院	山形市行才126番地の2	684-5566
14	医療法人東北医療福祉会山形厚生病院	山形市大字菅沢字鬼越255番地	645-8118
15	医療法人徳洲会山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号	647-3434
16	医療法人横山厚生会横山病院	山形市十日町三丁目6番48号	622-3415
17	井出眼科病院	山形市香澄町三丁目6番13号	641-3111

(2) 山辺町内一般医院

No.	医療機関名	所在地	電話番号
1	伊東医院	山辺町大字山辺310-1	664-5025
2	和敬会クリニック	山辺町大字山辺265	664-5178
3	山辺こどもクリニック	山辺町大字山辺2908-14	664-8488
4	やまのべ藤田クリニック	山辺町大字大塚823-1	665-7003
5	クリニックメルヘン	山辺町大字大寺竹ノ花1152-4	667-0088
6	やまのべ耳鼻咽喉科	山辺町大字山辺1115-7	665-8877
7	やまのべ整形外科	山辺町大字山辺1258-13	665-8900
8	鈴木医院	山辺町大字山辺1068	664-5345
9	ひでたま胃腸科眼科クリニック	山辺町大字山辺6139-6	665-8876
10	武田歯科医院	山辺町大字北垣2	664-6005
11	医療法人社団充歯会 佐藤歯科医院	山辺町大字山辺1269-5	664-7984
12	高橋歯科医院	山辺町大字山辺21-5	664-8217
13	内野歯科医院	山辺町大字山辺3035-1	664-6411
14	医療法人横山歯科医院	山辺町大字山辺2925-1	664-6000
15	緑ヶ丘歯科クリニック	山辺町緑ヶ丘3丁目1-3	674-9041

8-2 医療救護所設置予定場所

(1) 洪水（※内水氾濫を含む）

No.	施設名	所在地	電話番号
1	山辺町中央公民館	大字山辺 1	664-6033
2	山辺北部公民館	大字山辺 975	667-0551
3	相模公民館	大字根際 2279-1	664-5663
4	役場中支所・公民館	大字大蔵 1173-1	666-2113
5	役場作谷沢支所・公民館	大字築沢 3102-1	666-2121

(2) 崖崩れ、土石流及び地滑り

No.	施設名	所在地	電話番号
1	山辺町中央公民館	大字山辺 1	664-6033
2	山辺東部公民館	大字山辺 2805-2	664-6004
3	山辺南部公民館	大字山辺 1420	665-7305
4	山辺北部公民館	大字山辺 975	667-0551
5	大寺公民館	大字大寺 1751-1	664-5661
6	相模公民館	大字根際 2279-1	664-5663
7	近江公民館	近江 3-37	664-7895
8	保健福祉センター	大字大塚 836-1	667-1177
9	役場中支所・公民館	大字大蔵 1173-1	666-2113
10	役場作谷沢支所・公民館	大字築沢 3102-1	666-2121

※No.10 作谷沢支所・公民館は、2階和室を救護所とする。

(3) 震災

No.	施設名	所在地	電話番号
1	山辺町中央公民館	大字山辺 1	664-6033
2	山辺東部公民館	大字山辺 2805-2	664-6004
3	山辺南部公民館	大字山辺 1420	665-7305
4	山辺北部公民館	大字山辺 975	667-0551
5	大寺公民館	大字大寺 1751-1	664-5661
6	相模公民館	大字根際 2279-1	664-5663
7	近江公民館	近江 3-37	664-7895
8	保健福祉センター	大字大塚 836-1	667-1177
9	役場中支所・公民館	大字大蔵 1173-1	666-2113
10	役場作谷沢支所・公民館	大字築沢 3102-1	666-2121

9 災害用備蓄物資及び燃料の調達・供給関係

9-1 災害用備蓄物資

(1) 食料等

品目	令和3年度末備蓄量
ごはん（味付き含む）	6,600食
おかゆ	1,500食
ビスコ	5,610食
イシイの非常食	750食
とん汁	4,800食
けんちん汁	4,800食
卵スープ（個袋）	2,400食
オニオンスープ（個袋）	2,400食
みそ汁（個袋）	2,400食
飲料水 500ml	2,688本
飲料水 20	630本
粉ミルク	12缶
アレルギー対応ミルク	8缶

(2) その他必要な物資

品目	令和3年度末備蓄量
災害時食器セット	22セット（100人用）
炊出し釜	1台
カセットコンロ	46台
日本赤十字社大鍋	1台
給水タンク 60	100個
給水タンク 200	430個
ガソリン缶詰（1缶10）	164缶
毛布	908枚
不織布毛布	623枚
簡易トイレ	37箱（100回／箱）
LED ランタン	10個
災害時緊急マット	860個
銀マット	114枚
マスク	22,600枚
手指消毒用アルコール	240本
スマートフォン用充電ケーブル	42本
スマートフォン用充電器	21個
モバイルソーラーバッテリー	3個
生理用品	2,070枚
紙おむつ（子供用）	1,600枚
紙おむつ（大人用）	976枚
段ボールベッド	64式
簡易ベッド	216台
屋内用テント	108基
大型扇風機	20台

品 目	令和3年度末備蓄量
乾電池（単二）	102本
乾電池（単三）	100本
避難所開設BOX 避難所看板シート1枚、ビブス2着、立ち入り禁止テープ2個、布貼着テープ1個、ゴムバンド1個、メンディングテープ1個、ゼムクリップ1個、アルカリ乾電池（単1形11ヶ・単3形6ヶ・単4形4ヶ）、メガホン1基、ライト1基、ラジオ1個、クリアケース1、ノート1冊、付箋紙1組、ファイルA42組、決裁版（大10・小10）避難者名簿綴1組、ペンケース1個、はさみ1個、油性マーカー（黒1本・赤1本）ホッチキス、針1組、ボールペン2or3本、シャープペンシル10本、替え芯2個、LEDライト1個	22組（各避難所用）
感染症予防対策用品 非接触型体温計4個、手指消毒用アルコール5L、防護服5枚、不織布マスク100枚、ラテックスグローブ100枚、下足袋100枚	18組（各指定避難所用）

9-2 燃料販売店

販売店名	所在地	電話番号
(株) 奥山商店	大字山辺 2976	664-5633
(株) 石山油店	大字山辺 427-1	664-6135
(有) 吉井屋	大字山辺 633	664-5006
山辺ニチベイ石油(株)	大字三河尻 54-2	664-5460
(有) 渡辺燃料店	大字山辺 238-1	664-5351
(株) 石沢燃料店	大字山辺 624-1	664-5239
鍋屋商事(株)	大字山辺 6139-1	664-5838
(株) ジェイエイあぐりんやまがたあぐりんランドさがみ	大字根際 1095-3	664-7755
コメリハード&グリーン山辺店	山辺町緑ヶ丘5丁目1-11	667-0336

10 給水関係

10-1 最上川中部水道企業団保有給水資器材一覧

資器材名	規格	数量
可搬式給水タンク アルミ製	容量 1,000L	1 基
可搬式給水タンク SUS製圧送ポンプ付	容量 1,000L	1 基
可搬式給水タンク 積載用トラック	積載量 1,250kg	1 台
拠点給水用仮設水槽 ソフトタンク	容量 1,000L	1 基
飲料水運搬容器	容量 20L	4 個
	容量 10L	20 個
	容量 6L	1,007 個
	容量 5L	69 個
	容量 4L	480 個
	容量 3L	813 個
業務無線		9 基

10-2 最上川中部水道企業団指定水道工事業者

業者名	所在地	電話番号
稲村工務店	大字山辺 462	664-5403
伊藤配管工務所	大字山辺 3444-3	664-6126
(有)後藤配管	大字大塚 425-1	664-6875
マルイ工業(株)	大字大寺 1738-1	664-7187
(株)奥山商店	大字山辺 204	664-5633
(株)武田組	大字大寺 165	664-6128
(株)後藤建設工業	大字山辺 1310-8	665-7753
勝村建設(株)山辺支店	大字根際 1091-3	664-5371
(株)佐藤工務所	大字山辺 5841	664-5919
司設備工業	大字山辺 705-1	664-7363
富士設備(有)	大字山辺 2917-27	664-6312
(株)青葉設備工業	大字要害 308-1	665-7980

11 防疫・保健衛生関係

11-1 町保有防疫資器材一覧

【保健福祉センター】

資 器 材 名	数 量	備 考
ミストファン（噴霧器）	1	
防護服（ビニール）	350	エプロン型
防護服（不織布）	145	エプロン型
手袋（ゴム M）	900	
サージカルキャップ（不織布）	95	
マスク	3,780	

【町民総合体育館】

資 器 材 名	数 量	備 考
防護服 M サイズ	10	
防護服 L サイズ	10	
防護服フリー	70	
ゴーグル	20	
マスク	369	

12 廃棄物処理関係

12-1 廃棄物処理施設

(1) ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	備考
エネルギー回収施設 (立谷川)	山形市漆山字中河原 4019-7	686-6025	可燃物焼却処理施設
エネルギー回収施設 (川口)	上山市川口字五反田 854-1	672-2711	可燃物焼却処理施設
中央公害清掃 (株) 松山事業所	山辺町大字北山 2451	666-2244	中間処理・最終処分場
立谷川リサイクル センター	山形市漆山字中河原 4019-7	687-2040	不燃物粗大ごみ処理施設
(株) プライム	山辺町大字根際 2284-1	664-7362	中間処理
(株) 村山コンポスト 松山事業所	山辺町大字北山字松山 2487	687-0751	堆肥化处理

(2) し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	備考
山形広域クリーン センター	山形市沼木高野内 486-3	644-5570	

12-2 廃棄物処理委託業者

業者名	所在地	電話番号	備考
(有) 吉田総合商事	山辺町大字要害 38	664-7258	収集運搬
(有) 原田衛生	山辺町大字山辺 4920-1	664-5321	収集運搬
中央公害清掃(株)	山形市鑄物町 1-4	647-3855	処分

12-3 廃棄物収集運搬・処分許可業者

(1) し尿・浄化槽汚泥収集運搬、浄化槽清掃業

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
山辺清掃社	山辺町大字大寺 439	664-6108
(有)吉田総合商事	山辺町大字要害 38	664-7258
(有)原田衛生	山辺町大字山辺 4920-1	664-5321
東北ナノテック(株)	山形市美畑町 5-5	627-6255

(2) 一般廃棄物収集運搬・処分

施 設 名	所 在 地	電話番号	備 考
中央公害清掃(株)	山形市鋳物町 1-4	647-3855	収集運搬・処分業
(株)中央特殊興業	山形市松栄 2-4-51	646-1313	収集運搬業
(有)岡崎清掃社	山形市上町 3-8-62	643-9063	収集運搬業
(有)吉田総合商事	山辺町大字要害 38	664-7258	収集運搬業
(有)原田衛生	山辺町大字山辺 4920-1	664-5321	収集運搬業
(有)細谷産廃	山形市大字志戸田 334-2	644-4826	収集運搬業
(株)村山運送	天童市大字山口 13	656-2415	収集運搬業
住田清掃(株)	天童市北目 1-9-8	653-9222	収集運搬業
オールイ環境サービス(株)	尾花沢市大字萩袋 1728-1	0237-25-2754	収集運搬業
(有)金子商事	山形市立谷川 3-2105-4	666-8710	収集運搬業
(株)東北環境システム	山形市大字見崎 7-4	674-6505	収集運搬業

13 文教関係

13-1 文化財一覽

種別	名称	所在地	所有者	指定年月日	指定区分
有形文化財 (建造物)	旧吉田家住宅	大字畑谷字前田 17 外	山辺町	H12. 10. 31	山形県
	安国寺楼門	大字大寺字小鶴沢 518-1 (安国寺)	安国寺	H27. 3. 24	
天然記念物	琵琶沼	大字畑谷 2938-14 外	山形県 (県立博物館管理)	S53. 3. 29	
有形文化財 (建造物)	山野辺陣屋遺構 (山野辺陣屋玄関)	大字山辺 39-4 (旧役場跡地)	山辺町	S49. 4. 20	
	安達峰一郎生家	大字山辺字 975	山辺町	H16. 2. 6	
有形文化財 (彫刻)	大日如来座像	大字大塚 101	威徳寺	H9. 9. 19	
有形文化財 (工芸品)	元禄紅花染小袖	大字山辺 208-1 (山辺町ふるさと資料館)	山辺町	S49. 4. 20	
	杉下日月旗 (日天旗・月天旗)	大字杉下 486 (世尊寺)	杉下地区	S50. 5. 1	
	縮緬紅花染振袖A	大字山辺 208-1 (山辺町ふるさと資料館)	山辺町	H9. 9. 19	
	縮緬紅花染振袖B	大字山辺 208-1 (山辺町ふるさと資料館)	山辺町	H9. 9. 19	
	亀綾織曙染祝着	大字山辺 208-1 (山辺町ふるさと資料館)	山辺町	H9. 9. 19	
	青苧地松竹梅折鶴文様	大字山辺 208-1 (山辺町ふるさと資料館)	山辺町	H9. 9. 19	
	四身松原帆掛手描	大字山辺 208-1 (山辺町ふるさと資料館)	山辺町	H28. 6. 27	
有形文化財 (考古資料)	薬師堂板碑	大字築沢 444	個人	H7. 12. 15	山辺町
	作谷沢磨崖仏	大字畑谷 1639	個人	H7. 12. 15	
	根際多層塔	大字根際 3-7	個人	H7. 12. 15	
	普広寺山経塚出土遺物	大字根際 758 (普広寺)	普広寺	H9. 9. 19	
有形文化財 (歴史資料)	山野辺分見図両高楯深堀町浦々小路明細絵図面	大字山辺 208-1 (山辺町ふるさと資料館)	山辺町	R2. 7. 21	
無形民俗文化財	山辺人形浄瑠璃芝居	大字山辺 208-1 (山辺町ふるさと資料館)	山辺町	S47. 11. 1	
史跡	畑谷城址	大字畑谷 2119 外	作谷沢振興会	S60. 12. 9	
	坊主窪古墳群第1号墳	大字大寺 940-2 大字大寺 942-2	個人	S61. 12. 19	
	山野辺城址	大字山辺 30 外	山辺町 外	H7. 12. 15	
	大塚天神古墳	大字大塚 944 大字大塚 1131- 1 外	天満神社 (管理者大塚地区)、山辺町 外	H16. 2. 6	
	要害古墳群第1号墳	大字要害 959-199 大字要害 959-197	個人	H16. 2. 6	
天然記念物	杉下の大杉 (蟠龍の大杉)	大字杉下 1268	杉下八幡神社	S46. 4. 1	
	湯舟の大モミ	大字北山 46-2	個人	H16. 2. 6	
	愛宕山の大スギ	大字山辺字愛宕山	愛宕神社	H16. 2. 6	

13-2 教科書取次供給所

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	
水戸屋書店	大字山辺 218	664-5167	

14 危険物施設等関係

14-1 危険物貯蔵・取扱業者

No.	名称	設置場所	電話番号	施設の別
1	山形県立山辺高等学校	大字山辺 3028	664-5462	地タ
2	県民の森（森林学習展示館）	大字畑谷 1933-42	666-2116	地タ
3	山形市少年自然の家	大字畑谷 3725（管理棟） 大字畑谷 3694（野外活動施設）	643-8533	地タ
4	学校給食センター	大字大寺 1248	664-5835	地タ
5	(有) 吉井屋	大字山辺 633	664-5006	給取、移タ
6	鍋屋商事(株)	大字山辺 6139-1	664-5838	給取、移タ
7	山辺ニチベイ石油(株)	大字三河尻 54-2	664-5460	給取
8	(有) 渡辺燃料店	大字山辺 28-1	664-5351	一般
9	(株) 石沢燃料店	大字山辺 624-1	664-5239	一般、地タ
10	(株) 奥山商店	大字山辺 2976	664-5633	移タ、一般
11	石川染工(株)	大字山辺 923	664-5011	外タ
12	峰田メリヤス(株)	大字山辺 2862	664-5611	地タ
13	米富繊維(株)	大字山辺 2824	664-8166	地タ
14	(株) 山形ゴルフ倶楽部	大字北作 2979-15(大蔵 3197-1)	666-2221	給取、地タ
15	特別養護老人ホーム やまのべ荘	大字大塚 814-2	665-7891	地タ
16	中央公害清掃(株)	大字北山 2329-2	666-2244	内タ
17	山辺温泉保養センター	大字大塚 799	664-7777	地タ
18	(株) ジェイエイあぐりんやまがた あぐりんランドさがみ	大字根際 1095-3	664-7755	給取
19	(株) コメリ山辺店	緑ヶ丘 5-1-11	667-0336	一般
20	東北電力ネットワーク(株) 西山形変電所	大字北作 2091	645-9102	屋外
21	(有) 豊田薬局	大字山辺 2892-1	622-2747	屋内
22	老人保健福祉施設メルヘン	大字大寺字竹ノ花 1152-1 他	667-0001	地タ
23	山辺町役場	緑ヶ丘 5	667-1111	地タ

※ 地タ…地下タンク 給取…給油取扱所 移タ…移動タンク 一般…一般取扱所

※ 簡タ…簡易タンク 屋外…屋外貯蔵所 屋内…屋内貯蔵所

※ 外タ…屋外タンク貯蔵所 内タ…屋内タンク貯蔵所

14-2 液化石油ガス販売業者

No.	販 売 店 名	所 在 地	電 話 番 号
1	(株) 奥 山 商 店	大字山辺 2976	664-5633
2	(有) 吉 井 屋	大字山辺 633	664-5006
3	(株) 石 沢 燃 料 店	大字山辺 624-1	664-5239
4	(有) 渡 辺 燃 料 店	大字山辺 238-1	664-5351
5	(株) 石 山 油 店	大字山辺 427-1	664-6135
6	鍋 屋 商 事 (株)	大字山辺 6139-1	664-5838
7	(株) ジェイエイあぐりんやまがた あぐりんランドさがみ	大字根際 1095-3	664-7755

14-3 毒物劇物取扱・販売業者

(1) 毒物劇物一般販売業

業 者 名	所 在 地	電話番号	備考
垂 石 薬 局	大字山辺 193	644-5367	
西 村 薬 局	大字山辺 191	664-5138	

(2) 毒物劇物農業用品目販売業

業 者 名	所 在 地	電話番号	備考
荒 井 商 店	大字大塚 1017	644-5996	
(有) 渡 辺 商 店	大字大寺 837	664-5265	
山形農業協同組合 グリーンやまがた北部	大字大寺 1249-2	667-0171	
山形農業協同組合 作谷沢支店	大字築沢 267	666-2026	
水 沢 本 店	大字北垣 101	664-7206	
ア ビ コ	大字山辺 3516-3	664-8606	

15 雪害対策関係

15-1 雪崩発生危険箇所

箇所名	所在地	危険斜面面積 (m ²)	備考
館野	大字北作字館野	24,840	建設課
沢下	大字築沢字沢下	57,190	
西向	大字畑谷字西向	25,200	
前坂	大字畑谷字前坂	16,500	
神明後	大字築沢字神明後	10,400	
大杉向	大字北作字大杉向	102,400	
明神	大字築沢字明神	96,000	
要害	大字要害字新田原	26,040	
北垣	大字北垣字上道	40,000	
上宿	大字山辺字上宿	14,960	
西ノ原	大字畑谷字西ノ原	106,050	

15-2 除雪資機材の整備状況

番号	除雪資機材の整備状況		数量
1	除雪ドーザ	LK-190RM3(11t)	1
2	除雪ドーザ	926M(11t)	1
3	除雪ドーザ	65ZV-2-D(11t)	1
4	除雪ドーザ	ZW140J(11t)	1
5	除雪ドーザ	910K(8t)リース	1
6	除雪ドーザ	910F2(8t)	1
7	除雪ドーザ	WA200-3(11t)	1
8	除雪ドーザ	WA100-8(8t)リース	1
9	除雪ドーザ	WA100-8Y(8t)リース	1
10	除雪ドーザ	WA100-1(11t)	1
11	除雪ドーザ	L19(11t)	1
12	除雪ドーザ	WA100-3(8t)	1
13	除雪ドーザ	LX110-7(11t)	1
14	除雪ドーザ	FL-335(11t)	1
15	除雪ドーザ	E840(11t)	1
16	スノーローダ	NR180	1
17	小型除雪車	HK131K	1
18	小型除雪車	JR60-2	1
19	小型除雪車	HTR86	1
20	小型除雪車	NR222	1

16 ライフラインの応急復旧関係

16-1 土木・建設 (山辺町建設業協会会員)

事業所名	所在地	電話番号
(株) 武田組	山辺町大字大寺 165	664-6128
(株) 熊谷工務店	山辺町大字山辺 2982-1	664-6040
丸勝工務所	山辺町大字大塚 760	664-5129
勝村建設(株)	山形市大字鮎洗 457-1	681-4567
(株) 後藤建設工業	山辺町大字山辺 1310-8	665-7753
(有) 笹原組	山辺町大字山辺 2914-8	664-6118
(株) 佐藤工務所	山辺町大字山辺 5841	664-5919
(株) 藤建設	山辺町大字山辺 3060-1	664-5509
マルイ工業(株)	山辺町大字大寺 1738-1	664-7380
(有) 森谷工務店	山辺町大字要害 350	665-7117
峰田建築	山辺町大字山辺 1756-2	664-6747
(株) 鈴木工務店	山辺町大字根際 764	664-6400
(有) スズタカ	山辺町大字山辺 167	664-6966
(株) 丸祐吉田組	山形市大字下樫沢 900-1	643-0027
(有) スズキ建設工業	山辺町大字山辺 2720	665-7698
(有) 後藤配管	山辺町大字大塚 425-1	664-6862
(株) 奥山商店	山辺町大字山辺 204	664-5288
峯田建築	山辺町大字北山 1224	664-8609
笠原工務店	山辺町大字山辺 1997-2	665-7680
(有) 丸耕設備	山辺町大字山辺 546	664-8302
(株) リライト	山辺町山辺 167-1	665-8810

16-2 電気 (町競争入札参加資格登録者)

事業所名	所在地	電話番号
(株) 大山電機	大字山辺 661	664-5238
峯田電器(株)	大字山辺 1272-4	664-7912

17 災害復旧・復興資金等関係

17-1 災害援護資金

災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	窓口
山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、町民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 但しその世帯の住居が滅失した場合には 1,270万円	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 町 (条例) 3 経費負担 国 2/3 県 1/3	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であつて、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別な事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内で町長の定める率(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5%	町

17-2 母子及び寡婦福祉資金

(1) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 (1) 猶予期間1年以内（1年後も、さらにその事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） (2) 添付書類 町長の罹災証明書	災害救助法の適用は要しない。

(2) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 町長の罹災証明書	災害救助法の適用は要しない。

(3) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6ヶ月	災害救助法の適用は要しない。

17-3 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯 (概ね町民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下)	1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 町社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度 1 世帯 150万円	1 据置期間 貸付の日から6月以内 (災害の状況に応じ2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であつて、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する罹災証明書、見積書等

17-4 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

対象となる自然災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓口																		
1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した場合 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県 4 上記1又は2を含む県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県 (被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託) 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)	支給額は、基礎支援金(住宅の被害に応じて支給する支援金)と加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)の合計額となる。(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。) 1 基礎支援金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> 2 加算支援金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円となる。	被害程度	支給額	全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借(公営住宅以外)	50万円	町
被害程度	支給額																					
全壊	100万円																					
解体	100万円																					
長期避難	100万円																					
大規模半壊	50万円																					
再建方法	支給額																					
建設・購入	200万円																					
補修	100万円																					
賃借(公営住宅以外)	50万円																					

17-5 災害弔慰金及び災害障害見舞金

自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(1) 災害弔慰金

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 町において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 町 3 経費負担 国1/2 県1/4 町1/4 (条例)	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	町
			支給の制限 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不相当と認めた場合	

(2) 災害障害見舞金

対象となる災害	根拠法令	支給対象者	支給限度額	窓口
1 町において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 町 3 経費負担 国1/2 県1/4 町1/4 (条例)	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	町
			支給の制限 1 当該傷害者の傷害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不相当と認めた場合	

17-6 各種住宅資金の概要

(1) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

町及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

融 資 対 象	融 資 限 度 額	融 資 条 件
1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者 ・建設、新築住宅購入、中古住宅購入 住宅が全壊、大規模半壊*又は半壊*した旨の罹災証明書 ※被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することが必要 ・補修 住宅に10万円以上の被害が生じかつ罹災証明書が交付 2 建設 床面積に関する制限なし 3 新築住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から2年以内で人が住んだことがない住宅 4 中古住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅 機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅 5 補修 床面積・築年数に関する制限なし	1 建設資金 (1) 土地を取得する場合 3,700万円 (2) 土地を取得しない場合 970万円 2 新築・中古住宅購入資金 3,700万円 3 補修資金 1,200万円	1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入 (1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数 (2) 据置期間 3年間（その分返済期間延長） 2 補修 (1) 期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数 (2) 据置期間 1年間

※金額は、令和3年4月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。

(2) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの対象とならない災害により、住家等に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯への家屋の補修等費用を対象とした貸付制度。（実施主体は県社会福祉協議会）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 対象世帯 (1) 低所得世帯 （概ね町民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下） (2) 高齢者世帯 （日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限あり）） (3) 障がい者世帯 （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯（所得制限あり））	1 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援 0728 第9号） 2 実施主体 県社会福祉協議会 3 窓口 町社会福祉協議会（民生委員・児童委員）	貸付限度 150万円以内 （全壊の場合250万円以内）	1 据置期間 貸付の日から6月以内（災害の状況に応じ2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦（又は年賦、半年賦） 6 必要書類 官公署の発行する罹災証明書、見積書等

(3) 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金	1 母子及び寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない。 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

17-7 天災融資制度

町及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、町長の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	— —
事業資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの	6.5%以内	3年以内	—

- (注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。
- 2 特別被害者：県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
- 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。
- 4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受け、かつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額 (単位：万円)	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼業者	500 (2,500)	600 (2,500)
		一般農業者	200 (2,000)	250 (2,000)
	林業者		200 (2,000)	250 (2,000)
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

(注) 1 経営資金の () 内は法人に対する貸付限度額

17-8 山形県農林漁業天災対策資金

町及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、町長の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	— —
事業資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの	6.5%以内	3年以内	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受け、かつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額 (単位：万円)	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼業者	500 (2,500)	600 (2,500)
		一般農業者	200 (2,000)	250 (2,000)
	林業者		200 (2,000)	250 (2,000)
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

(注) 1 経営資金の () 内は法人に対する貸付限度額

17-9 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復 旧事業等に関する特 別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 ×0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 ×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 ×25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入× 5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事 業等に係る補助の特 別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推 定額×0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推 定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推 定額×4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用 施設災害復旧事業費 の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措 置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合 は除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施 設に係るものについて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措 置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が 5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林 漁業者等に対する資 金の融通に関する暫 定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者×3% ……の県が1以上

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
		ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であつて、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮する。
第 11 条の 2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%</p> <p>B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限る、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第 16 条 第 17 条 第 19 条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ……の市町村が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の 2 割以上</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
		……の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

(2) 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が5億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
		<p style="text-align: center;">> 当該市町村の標準税収入×20% + (当該市町村の標準税収入-50 億円) ×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1 億円未満である場合を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>
第 5 条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1 千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5 千万円未満である場合を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>
第 6 条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1 千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5 千万円未満である場合を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額> 当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1 千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5 千万円未満である場合を除く。</p>
第 11 条の 2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額 (木材生産部門) × 1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積> 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 12 条	中小企業信用保険法 による災害関係保証 の特例	(4) 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10% (被害額が 1 千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満で ある場合を除く。
第 24 条	小災害債に係る元利 償還金の基準財政需 要額への算入等	第 2 章 (第 3 条及び第 4 条) 又は第 5 条の措置が適用される場 合。

18 様式集

18-1 自衛隊災害派遣要請書

第 年 月 日 号

山形県知事 殿

山辺町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

18-2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

第 年 月 日 号

山形県知事 殿

山辺町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け
については、下記のとおり

号で依頼した自衛隊の災害派遣
部隊の撤収を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤 収 期 日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

18-3 被災者台帳

	世帯主の氏名、住所又は居所 電話番号その他の連絡先	世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	要配慮者 該当有無	要配慮者に該当する事由
	(氏名)			男	T S H R . . .	該 当	① 高齢者 ア 要支援・要介護 イ その他： ② 障害者 ア 障害の種類： イ 障害の程度： ③ 乳幼児 ④ その他：
				女	T S H R . . .	非該当	
	(住所)			男	T S H R . . .	該 当	① 高齢者 ア 要支援・要介護 イ その他： ② 障害者 ア 障害の種類： イ 障害の程度： ③ 乳幼児 ④ その他：
				女	T S H R . . .	非該当	
	(電話番号その他の連絡先)			男	T S H R . . .	該 当	① 高齢者 ア 要支援・要介護 イ その他： ② 障害者 ア 障害の種類： イ 障害の程度： ③ 乳幼児 ④ その他：
				女	T S H R . . .	非該当	
				男	T S H R . . .	該 当	① 高齢者 ア 要支援・要介護 イ その他： ② 障害者 ア 障害の種類： イ 障害の程度： ③ 乳幼児 ④ その他：
				女	T S H R . . .	非該当	
				男	T S H R . . .	該 当	① 高齢者 ア 要支援・要介護 イ その他： ② 障害者 ア 障害の種類： イ 障害の程度： ③ 乳幼児 ④ その他：
				女	T S H R . . .	非該当	

住家等の被害の状況	①住家の被害		備 考
	②住家以外の不動産被害や家財等の動産被害		
	③被災住民の人的被害		
	④その他		
援護の実施状況	①被災者生活再建支援金の支給		
	②各種支援制度による支援の実施状況		
	③その他		
罹災証明書交付状況	①交付状況	未・済	
	②交付年月日	年 月 日 第 号	
台帳情報の他市町村への提供の同意	①同意	あり・なし	
	②同意の時の提供先		
	③提供した場合の提供日時	年 月 日 時	
	④提供した場合の提供先		

申請者連絡先

電話番号		F A X 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役場確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

マイナンバーカード		運転免許証	
身分証明書		保険証	
その他	確認手段：		

18-4 罹災証明書

番号

罹災証明書

住 所		
氏 名		
世帯の 構成員等 ※必要な場合記入	氏 名	続柄等

罹災原因	日時	年 月 日 時頃
	種類	

被災家屋の所在地	山辺町
住家・非住家の別	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 ()
家屋の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない <input type="checkbox"/> ()
浸水等被害内容	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

山辺町長

印

山辺町地域防災計画 資料編

発行日 令和4年7月
発行 山形県 山辺町

〒990-0392
山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地
TEL:023-667-1111 (代表)
FAX:023-667-1112

企画・編集 山辺町 防災対策課
TEL:023-667-1119 (直通)
